CNN 1-7 No.111

2022/9/28 発行

プライバシー インターナショナル ジャパン (**PIJ**)

国民背番号問題検討 市民ネットワーク Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)



季刊発行年4回刊

■巻頭言

月の参院選で、自民は大勝した。というよりも、政権批判の受け皿となる野党の結束がほころびた結果だろう。維新、国民、連合を含めた「右にならえ」の大合唱で、改憲が現実味を帯びてしまった。立民は、大きく議席を減らした。この政党は何を目指しているのかわかりにくい。トップの指導力にも大きな疑問符がつく。「コロナでも、政教分離問題でも、何もしない」の岸田政権に似ている。ということで、れいわや維新が受け皿になったのではないか。共産党も、議席を減らした。多分にロシアによるウクライナ侵略でイメージ低下が影響したのではないか。社民党は、ふんばって、公職選挙法上の政党要件を維持した。

ネットを駆使した右寄りの主張をする政治団体「参政党」は、参院選の比例代表で176万票を得て、初めて議席を獲得した。公職選挙法が定める政党要件も満たした。参政党は2020年に発足し「投票したい政党がないから、自分たちでゼロからつくる」をスローガンに掲げた。活動資金はオンラインで定期的に掲げた。活動資金はオンラインで定期的に混合などを通じて集めた。この政党、陰謀論、ネット保守(ネトウヨ)の疑念が消えない。だが、各種マスメディアの調査によると、この政党に18、19歳の7%、20歳代の6%が投票したという。この世代に限ってみると共産党や社民党よりも高い支持を得ている。

◆ 主な記事 ◆

- ・巻頭言~マイナンバー要らない運動に栄光あれ
- ・【特集】アメリカの政教分離課税の原則とは?
- ・犯罪捜査・刑事裁判の電子化・ICT化とプライバシー
- ・零細事業者をつぶす消費税インボイス制度への変換

NHK党 [2022年4月以前はN国党(NHKから国民を守る党)] は、シングルイシュー(単一争点) 政党である。おとなしくはないが「NHKのスクランブル放送化の実現」を最大の公約に掲げる。先の衆院選での議席獲得に加え、今回の参院選でも1議席を得た。リーダーに勢いがある。

このように、現実の政治状況は、大きく変化 した。これら新興政党は、リアル (対面) よりは、 SNS、ネット、オンライン (遠隔) を駆使し、 勢いを得て、票を獲得する傾向にある。

「ポイントをエサに国民登録証であるマイナカードを持たせ、権威主義国家つくりをすすめる政権に民主国家を語る資格があるはずがない」は「正論」である。マイナンバー要らない運動は、この「正論」を、現実の政治の変化を的確に読みながら、どう広げていくのかが問われてきた。

マイナンバー要らない運動は、戦略の総動員が求められている。運動に誘導するアプリの活用、SNS に動画を頻繁に投稿するなど新たな戦略が要る。クラウドファンディングで資金を集めるのも一案だ。活力を失った既存政党頼みは通用しない。SNS を駆使し、自らが「マイナンバー党」を立ち上げないといけない。今のままでは運動体の持続は至難だ。難しい議論も庶民向けにはご法度だ。リーダーシップが問われている。

「老兵は去るのみ」なのだが・・・・・ 運動体 に栄光あれ!

> 2022年9月28日 PIJ代表 石 村 耕 治

特集:国境をまたぎ政教分離を見る目を養う

アメリカの政教分離課税の原則とは?

宗教マネーと票でマインドコントロールされる米政界

ぬるま湯の政教分離で崩壊する民主的憲法秩序

石 村 耕 治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

メリカでも、政治が、宗教マネーと票 でマインドコントロールされ、深刻な 憲法危機に陥っている。アメリカの憲 法は、政治と宗教の分離(政教分離)を徹底 することで、信教の自由を保障するモデルを 採用する。わが国の憲法も、同じようなモデ ルを採用する。このモデルは、「宗教とは集団 的ノイローゼ」といったフロイト流の考えに 基づくものではない。信教の自由を護るとと もに政教分離の徹底を求める護憲のスタンス である。

アメリカでは、宗教団体への宗教活動や宗 教施設などには税金をかけないこと(課税除 外/免税)にしている。ただし、税金をかけ ない(課税除外にする)4条件の1つとして、 宗教団体は①公職選挙運動や②過度な議会・ 議員工作・立法活動(「政治活動」)をしない と約束するように求める。これが、いわゆる「政 教分離課税の原則」と呼ばれる税法上のルー ルだ。

アメリカの「政教分離課税の原則」は、憲 法の政教分離原則を徹底するためのルールで ある。政治活動大好きな宗教団体には宗教活 動に課税しようというものだ。この原則は、「宗 教団体にも政治活動をする自由がある」との 主張を否定するものではない。どうしても政 治活動をしたい宗教団体は、やればいい。ただ、

その場合は、宗教活動所得(喜捨金/寄附そ の他の投資所得など)や不動産などに課税を 覚悟してやるべきだというスタンスである。

ぬるま湯の政教分離で、「宗教カルトでも正 統派でも、票をくれる宗教はご利益ある宗教 だ」という節操のない政治姿勢では、民主的 な憲法秩序は音を立てて崩れてしまう。現代 のアメリカはそういう状況だ。政教分離の徹 底では、立法府も司法府も優柔不断で、あま り頼りにならない。そこで、政教分離課税の 原則を武器にして、行政(課税庁)に頑張っ てもらうしかない、というわけだ。わが国で の政教分離課税の原則の導入については、賛 否が分かれるだろう。

今号では、石村耕治 PIJ 代表・白鷗大学 名誉教授に、「アメリカ税法上の政教分離課税 の原則」に焦点をあてて報告いただいた。問 題事例にメスを入れ、この原則を支える法制 や執行の仕組み、執行の現状、司法判断など について点検、紹介いただいた。折しも、わ が国でも、政治と宗教のズブズブの関係が厳 しく問われており、時機を得た報告といえる。 対岸の国に実情を知り、国境をまたぎ政教分 離を見る目を養おう。

(CNNニューズ編集局)

≪内容目次≫

◆はじめに

- 1 わが国とどう違う、アメリカの宗教団体法制
 - (1) 連邦の宗教行政を実質的に担う連邦課税庁
 - (2) 警察規制・治安規制は極めてレア

2 教会その他宗教団体への課税除外措置とは

- (1) 非営利団体免税制とは
- (2) 教会非課税制、宗教団体免税制とは
- (3) なぜ「教会」だけが非課税制なのか
- 3 宗教団体の課税除外実務
 - (1) IRS の非営利公益団体用の免税申請書とは

■ © 2022 PIJ ■

- (2) 宗教団体が欲しがる免税適格承認決定書
- (3) グループ免税適格承認とは
- (4) 宗教団体保有固定資産にかかる免税手続
- (5) 宗教団体の免税適格承認基準
 - ①形式的な審査基準
 - ②実質的審査基準
- (6) 課税庁 (IRS) による処分実例の分析
- 4 教会その他宗教団体の政治活動と規制課税
 - (1) 政治活動を理由とする課税除外(免税)適格 取消処分事件
 - ①クリスチャン・エコーズ教団事件
 - (a) IRS の課税除外(免税)適格取消処分
 - (b) 連邦地方裁判所判決
 - (c) 連邦控訴裁判所判決
 - ②ブランチ伝道団事件
 - (2) 教会その他宗教団体による政治活動の法的限界
 - ①不成立に終わった形式基準の導入
 - ②新たな支出基準の導入
 - ③支出基準の限界
- 5 内国歳入庁 (IRS) 教会税金ガイド
 - (1) 実質的なロビイング活動とは何か
 - ①「法律の制定(ロビイング)」の意味
 - ②ロビイング活動の測定
 - (a) 実質的部分基準 (substantial part test)
 - (b) 過多なロビイング活動に対する処分
 - (c) 支出基準
 - (d) 過多なロビイング活動に対する処分
 - (2) 公職選挙キャンペーン活動とは何か
 - ①「公職選挙キャンペーン活動」の意義
 - ②宗教指導者による個人の活動
 - ③1選挙候補者の演説依頼
 - (a) 1 候補者としての演説
 - (b) 平等な参加の機会の保障
 - (c) 公開討論会
 - (d) 候補者としてではない演説
 - ④投票人用ガイド
- 6 近年の政教分離課税原則をめぐる税務執行の動向
 - (1) IRS 政治活動コンプライアンス機動班 (PACI) の立上げ
 - (2) 教会の政治活動にかかる IRS の質問検査権 行使事例

- ①オールセインツ教会事例
- ②キリスト連合教会事例
- (3) 説教壇自由日曜日 (Pulpit Freedom Sunday)
- 7 カトリック教会は政教分離課税原則適用で特別 扱いか?
 - ~納税者からの政教分離課税原則の適用を求め
 - (1) 中絶権擁護派がカトリック教団の免税適格は く奪を求め提訴
 - (2) バイデン信徒の大統領就任で急変するカト リック教団
 - (3)「政教分離課税原則」の適用漏れはカトリッ ク教会だけなのか?
- 8 教会その他宗教団体の「私物化」や「営利企業 化」、「世俗法令違反等」を理由とする課税処分 事例の分析
 - (1) IRS による教団財産の私物化/私的流用規制 の仕組み
 - (2) 教団「私物化」のための宗教活動課税除外(免 税) 措置の危ない使われ方と課税庁 (IRS) の所在
 - (3) IRS による教団の「営利企業化」規制の仕組み
 - (4) サイエントロジー教団事例とは
 - ①連邦課税庁 (IRS) とのバトルのはじまり
 - ②創設者による反税闘争
 - ③司法から見放された教団
 - ④手打ち、教団 IRS の軍門に下る
- 9 宗教カルト巨大化のビジネスモデル
 - (1) 市場原理と宗教カルト巨大化のカラクリ
 - (2) 巨額マネーを政治活動に再投資
 - (3) 巨額マネーのばら撒きで政治を懐柔
 - (4)「宗教弾圧亡き訴追」に苦渋する捜査機関
- 10 NY 市、統一教会と政教分離課税の原則で対峙
 - (1) NY 州の固定資産税法上の宗教用資産免税制
 - (2) 統一教会申請事案の NY 市課税委員会での 審査のゆくえ
 - (3) 統一教会申請事案の NY 州最高裁・控訴部 判決
 - (4) 統一教会申請事案 NY 州上訴裁判所判決

◆むすびにかえて

~ぬるま湯の政教分離で崩壊する民主的憲 法秩序

◆はじめに

アメリカ合衆国(以下「アメリカ」という。) の連邦憲法修正第1条「合衆国議会は、国教の 樹立を規定し、または宗教の自由な活動を禁止す る法律〔中略〕を制定することはできない」とう

たっている。これにより、宗教の自由な活動(信 教の自由)を保障するとともに、国教の樹立(公 定宗教)を禁止すること、つまり、「政教分離」 の原則を明らかにしている。アメリカは、憲法 で、国家(政府)と宗教との厳格な分離(stark independence or separation) を指向する国の

一つとい える。

アメリ カにおけ る政教分 離の原則 は、二つ の不可 分な側面



(public use)

を持ち、あたかも一枚のコイン(硬貨)のような ものだともいわれる。つまり、一つは、国家は宗 教に介入してはならないという「宗教の国家から の自由」の側面である。そして、もう一つは、宗 教は国家に介入してはならないという「国家の宗 教からの自由」の側面である。このように、宗教 と政治が相互に不介入の立場で自律ができて初め て、、政教分離、の確立は可能になる。ひいては、信 教の自由、も積極的に保障できる。信教の自由を 護るとともに政教分離を徹底することで、本物の 民主主義が身近になる。

連邦税法(IRC=Internal Revenue Code /内 国歳入法典)は、教会その他宗教団体を「非営利 公益」目的の団体として取り扱う。そして、他の 民間非営利公益団体と同じように、、宗教活動(本 来の事業)を課税除外(非課税/免税)。とする。 もう少し正確にいえば、教会 (church) は宗教 活動が非課税 (automatic exemption)、その他 宗教団体 (religious organizations) は宗教活 動が免税 (exemption) である。

加えて、連邦税法 (IRC) は、課税除外 (非課 税/免税)とする場合の4つの条件を定めてい る。つまり、「これだけは禁止する」と規定して いる。そのうちの1つは、教会その他宗教団体 が、①公職選挙運動/公職選挙キャンペーン活 動/集票活動/ electioneering や、②過度な議 会・議員工作・立法活動/ロビイング/政治広 報活動 / excessive lobbying or influencing legislation (以下「①と②を一緒にして「政治活 動」ともいう。)を行わないことである。

連邦課税庁である内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) は、禁止事項に違反してい ないかどうかを、教会その他宗教団体からの申請 に基づいて、免税適格承認基準に基づいて審査を する。教会の場合は任意申請、その他宗教団体の 場合は必ず申請しないといけないことになるが、 設立から27か月以内に行わなければならない。 承認審査基準は公表されている。単立教会の場合 の申請と、包括団体の場合の申請(グループ申請) とがある。包括団体によるグループ申請があれば、 クループ内の教会などの単位団体は個別の申請は 不要である。

そして基準を満たしていると判断すれば、IRS は免税適格承認決定書を発行する。免税申請は、 連邦課税庁(IRS)のオハイオ州シンシナティに ある「免税団体・統治団体局 (TE / GE=Tax Exempt & Government Entities Division) が所管している。免税団体・統治団体局は、免税 適格を取得した団体が適格承認外活動をしてい ないか、常時モニターをしている。適格承認外 活動が見つかれば、税務調査し、問題行為の是 正を求め行政指導をする。その際に、中間制裁 (intermediate sanction) として規制税 (excise tax)を賦課することもある。それでも是正されな い場合、あるいは適格承認外活動が重大である場 合には、免税適格承認を取り消し、宗教活動に課 税する厳しい処分をする。

こうした手続は、課税権力(IRS)が、教会そ の他宗教団体に介入ごとにあるのではない。あく までも、教会その他宗教団体が、税制上の支援措 置(免税支援)を受けて宗教活動所得を政治活動 に使うことにつながらないようにすることがねら いである。アメリカ税法上の「政教分離課税の原 則」の本旨でもある。したがって、「宗教団体に も政治活動をする自由がある」との主張は認めな いというのではない。どうしても政治活動をした い教会その他宗教団体は、宗教活動所得への課税 を覚悟してやるべきだとのスタンスにある。

こうした課税または税制を通じた政治活動の規 制措置、政教分離課税の原則については、賛否さ まざまな意見がある。

社会の安寧や福利をはかることにねらいがある 教会その他宗教団体を、他の民間非営利公益団体 と同じように、その自律性・不偏不党性を担保す るための仕組みである、と評価する向きもある。

その一方で、政教分離の保障というよりも、教 会その他宗教団体に対する世俗法(税法)による 規制(他律)ないし課税権力(公権力)の常時介 入を許す仕組みだと批判的に見る向きもある。

そこで、太平洋をまたいでわが国の対外にある アメリカにおける教会その他宗教団体に対する連 邦税法上の政教分離課税原則に焦点をあてて、そ の仕組みや推移について点検・紹介する。わが国 での政教分離問題を正しく見る目を養ううえでの 一助として欲しい。

1 わが国とどう違う、アメリカの宗教団体法制

わが国は、単一国家 (unitary country) であ る。宗教団体の法人格制度については、宗教法人 法 (1951 年法律 126 号) という国レベルでの法 律で規律している。これに対して、アメリカは連 邦国家(federal country)である。教会その他 宗教団体の法人格制度について、州レベル、すな わち各州(正確には50州+連邦首都圏地域~ワ シントン D.C.) の法律で規律している。言いか えると、国、すなわち連邦レベルで宗教活動、宗 教行政を規律する法律は存在しない。すなわち、 アメリカにおいては、教会その他宗教団体が法人 になるための法律を制定するのは各州の議会であ

アメリカは、イングランド国教会(Church of England, Anglican Church) の弾圧から逃れ信 教の自由を求めて、メイフラワー号に乗って移民 してきた非国教徒、ピューリタンなど宗教難民が 中核となって国つくりを進めた歴史を有している。

建国当初、アメリカ諸州は、教会その他宗教 団体に法人格を認めることには極めて消極的で あった。アメリカ国内で特定の教会その他宗教 団体が法人格を得て布教を強化し国教会(state church) と化して覇権を持つことを嫌ったため である。

こうした歴史的な経緯から、ウエストバージニ ア州やバージニア州などのように、この時代にい たっても教会その他宗教団体に対してはいまだ法 人格を認めない州もある。

(1) 連邦の宗教行政を実質的に担う連邦課税 庁 (IRS)

アメリカで宗教活動をする場合、大きく、任意 団体(人格なき団体)でするか、法人をつくって するか選択できる。また、法人をつくって宗教活 動をする場合には、アメリカのどこかの州を選ん で、その州の宗教法人法または非営利法人法に準 拠して宗教法人(団体)を設立する必要がある。

連邦には、宗教法人法のような法人格を付与す る法律がないからである。営利法人(株式会社な ど)や非営利公益法人(NPOやNGO、社会福 祉法人など)を設立する場合も、状況は同じであ る。このことから、各教会その他宗教団体の組織 や運営は、それぞれの教憲ないし宗憲、教規など によると同時に、それぞれ設立地となった州の法 律や規制当局に委ねられている。

わが国では、2つ以上の都道府県にまたがって 活動する宗教法人は、都道府県(知事)ではなく、 国(文科大臣)が法人認証などの事務を担当する 仕組みになっている (宗教法人法5条)。つまり、 所轄庁は、文科省文化庁宗務課である。

それでは、アメリカでは、2つ以上の州にまた がって活動する宗教団体について、連邦レベルで の宗務行政は、どの官庁が担当しているのだろう か。アメリカにおける教会その他宗教団体に対す る行政規制は、刑事規制が必要なケースを別と して、連邦課税庁である内国歳入庁 (IRS) が担 当している。IRS は、連邦税法(内国歳入法典/ IRC) に基づき、連邦のスタンダード(基準)で 教会その他宗教団体を束ねる役割を担っている。

(2) 警察規制・治安規制は極めてレア

宗教テロや宗教カルトに対する警察規制、治 安規制は、連邦捜査局(FBI)や連邦アルコー ル・タバコ・火器局 (ATF)、国土安全保障省 (DHS=Department of Homeland Security) などが担当する。過去には次のようなケースが あった。

【表 1】 教団の警察規制・治安規制ケースとは

● 1987 年:人民寺院事件

1978年11月に南米ガイアナ北部で起きた人 民寺院 (Peoples Temple) 事件は、アメリカ の過激な宗教カルトがかかわった。人民寺院は 1955年にインディアナ州インディアナポリスで 創設された教団である。教祖ジム・ジョーンズは、 キリスト教・共産主義・社会主義を組み合わせた 教理に基づき、人種の平等などを説いた。

教祖は、「宗教の麻薬におぼれている人たちを教 化し、社会主義化しなければならない。人々を教 会に招き入れ、無神論に導かなければならない」 と説いた。説教では「社会主義革命のなかで生ま れていたならば、あなた達は罪の中で生まれてく ることはなかった。あなた達が資本主義国家アメ リカ、差別主義国家アメリカ、ファシスト国家ア メリカで生まれ罪深くなったのだ・・・」と説き、 信徒を導いていった。

その後、教団は、アメリカ国内での迫害(警察 規制)を逃れて、集団で南米ガイアナ北部に移 住し拓いたコミューンのジョージタウンで、大量 殺人や集団自殺で約300人の子どもを含む信徒 918人の人命が失われ、終末を迎えた。

当時現地で仲介に入った連邦議会民主党下院議 員や代表団のメンバー4人が信徒に惨殺された。 このケースでは、連邦議会も調査し、報告書を作 成している。

2 1993 年: ブランチ ダビディアン教団事件

1993 年春に、テキサス州ウェイコ (Waco) で起きた、ブランチ ダビディアン教団(The Branch Davidians) に対する強制捜査も、警察規 制、治安規制の典型である。ブランチ ダビディア ン教団は、当初穏健な宗教集団であったが、1990 年に跡目争いが生じた。1981年に入教したデビッ ド・コレシュ (David Koresh) が新教祖に就い てから、カルト的な終末論と個人崇拝、選民思想、 乱婚、児童虐待、そして、最終戦争に備えて教団 の武装化を急速に進めていった。

連邦アルコール・タバコ・火器局 (ATF= Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms) が、重武装する狂信的な宗教カルト教団を強制 捜査、教祖の逮捕に乗り出すも、教団側の武装 立て籠もりで失敗した。捜査権限は連邦捜査局 (FBI=Federal Investigation Bureau) に移され、 FBI は 19台の戦車、装甲車、武装ヘリを前面に 立てて突入するも失敗、2度目に強行突入でよう やく完全制圧した。武装立て籠もりや集団自殺で、 教祖や子ども25人を含む76人の命が失われ、 痛ましい終末にいたった。

多くの犠牲者が出たことで、当時の連邦司法長 官や FBI 長官は、当時のビル・クリントン大統領 に職を辞することを申し出た。しかし、大統領は 「最も罪深いには教祖コレシュだ」と述べ慰留し、 2人とも職にとどまった。

こうした教団に対する警察規制、治安規制の ケースは、宗教大国といわれるアメリカでも極め てレアである。

わが国でも過激な宗教カルトであるオウム真理 教に対する警察規制のケースが今なお私たちの記 憶に新しい。

教会その他宗教団体への課税除外措置とは

税法における「課税除外」措置は、学問的には、 大きく❶非課税と❷免税、さらには❸非課税と免 税の中間的なものに分けられる。

内国歳入法典 (IRC) は、「tax exemption」 の言葉が使っている。この言葉は、学問上、次の ような意味に解されている。

【表 2】連邦税法の「tax exemption/タックス・エグ ゼンプション」の意味

●課税の対象から除外された一定の物、行為また は事実に関して当初から納税義務が成立しないと いう意味での「非課税」という言葉と、20一定の 法定要件の充足を前提として、申告等の特別な 手続を待って課税除外とされた場合に、いった ん成立した納税義務を事後に解消し消滅させる という意味での「免税」という言葉は、区分して 使われている。ただ、法令上は、税務行政庁の事 前承認を前提として非課税取扱いが行われている ことも少なくない。つまり、本来の概念上の意味 での①非課税でもなく、②免税でもない課税取 扱いが多々ある。加えて、免税と非課税の双方 を含む意味で、「課税除外」の言葉が使われてい るケースもある。一方、アメリカ税法上も、「tax exemption」の言葉は、わが国における

非課税 (automatic exemption, per se exemption, statutory exclusion)、2免税、さらには3前二 者の中間に属する措置を含む形で使われている。

(1) 非営利団体免税制とは

わが国の場合、宗教法人を含む非営利公益法人 については、任意団体(人格のない社団等)が、 それぞれの準拠法に準則して、または各所轄行政 庁の認証または許可を得て法人格を取得したとす る。この場合には、収益事業所得以外については 等しく、自動的に法人税上(および金融収益につ いては所得税法上)の課税除外措置を享受できる ことになっている。また、住民税など各種地方税 についても同様に幅広く課税除外が認められてい る。わが国は、いわゆる公益法人等非課税制を採 用しているからである。

わが法人税法上、任意団体(人格のない社団等) は、非収益事業が非課税とされる(法人税法4条 1項・2項但書)。こうした団体が、単に法人格 を取得したことで非収益事業が課税対象になるの では合理的とはいえない。そこで、イコール・フッ ティング (条件の対等化) の観点から、法人税法(な いし法人格を付与した準拠法)でもって公益法人 等の非収益事業を任意団体の非収益事業の場合と 同等に非課税としているわけである。わが国の場 合、公益法人等の非収益事業に対する非課税措置 は、特典というよりも、イコール・フッティング の観点から採られた当然の措置といえる。

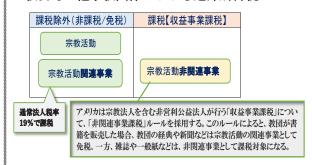
これに対して、アメリカ税法においては、任意 団体(人格のない社団等)の非収益事業/本来の 事業は、収益事業も含めて課税とされる。したがっ て、非営利団体は、法人格のあるなしにかかわら ず、非収益事業について課税除外を望むものは課 税庁(連邦/IRS+州+地方団体)に対し個別に 申請をし、審査を受けたうえで免税適格を得るよ うに求められる。

内国歳入法典 (IRC) 501 条 a 項 は、一定の

© 2022 **PIJ**

国税一目でわかるアメリカ連邦宗教法人課税の仕組み コラム①

■教会その他宗教団体にかかる連邦所得税



■公益増進団体と私立財団の区分



■連邦税上の「公益増進団体」および「私立財団」 への寄附金控除限度額

種類	公益增進団体*1	私立財団	
項目		事業型	助成型
個人の寄附金控除*2			
<mark>(現金)</mark>	60%まで * 3	50%まで	30%まで
(評価性資産)	原則 30%まで	原則 30%まで	20%まで
遺贈への控除	全額	全額	全額
法人寄附金控除限度額*4	課税所得の 25%まで	同左	同左
(現金)		同左	同左
(評価性資産)	課税所得の 10%まで * 5		
投資収益課税	なし	2%	2%
公益性確保のための各種	<mark>あり</mark>	あり	あり
規制税(excise tax)			

[備考]

- * 1 公益増進団体 (public charities) に支出した寄附金 にかかる控除は、公共安全試験団体 (IRC 509条 a 項4号)には適用なし。なお、助成型私立財団 (nonoperating private foundation) に対する棚卸資産 (inventory) などの現物寄附については、公益寄附 金控除の対象とならない (IRC170条 e 項 3 号)。
- *2 個人の寄附金控除 (IRC170条) は、調整後総所 得 (AGI=Adjusted Gross Income) をもとに計 算される。個人の支出した寄附金額が、法定限度 額を超える場合には、5年の繰越控除が認められる (IRC170条b項1号B)。
- *3 個人で、項目別控除 (itemized deduction) を 選択する納税者に限り寄附金控除が認められる のが原則である。つまり、標準控除(standard deduction) 対象者には、寄附金控除が認められな い。しかし、2021課税年については、特例で、 標準控除対象者にも、個別申告で300ドルまで、 夫婦合算申告で600ドルまで控除が認められる。 加えて、現金の寄附については、2021・2022 課 税年については、100%まで認められる。
- * 4 法人の支出した寄附金額が、法定限度額を超える場合に は、5年の繰越控除が認められる(IRC170条d項2号)。
- *5 ただし、代替ミニマム税の適用ある場合もある。

【ひとりごと】

アメリカの場合は、納税者が教会その他宗教団体に寄附した場合、所得税の確定申告において寄附額につ いて寄附金控除を受けることができる。わが国では、「宗教法人への寄附(寄進・喜捨金)に対する寄附 金控除を認めるなんて、とんでもない!」といった声が強いのではないか。しかし、宗教マネーの透明性 を高めるには、領収書を添付することを条件に、社寺などへの寄附に対しても、寄附金控除を法認するの も一案かも?タックス・コンプライアンス(税法令の遵守)の向上には、「逆転の発想」が必要である。

適格非営利法人 (qualified nonprofit corporations) に対し連邦所得税【個人所得税 (individual income tax) と 法 人 所 得 税 (corporate income tax) からなる】を免除している。法典 (IRC) 501条c項3号は、連邦所得税を除外さ れる団体(以下「課税除外(免税)団体(exempt organizations)」ともいう。) として、「もっぱ ら宗教、慈善、学術、公共安全の検査、文芸もしく は教育上の目的でまたは児童もしくは動物の虐待防 止の目的で設立され、かつ、運営されている」非 営利団体(法人か任意団体かは問わない。)をあ

げている。

(2) 教会非課税制、宗教団体免税制とは

教会その他宗教団体は、この法典 (IRC) 501 条 c 項 3 号のもとで、一般的には「慈善団体 (charities)」として言いならされている民間公 益(慈善)団体の一つとして、宗教活動に対す る課税を除外されている。すなわち「宗教団体 (religious organizations)」は課税除外となる。 連邦税法 (IRC) には、広義の宗教団体として、次 のように定義している。

【表3】適格「教会」の範囲

- · 教会 (church)
- ・教会の包括団体 (conventions of churches)
- ・教会の連合体 (associations of churches)
- ・教会の完全な付属機関(integrated auxiliaries of churches)
- ・修道会 (religious orders)
- ・使徒会 (apostolic organizations)

「適格教会」として 〝非課税〟取扱い

「適格教会」以外は 「宗教団体」として 〝免税〟取扱い

すでにふれたように、「課税除外」は、*免税。 と *非課税、とにわかれるが、連邦税法 (IRC) は、 これらの宗教団体のうち、「教会、教会の包括団体、 教会の連合体、教会の完全な付属機関およびもっ ぱら宗教活動をする修道会」を、適格「教会」と して取扱い、その宗教活動を〝非課税〟としている。 一方、適格「教会」以外の残りの宗教団体は〝免税〟 となる。

残りの宗教団体(狭義の「宗教団体」)につい ても、法典(IRC)はとくに定義をしていない。 消去法によれば、非課税となる「適格教会」以外 の団体となる。

具体的には、神学校 (Religious Schools And Seminaries)、伝道協力機関(パラチャーチ組織/ Parachurch Organizations)、教会社会福祉団体 (Religious Social Welfare Organizations)、教 会支援組織 (Supporting Organizations)、海外 伝道会などである。

連邦課税庁 (IRS) は、礼拝施設を備えていない、 あるいは日常的に礼拝行為をしていない、教会そ の他の宗教団体の世俗事務をしている団体、特定 の宗派や教派に属せず、宗教の研究や宗教の振興 などの活動を行っている団体を含む、としている。

(3) なぜ「教会」だけが非課税制なのか

なぜ、信仰、宗教に直接携わる「教会 (church)」 の活動を *非課税、としているのであろうか?そ れは、憲法の信教の自由、政教分離原則を護り、 課税権力(公権力)が宗教活動に介入するのを防 ぐためである。

いずれにしろ、アメリカ税法 (IRC) においては、 非営利の任意団体は、法人格を取得したとしても、 自動的に、当然に課税除外など各種の税金上の措 置を享受できないことになっている。すなわち、 非営利法人免税制を採用しているためである。

あらたに連邦税法および各州の州税・地方団体 の免税資格承認のための審査基準をクリア (充足) できてはじめて本来の事業や関連事業が課税除外 となる。したがって、ごく一部の「例外」を除き、 原則としては法人格を取得した後、課税庁に申請 して、個別の免税審査を受けるように求められる。 この「例外」にあたるのが「教会 (church)」 である。連邦課税庁(IRS)は、教会(church) や宗教団体(religious organization)からの 申請に基づいて、免税適格承認基準に基づき審査 をする。もともと非課税取扱いである教会の場合 は任意申請、その他宗教団体の申請は、設立から 27 か月以内に行うように求められる。承認審査 基準は公表されている。

単立教会の場合の申請と、包括団体や連合体の 場合の申請(グループ申請)とがある。単立教会は、 宗教活動は非課税となっているので、IRS への免 税適格承認申請は強制ではない。しかし、任意申 請は可能である。宗教団体免税適格承認申請が義 務づけられている包括宗教団体がグループ申請を すれば、クループ内の単位教会、修道会、宣教会 などの単位団体は個別の申請は不要である。

いまだ少しわかりにくいかも知れない。【コラ ム❷】でもう一度説明する。

コラム2 アメリカ税法上の「教会」と「宗教団体」との課税取扱いの違い

広義の宗教団体(Religious organizations in a broad sense)

教会(churches)

狭義の宗教団体 (religious organizations in a narrow sense)

連邦税法 (IRC) 上、「教会 (churches)」と は、礼拝施設や正規の教育を受けた宗教教師が礼 拝を司るなど一定の条件[下記【表9】参照]を 満たした団体を指す。「教会」以外は、「狭義の宗 教団体 (religious organizations in a narrow sense) に分類される。教会と狭義の宗教団体 とを一括して、「広義の宗教団体(Religious organizations in a broad sense)」と分類する ことができる。日本語では、広義の宗教団体を指 して「教団」ということも多い。言いかえると、 アメリカで「宗教団体」という場合には、"狭義" すなわち「教会」を含まない意味と、"広義"すな わち「教会」を含む場合とがある。「教会」にあ てはまらない場合は「狭義の宗教団体」になるが、

双方の明瞭な線引きは容易でなく、宗教者と連邦 課税庁(IRS)の間でよく争いになるところである。 連邦税法(IRC)は、「教会」にあたる団体のみ を"非課税"扱いにしている。憲法に定める政教 分離の原則を護るためとされる。"非課税"とな ると、宗教活動は"当然に課税除外(automatic exemption)、になる。したがって、連邦課税庁 (IRS) への免税申請が要らないし、一般に宗教団 体を含む非営利公益免税団体に義務づけられてい る年次情報申告書【annual information return (Form 990, Form 990-EZ or Form 990-N e-Postcard)】の提出も要らない。加えて、連邦 税法(IRC) 7611条 [教会に対する税務上の質 問および検査の限界〕が定められており、連邦課 税庁(IRS)は、教会に対する税務調査において は礼拝行為に不当に介入しないように細心の注意 を払わないといけない。

≪ひとくちに"教会"といってもさまざま≫

毎週末の礼拝参加者が 2,000 人を超える教会 は俗称で「メガ教会 (megachurch)」、1万人を 超える教会は「ギガ教会(gegachurch)」と呼 ばれる。ギガ教会は、全米に 1,300 以上あると みられている。これら巨大教会は、説教にたけた メディア伝道師がおり、礼拝行為の TV 放映やネッ ト配信を得意としている。総数で300万以上の 信徒をかかえている、といわれる。その多くは南 部、さらには中西部に集中している。"説教する不 動産屋、と揶揄されるほどの多くの巨大な建造物 をかかえ、讃美歌や説教、さらには食事会など多 彩なイベントを織り交ぜた週末礼拝を核とした生 活共同体意識を培えるようなマネジメントをして いる。ある意味では、政治にとっては恰好の票の 狩場でもある。

その一方で、キリスト教プロテスタント系のバ プテストやメソジスト、会衆派などの教派など 自主・独立、民主的な地域の礼拝を求める会衆 (congregation)が設立した比較的小規模の単立 教会がある。これらの単立教会の多くは、教皇を トップとする中央集権的な(hierarchical)カト リック教会という包括組織に嫌気をさして、分派 した歴史がある。加えて、小規模な礼拝行為をす る、「セクト(sect)」のような単立の教会もある。 世俗社会から隔絶し、平穏で聖書に忠実な共同体 生活を送るアーミッシュ(Amish)のような教派 (denomination) やクエーカー(Quakers) の

ような教派も含まれる。

さらに、宗教カルト (religious cult) のような 狂信的な宗教集団もある。セクトとカルトとの明 瞭な線引きは難しい。私見であるが、一般に、セ クトは性格的に平穏であり、カルトは過激である。 宗教カルトも、連邦税法(IRC)上は、教会また は宗教団体にあたる。宗教カルトのなかには、政 治活動大好きのところも少なくない。

連邦課税庁(IRS)は、税務執行上、広義の宗 教団体が存在すれば、既成、セクト、カルトかを 問わず、適格「教会」にあたるのか、それとも「宗 教団体」にあたるのか線引きをしないといけない。 「教会」にあたると勝手に解釈して、免税申請も年 次情報申告書の提出もしない宗教団体があれば、 税務調査をし、必要な課税処分をしないといけな い。真正な教会(true church)にあたらず、宗 教団体 (religious organization) にあたるとす れば、団体設立後 27 か月以内に連邦課税庁 (IRS) に免税適格承認申請書の提出を義務づけられてい るからである。

≪宗教団体は神さまに対してのみ会計責任を負

中央集権的なカトリック教会の場合は、各教区 などに置かれている単位教会、修道会、宣教会な どさまざまな組織を束ねている包括団体である合 衆国カトリック司教協議会(USCCB)が、連邦 課税庁(IRS)にグループ免税適格承認をし、IRS からグループ免税適格承認決定書をもらってい る。これにより、グループ全体の宗教活動が課税 除外になる。単位教会、修道会、宣教会などは個 別申請する必要がない。また、グループ内の教会 や宗教団体に寄附した信徒や支援者は、寄付額に ついて確定申告で法定内での公益寄附金控除が可 能になる。非課税の教会か、免税の宗教団体かの 次元での問題は起きない。

受忍義務(免税適格承認申請)が問題になるの は、既成教団ではなく、やはり小規模の単立教 会、あるいは宗教団体のケースである。連邦課 税庁(IRS)は、『IRS教会税金ガイド』などを 出し、宗教者に自発的納税協力 (voluntary tax compliance)を促している。しかし、IRS に対 して「神さまに対してのみ会計責任を負う」とす るわかりにくい説教をする宗教集団もある。世俗 の『IRS 教会税金ガイド』が、聖典にはなかなか 勝てない状態が続いている。

3 宗教団体の課税除外実務

連邦税法 (IRC) は、宗教活動に専念している 教会その他宗教団体については、当然に課税除

外 (automatic exemption per se exemption、 statutory exclusion) となるという意味で「非課 税」の取扱いをしている。他方、例えばキリスト 教の教えをベースにさまざまな非営利公益活動を

する「宗教団体」については、個別申請に基づき 課税除外とするという意味で「免税」の取扱いを している。

(1) IRS の非営利公益団体用の免税申請書とは 連邦課税庁 (IRS) は、様式 1023 〔法典 501 条c項3号のもとでの免税申請書 (Application for Recognition of Exemption Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code), 簡略様式 1023EZ http://www.irs.gov/pub/ irs-pdf/f1023ez.pdf を公表している。

【表 4】様式 1023 [Form 1023]

Form 10.23 Application for Recognition of Exemption (60) Winder Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code Under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code - (Use with the June 2008 revision of the Instructions for Form 1002 and the current Notice 1302)					Note: If exempt status is approved, this application will be open for public inspection.			
Orga publi appli Ati ident	mizations Custon ications, if the re ication may be re tach additional si	s to complete this application and for a defin- per Account Services toll-free at 1-877-820- quired information and documents are not si- turned to you, neets to this application if you need more sp by Part and line number. Complete Parts I -	5500. Visit our we ubmitted with pay ace to answer fu	besite at www.irs.gov froment of the appropriate ly. Put your name and	or form a user EIN or	fee, the	e sheet	
Par	t I Identific	cation of Applicant						
1	Full name of orga	anization (exactly as it appears in your organization)	ing document)	2 c/o Name (if applic	able)			
3	Mailing addres	s (Number and street) (see instructions)	Room/Suite	4 Employer Identification N	lumber	(EIN)		_
_	City or town, sta	ate or country, and ZIP + 4		5 Month the annual accoun	nting pe	riod ends	(01 – 1	(2)
6	Primary contact a Name:	(officer, director, trustee, or authorized repr	resentative)	b Phone:				-
				c Fax: (optional)				
7	provide the auth representative's	nted by an authorized representative, such a norized representative's name, and the name firm. Include a completed Form 2848, Powe with your application if you would like us to	and address of the arms of Attorney and	the authorized Declaration of		Yes		No
8	representative li the structure or provide the per-	who is not one of your officers, directors, trus sted in line 7, paid, or promised payment, to activities of your organization, or about your son's name, the name and address of the pe paid, and describe that person's role.	help plan, mana financial or tax r	ge, or advise you about natters? If "Yes,"		Yes		No
9a	Organization's v	vebsite:						
ь	Organization's e	email: (optional)						
10	are granted tax-	ations are not required to file an information of exemption, are you claiming to be excused . See the instructions for a description of organizations.	from filing Form !	990 or Form 990-EZ? If		Yes		No
11	Date incorporate	ed if a corporation, or formed, if other than a	corporation. (MM/DD/YYYY)	/	/		
12	Were you forme	d under the laws of a foreign country? ne country.		1000		Yes		No
Eor I	Innoversk Radust	tion Act Notice, see page 24 of the instructions	Cont	No. 17133K	Form	1023 (Ray 12	-2013

* 「総 28 頁のうち 1 頁目]

(2) 宗教団体が欲しがる免税適格承認決定書

すでにふれたように、連邦税法 (IRC) は、 501条 c 項 3 号において、民間非営利公益団体 の非営利公益事業 (本来の事業) から得た所得に は、課税しない旨規定する。

このことから、一般に、ホームレス救済やフー ドバンクの運営、人間環境保護などをさまざまな 目的で設立、活動をしている各種市民団体、私立 大学(学校法人)などの本来の事業には連邦所得 税がかからない。

言いかえると、本来の事業とは関連しない事業 (非関連事業)、つまり収益事業から得た所得には 課税される。

教会その他宗教団体も、連邦税法 (IRC) 501 条c項3号のもと、こうした多様な民間非営利 公益団体と同様に、本来の事業である宗教活動で 得た所得には課税されない。つまり、喜捨金、お 布施などの形で信徒などから得た宗教活動会計に 入った収入(総所得)は課税除外となっている。

宗教活動収入(総所得)は、課税除外とされ るものの、その真の性質が、「非課税 (per se exemption)」なのか、「免税 (exemption)」な のかについては、議論のあるところではある。

支配的な見解では、連邦税法(IRC)上「非課 税」とされる適格「教会」とは異なり、一般の民 間非営利公益団体について、非営利公益事業(本 来の事業)から得た所得は「免税」と解されている。 これは、連邦税法(IRC)上の「宗教団体」も同 様である。

したがって、団体の本来の事業について連邦税 上の「免税」の課税取扱いを受けるには、内国歳 入庁 (IRS) が公表している様式 (Form) (申請 書)に必要事項を記載して、適格審査(recognition of exempt status) を受ける必要がある(法典 508条c項)。

一方、これら民間非営利公益団体とは対照的 に、同じ法典 501 条 c 項 3 号上の団体である「教 会」にあてはまる場合には必ずしも様式 1023 [IRC501条c項3号のもとでの免税申請書]を IRS に提出し、免税適格審査を受ける必要はない。

受忍義務がない理由は、憲法が保障する「政教 分離」原則に求めることができる。すなわち、課 税権力は教会その他宗教団体の宗教活動には介入 できないはずであり、宗教活動「非課税」扱いだ から当り前と解することもできる。免税適格審査 すること自体、違憲であるとする見解もある。

にもかかわらず、実際には、ほとんどの教会が、 宗教団体と同じように IRS に対して免税適格承認 申請をして、「免税適格承認決定書 (the 501(3)(c) determination letter)」を得ている。

この背景には、次のような理由がある。

【表 5】教会が免税適格承認決定書を必要とする理由

- ○各州の下位にある地方団体(カウンティ・シ ティ・タウンなど) が宗教用施設に対する固定 資産税の免除や宗教用物品への売上税などへの 用途別免税措置の適用を受ける場合に、当局が、 教会その他宗教団体に対して IRS 発行の免税適 格承認決定書(determination letter)の提示 を求めるケースが多い。
- IRS は、免税適格承認を受けた団体(免税団体) で、寄附者が控除できる公益寄附金の受入団体 (公益増進団体/public charities)一覧(名簿) を公表している。アメリカの場合、教会その他 宗教団体は公益増進団体に自動認定され、納税 者である信徒が教会その他宗教団体に支出した 寄附金は公益寄附金控除の対象となる。教会そ の他宗教団体は、免税適格承認を受けていれば、

IRS 発行の上記の名簿に掲載される。IRS や納 税者は寄附先が公益増進団体かどうかは、この 名簿で容易に確認できる。ひいては寄附者であ る納税者は、教会その他宗教団体から領収書を もらって、確定申告において、容易に寄附金控 除が受けられる。ちなみに、免税適格承認決定 書には、納税者が承認申請をした団体に寄附し た場合には連邦税法 (IRC) 170 条に規定する 公益寄附金控除を受けることができる旨も記さ れている(後記【表6】参照)。

○教会その他宗教団体が、ホームレス救済など公 益的なプログラムを企画し、政府から助成金の 支給を受ける際に、免税適格承認決定書の添付 を求められること多い。

さまざまな行政上の申請をするとする。その場 合、納税証明などの公的資料の添付を求められる ことも少なくない。

教会は、宗教団体などと同様に、連邦税務以外 のさまざまな行政事務で、公的資料の添付を求め られたとする。その場合には、連邦課税庁(IRS) が発行した免税適格承認決定書が極めて信頼性の 高い公的資料として利用されている。

加えて、信徒や民間からの公益寄附金控除の対 象となる寄附金を募る場合や、民間の金融機関か らの融資を受ける場合にも、免税適格承認決定書 がパスポートとして機能している実態がある。

ちなみに、連邦課税庁(IRS)が、教会その他 宗教団体をはじめとした非営利公益団体に対して 発行した「免税適格承認決定書」は、次のような イメージである。

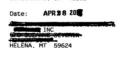
【表 6】免税適格承認決定書(サンプル)

Sample

IRS/Exempt Organization: The 501 (3) (c) determination letter

RNAL REVENUE SERVICE . BOX 2508 INNATI, OH 45201

DEPARTMENT OF THE TREASURY



ng Period Ending: er 31 harity Status: (2) Required:

Dear Applicant:

organization, go to www.irs.gov/charties. Enter "4221-PC" in the to view Publication 4221-PC. Compliance Guide for 501(c)(3) Public which describes your recordiseping, reporting, and disclosure recordise

* [総2頁の1頁目]

(3) グループ免税適格承認とは

教派の包括団体ないし連合体は、内国歳入庁 (IRS) に対し、クループ免税/包括免税適格承認 (group exemption letter, group ruling) を求 めることができる。宗派の包括団体(上位団体) ないし連合体が、グループ免税適格承認を受けて いる場合には、系列の単立教会や単位団体などは、 個別の承認を受ける必要がない。したがって、包 括団体を有しない自治・独立型の会衆派の宗派で あっても、包括組織がグループ免税適格承認を受 けている場合には、その包括組織が毎年 IRS に 対しグループ内の異動情報を提出することで足り る。言い換えると、包括団体のリストに掲載され ていれば、各単位教会は個別の免税適格承認を受 ける必要がない。

例えば、各州のバプテスト教会の包括団体(連 合)の多くはグループ免税適格承認を受けている。 この場合、単立のバプテスト教会は、州連合の布 教プログラムに参加し、教憲・教規などを誠実に 護って布教活動をしていることで、免税適格教会 その他適格宗教団体とみなされる。

もちろん、こうした単立教会は、包括組織のリ ストに掲載されなくとも、宗教活動は当然に課税 除外になることについては、すでにふれた。



(public use)

次にカトリック教会の場合である。合衆国カ トリック司教協議会 (USCCB=United States Conference of Catholic Bishops/以下「USCCB」 または「協議会」という。)は、合衆国とアメリ カ領バージン諸島のカトリック司教からなる包 括団体(上位団体)の宗教団体である。連邦首 都が置かれてるコロンビア特別区 (District of Columbia) 【通称 「ワシントン D.C. (Washington) D.C.)」】の法人法に基づいて法人格を得ている。 また、USCCB(その前身団体を含む。【合衆国カ トリック司教協議会(USCCB==United States Conference of Catholic Bishops) は、2001 年に「カトリック司教全国協議会(National Conference of Catholic Bishops)」と「合衆 国カトリック協議会(United States Catholic Conference)」とが新設合併する形で新たに誕 生した。USCCB は、年間予算が約1億8,000 億ドル、職員数300人程度の規模の団体である。】) は、1946年から連邦課税庁(IRS)から501条 c項3号条に基づいて、クループ免税適格承認 (group exemption letter, group ruling) を受 けている。このグループ免税適格承認決定書で、 協議会(USCCB)のみならず、そのすべての傘 下団体(単位団体)は、各団体それぞれ雇用主番 号(EIN)を取得しないといけないが、宗教活動 について連邦所得課税はない。

包括団体である協議会(USCCB)は、傘下 団体を監督するように求められるが、「傘下団体 (subordinate entities)」であるかどうかは、協 議会(USCCB)が発行する「カトリック公覧 (Official Catholic Directory)」 【最新版は The Official Catholic Directory 2022】に搭載さ れているかどうかで判断される。カトリック公覧 には、毎年、「合衆国におけるローマカトリック教 会が運営する機関や補助機関、ならびに教育、慈 善および宗教団体」のすべてが一覧にされている。

カトリック公覧には、合衆国内の各司教区 (diocese) および大司教区 (archdiocese)、各種 修道会 (religious orders) や宣教会 (missionary organizations)、2つの使徒会 (Apostolates) や1つの高位聖職者会 (Prelature) がリストアッ プされている。その他、カトリックの学校、信仰 団体、各州のカトリック協議会も含まれている。

ちなみに、連邦課税庁(IRS)の免税団体・統 治団体局 (TE / GE=Tax Exempt & Government Entities Division)が、合衆国カトリック司教協 議会(USCCB)に対して、発行したグループ免 税適格承認決定書(2021年)のサンプルは、【図 表 7】のとおりである ¹。

協議会 (USCCB) に発出された連邦税法 (IRC) 501条 c 項 3 号に基づくグループ免税適格承認 決定書は、原則として、これらすべての傘下団体 の宗教活動に対して連邦所得課税を免除すること になる。同時に、理論的には、連邦税法に定める 免税要件は、これらすべての傘下団体に適用され ることになる。

免税適格承認にあたり、連邦課税庁(IRS)は、 政治活動をしないことなど連邦税法(IRC)に定 める条件を遵守するように求める。IRS は、遵 守(コンプライアンス)状況をモニターしてい

【表 7】2021 年 USCCB へのグループ免税適格承認決定書

Internal Revenue Service P.O. Box 2508 Cincinnati, OH 45201

Date: September 1, 2021

Person to Contact: R. Meyer ID# 0110429 Toll Free Telephone Nun 877-829-5500

Dear Sir/Madam:

This responds to your July 29, 2021, required group tax exemption.

Our records indicate that you were issued a determination letter in March 1946, the are currently exempt from federal income tax under section 501(c)(3) of the Interna Revenue Code, and are not a private foundation within the meaning of section 508 the Code because you are described in sections 509(a)(1) and 170(b)(1)(A)(I).

With your request, you provided a copy of the Official Catholic Directory for 2021, includes the names and addresses of the agencies and instrumentalities and the rms your request, you provided a copy of the Official Catholic Directory for 2021, whici includes the names and addresses of the agencies and instrumentalities and the educational, charitable, and religious institutions operated by the Roman Catholic Church in the United States, its territories, and possessions that are subordinate organizations under your group tax exemption. Your request indicated that each subordinate organization is a non-profit organization, that no part of the net earnings thereof incres to the benefit of any individual, and that no substantial part of their activities is for promotion of legislation. You have further represented that none of you subordinate organizations is a private foundation under section 509(a), although all subordinates do not all share the same sub-classification under section 509(a). Based on your representations, the subordinate organizations in the Official Catholic Directory for 2021 are recognized as exempt under section 501(c)(3) of the Code under GEN 0928.

in section 170 of the Code. Bequests, legacies, devises, transfers, or gifts to them for their use are deductible for federal estate and gifts tax purposes if they meet the applicable provisions of section 2055, 2108, and 2522 of the Code.

Subordinate organizations under a group exemption do not receive individual exempletters. Subordinate organizations are not listed in Tax Exempt Organization Search (Pbu 78 data), and many are not listed in the Exempt Organizations Business Maste

* 「総27頁の1頁目]

る。いったん免税適格承認を受けた教会その他宗 教団体であっても、もっぱらその団体の本来の目 的に沿った運営が行われていないと判断される場 合には、その団体に税務調査を実施する。その 調査結果に基づき、IRS は、免税適格外活動を是 正するように行政指導する、あるいは中間制裁 (intermediate sanction) として規制税 (excise tax)を賦課し、問題行為の是正を求める。それ でも是正されない場合や免税適格外活動が重大で ある場合には、免税適格承認を取り消す処分をす ることになっている。免税適格承認取消になると、 教団の宗教事業が課税対象となる。

免税承認取消理由として、具体的には、後記【表 10】(15 頁) にかかげているように、❶政治活 動[選挙運動/過度な立法活動]を理由とする処 分、2課税除外(免税)団体の私物化を理由とす る処分、3営利企業化を理由とする処分、4世俗 法令違反等を理由とする処分がある。

グループ免税適格承認決定書を得ている連合体 内の 1 団体の不適格活動が問われたとする。例え ば、連合体の上位聖職者が「妊娠中絶推進派政治 家には聖体拝領を禁止せよ!」といったような政 治的主張を公言したとする。この場合、包括団体 (グループ) 傘下のあらゆる団体の免税適格に影 響が及び、宗教活動に対して課税処分が行われる ことになるのかが問われる。グループ免税適格承

¹ See, September 1, 2021 Department of the Treasury Person to ...

認の取消しについては、単立の教会その他単立の 宗教団体に対する免税適格の取消しの場合とは次 元の異なる大きな問題が生じる。とりわけ、グルー プ免税適格承認がカトリックのような大規模な包 括団体である場合には、社会的・政治的影響は多 大である。

ただ、「大きすぎて適格承認取消しはできない」 となると、連邦課税庁(IRS)による法の適用に おけるイコール・フッティング (条件の対等化) ルールとぶつかる。また IRS の公平性、政治への 忖度も問われる。

後に、グループ免税適格承認を得ている合衆国 カトリック司教協議会(カトリック教会) に対す る政教分離課税の原則適用の是非をめぐる議論を 紹介する。

(4) 宗教団体保有固定資産にかかる免税手続

アメリカでは、州の下位にある地方団体、つま り、カリフォルニア州内にあるサンフランシスコ 市(シティ)、ニューヨーク州内にあるニューヨー ク市 (シティ) が固定資産税を課している。地方 団体は、教会その他宗教団体をはじめとした非営 利公益団体が、非営利公益目的(本来の事業用) で使用している固定資産 (real property) に対 しては固定資産税を免除している。教会その他宗 教団体の場合は、礼拝施設や宗教教師用住居、境 内地などが免税の対象となる。

固定資産税の免除を受けるには、各団体は、州 税法に基づき対象資産の所在する地方団体の所轄 する官署へ個別に申請をする必要がある。例えば、 教会その他宗教団体(教団)の資産がニューヨー ク市にあるとする。この場合には、ニューヨーク 州固定資産税法(NY State Property Tax Law) に基づき、対象資産の所在するニューヨーク (NY) 課税委員会 (NY City Tax Commission) に申 請をし、免税審査を受けることになる。免税申請 手続のイメージをつかんでもらうために、以下 に、NY 市の「非営利団体所有資産への固定資産 税免除申請書 (Exemption from Real Estate Taxation for Property Owned by Non-Profit Organizations)」のサンプル(【表 8】)を示し ておく。

【表8】では、申請人が教会その他宗教団体のケー スを想定して記載している。項目第4では、連邦 税法 (IRC) 上、どのカテゴリーの非営利公益団 体なのか、そして、連邦課税庁 (IRS) から免税 適格承認決定書を得ているのか。もし決定書を得

【表8】NY 市非営利団体所有固定資産免税申請書(サンプル) NYC

NFP				
3. ORGANIZATION	PURPOSE	Table Co.		
18. CHECK THE PURPOSE Benevolent Educational Library Parsonage or M Scientific	ISI OF THE ORGANIZATION FROM THE LISTING RELOW Blible Historical Literary Literary Literary Supervised youth sportsmann	Cemetery Hospital Public playground Tract (religious)	Charitable Infirmary Missionary Religious	
	law relating to children or animals	Moral or mental impro		
20.	DME TAX STATUS OF ORGANIZATION No 15 the owner exempt from federal in if yes, attach a copy of exemption or	letermination or ruling l		
	sections 5 and 6 and attach a copy fiscal year.			
21. IF EXEMPT, INDIGATE: SUBSECTION AND PA THE INTERNAL REVEN	DAGRAPH OF	IF EXEMPTION WAS RECOGN BY AN ADVANCE RULING INC EXPIRATION DATE OF RULING	DICATE	
23. IF EXEMPTION WAS REEXEMPTION.	COGNIZED BY A GROUP EXEMPTION LETTER, PROVIDE	NAME AND ADDRESS OF ORG	GANIZATION RECEIVING GROUP	
24. Yes	No If the owner is not currently exempt if if the application has been made but paragraph of the IRC below. Attach and attachments.	not approved, indicate	section, subsection and	
25. Ves	No For the last fiscal year, did the organ (Exempt Organization Business Inco If yes, attach copy of Form 990-T.		О-Т	

*「総8頁の3頁文頭+5頁目文頭]

ているのであれば、申請者に、その副本(コピー) を添付するように求めている。

(5) 宗教団体の免税適格承認基準

教会その他宗教団体から免税適格承認の申請が あったとする。この場合、連邦課税庁 (IRS) は、 形式面および実質面の双方から審査を実施する。 審査基準は公開されている。

①形式的な審査基準

教会のような特殊な団体の場合、課税庁(IRS) は、形式的な免税適格承認審査にあたっては、さ まざまな困難が伴う。審査のあり方によっては、 課税庁が、申請した宗派の教憲・教規などを精査 し、*宗教、かどうかを判断することになりかね ないからである。憲法が保障する政教分離原則か らして、大きな問題になりかねない。

こうした要件のもと、内国歳入庁 (IRS) が申 請団体を形式的に審査する基準は、「組織形態基 準(operational test)」とも呼ばれる。審査対 象団体が満たすべき具体的基準は、裁判例などに よると、次のとおりである。

【表 9】形式的な基準/組織形態基準一覧

- 〔申請者個人から〕独立した法的実在(ただし、 法人、信託、人格のない社団のいずれであるか は問わない)であること。
- ②正式な教義および礼拝様式に関する教憲・教規 などを有すること。
- 3既定かつ独自の宗教統治機構を有すること。

- **4**独自の宗教的な歴史を有すること。
- **5**正式な経典および戒律を有すること。
- **6**信徒は他の教会または宗派の関係者ではないこと。
- **⑦**聖職者としてその宗派の祭祀を司る資格のある 宗教教師~キリスト教の牧師・司祭、イスラム 教の導師 (imam)、ユダヤ教のラビ (rabbis) な ど~のいる確固たる団体であること。
- ❸既定の修行課程を修了した、選ばれた聖職者と しての資格のある宗教教師を有すること。
- **9**その団体に関する文献を有すること。
- ●既定の礼拝施設を備えること。
- ▶定期的に礼拝を行っていること。
- ₿宗教教育目的での日曜学校を有すること。なら びに、
- ◐宗教教師を養成する学校を有すること。

課税除外(免税)適格承認審査にあたり、審査 対象団体がこれらすべての要件をクリア (充足) できるのは、若干の既成教派を除き困難である場 合も少なくない。したがって、連邦課税庁 (IRS) も、審査実務においては、こうした基準を審査の 際の一応の目安として利用しているのが実情のよ うである。

裁判所も、IRS の拒否処分の適否について判断 が求められた場合には、必ずしも 14 [**1**~**1**] の基準の適合性に固執していない。これらの基準 のうち、いくつかは差ほど重視する必要がないと する一方で、定期的に礼拝を行っており、その礼 拝が開かれた形で行われているかなどを重視する。

加えて、裁判所独自の判断基準も示しており、 例えば、アパートの一室で、家族縁者だけで、礼 拝所を設置し、礼拝を行っている団体は、「教会」 にあたらないとしている。

また、こうした14の基準によると、例えば、 礼拝施設などを備えないで、ラジオやテレビなど を通じて伝道や募金をしている、いわゆる〝メディ ア伝道師。のケースなどが問題となる。IRSは、 こうしたケースでは、自動的に課税除外(免税) 適格が得られる「教会」には該当しないとしている。

こうしたケースでは、たとえ法人格を得ていた としても、宗教よりも、むしろ教育を目的とする 団体にあてはまり、したがって、「公益(慈善)団体」 として免税適格承認を得て初めて募金収入などが 課税除外(免税)となるとした。裁判所も、この IRS の判断を支持している。

例えば、歯科医師の宣教会で、外国でのゴスペ ル (キリスト教の布教)と歯科治療の改善を目的 としたものは、「教会」にはあたらないとされる。

この団体の場合は、いかなる教会・宗教団体の傘 下にもなく、その構成員はさまざまなキリスト教 の教派からなり、特定のキリスト教派の教義を広 め、信者でない者を対象とした布教を行い信者の 獲得も目指していないため、単なる「公益(慈善) 団体」とされた。

②実質的審查基準

連邦課税庁 (IRS) は、課税除外(免税)適格 承認にあたり、前記形式的基準適合性の審査に加 え、審査対象団体の「目的 (purpose)」が何で あるかについて実質的審査を行う。

この審査は、「団体目的」判定基準にしたがっ て行われる。すなわち、例えば、申請団体が、もっ ぱら免税目的で設立されかつ「私的」ではなく「慈 善」目的に奉仕しているかどうかについて審査を

さらに、この実質審査では、申請団体の運営 が、実際に、前記免税目的および「慈善」目的 に沿って継続的に行われているかどうかについ て審査をする。一般に、この審査は、「団体運営 (operation)」判定基準による審査と呼ばれる。

この基準のもと、いったん免税適格承認を受け た団体であっても、もっぱらその団体の本来の 目的に沿った運営が行われていないと判断され る場合には、IRSは、中間制裁(intermediate sanction) として規制税 (excise tax) を賦課し、 問題行為の是正を求める。

また、こうした中間制裁を行ったのにもかかわ らず団体運営が正常化されていないと見られるとき には、内国歳入庁は、課税除外(免税)適格の取消 処分 (revocation of tax exempt status)、すな わち宗教活動への課税処分を行うことができる。

(6) 課税庁 (IRS) による処分実例の分析

連邦課税庁(IRS)による中間制裁または課税 除外(免税)適格承認取消処分の事由で主なもの としては、次頁(【表 10】)の4つをあげること ができる。これらは、IRSの行政実例や裁判例な どを集約し、分類したものである。

4 教会その他宗教団体の政治活動と規制課税

アメリカ社会における宗教、教会その他宗教団 体、の影響力は無視できない。これら宗教ないし 宗教団体が、保守的であるにしろあるいは逆に社 会改革に積極的であるにしろ、アメリカ社会の世

【表 10】連邦課税庁 (IRS) による処分事例の分析

とする処分

課税除外(免税)適格団体であっても、一般に 「行動 (action)」団体といわれるように、「その団 体の『実質的 (substantial)』活動部分が法律制 定に影響を及ぼすための宣伝活動もしくはそれを 試みようとすること、または、公職への候補者の ための選挙運動への参加もしくは介入することに ある場合」には、中間制裁ないし宗教活動への課 税処分の対象となり得る。

手続としては、まず、連邦課税庁 (IRS) が、問 題のある団体に対して税務調査を実施する。その うえで、問題行為を確認できれば免税適格の濫用 と判断する。次に、税務調査結果を基に、問題行 為の是正を求め暫定的な処分として規制税(excise tax)の賦課をする。それでも、問題行為が是正さ れないときには、免税適格承認を取り消し、宗教 活動への課税処分を行って対応する。

すなわち、教会その他宗教団体は、宗教活動に 課税されることなどを覚悟したうえでなければ、 「実質的な法律制定活動 (ロビィング)」および「選 挙運動への参加・介入」はできない。 言い換えると、 ロビィングについては、*実質的な、程度に至らな い限り許容されるが、選挙運動への参加・介入は、 直接・間接を問わず、全面的に禁止される。したがっ て、例えば、教会その他宗教団体が公職への候補 者あるいは政党を支持・不支持の表明をすること は、禁止される。

また、教会その他宗教団体が特定候補者や政党 の選挙キャンペーンの場所として、礼拝堂などの 非課税施設の利用を認めた場合、間接的な参加・ 介入とみなされる。この場合、たとえ場所代の支 払があったとしても、黙示の推薦とされるおそれ がある。

2課税除外(免税)団体の私物化を理由とする処分

法典501条 c 項 3 号は、課税除外(免税)の 要件として、団体の「純益のいかなる部分」も 「個人持分主または個人の利益」に供されない ように求める。したがって、教会その他宗教団 体を含む課税除外(免税)団体が私益(private inurement) に供されている(私物化の)事実が あるとすれば、処分の対象となる。

問題となる典型的なケースは、団体とそ の役員間での不当な自己取引 (self-dealing transactions) や役員の不当に高額な報酬、ヤミ報 酬、交際費などの勘定科目で処理された不当な経 済的利益(報酬外給付)などである。

教会その他宗教法人が信徒から得た献金、喜捨 金には、課税除外の宗教活動会計に入れて処理す れば、法人所得税はかからない。このため、教会 その他宗教法人の創始者や役員などは、無税の教 会その他宗教団体を、布教活動で獲得したマネー (資金)の「資金洗浄、濾過」するマシーン(装置)、 あるいは「タックスへイブン」として使い、私物 化するケースが出てくる。

こうしたケースでは、手続としては、まず、連 邦課税庁 (IRS) が、問題のある団体に対して税務 調査を実施する。そのうえで、問題行為を確認でき れば免税適格の濫用があったと判断する。次に、税 務調査結果を基に、問題行為の是正を求め暫定的な 処分として規制税 (excise tax) の賦課をする。そ れでも、問題行為が是正されないときには、また は問題行為が重大なときには、免税適格承認を取 り消し、宗教活動への課税処分を行って対応する。

3営利企業化を理由とする処分

連邦税法 (IRC) は、教会その他宗教団体を含 む課税除外(免税)適格団体に対し一定の収益事 業 (関連事業および非関連事業)活動を行うことを 認める。しかし、教会その他宗教団体が、ねずみ 講式の物品販売を行う、あるいは、信徒は定額の 寄進(寄附)を行うことを条件に礼拝、自己啓発 セミナーなどに参加を認めるなどのケースでは問 題になる。とりわけ、その団体の「実質的」活動 部分が、営利企業の活動と同様になってしまって いる場合、連邦課税庁 (IRS) は課税除外 (免税) 適格の濫用を疑う。

手順としては、まず、連邦課税庁 (IRS) は、 問題のある団体に対して税務調査を実施する。そ のうえで、問題行為を確認できれば免税適格の濫 用があると判断する。次に、税務調査結果を基 に、問題行為の是正を求め中間制裁として規制税 (excise tax) の賦課をする。それでも、問題行為 が是正されないときには、または問題行為が重大 なときには、免税適格承認を取り消し、宗教活動 への課税処分を行って対応する。

4世俗法令違反等を理由とする処分

課税除外(免税)団体は、その活動が悪徳商法、 脱税、刑事法などに違反し、または公序に反して はならない。したがって、教会その他宗教団体の 活動が世俗法令に違反する場合には、さまざまな 刑事上、民事上の制裁の対象になる。また、連邦 課税庁(IRS)は、問題のある団体に対して税務 調査を実施する。そして、税務調査結果を基に、 IRS は、問題行為の是正を求め中間制裁として規 制税 (excise tax) の賦課をする。それでも、問 題行為が是正されないときには、または問題行為 が重大なときには、免税適格承認を取り消し、宗 教活動への課税処分を行って対応する。

論形成に果たしてきた役割は大きい。人工妊娠中 絶の非合法化や同性愛者の婚姻を禁じる世俗法制 定に向けた宗教界の運動などに見られるように、 選挙民の政治意識の形成や投票行動にも大きな影 響を及ぼしている。憲法上の政教分離原則の存在

にもかかわらず、政治の動きを左右している現実 があることは否定できない。

すでにふれたように、教会その他宗教団体は、 ①公職への候補者のための選挙運動への参加もし くは介入することにある場合、または②その団体 の「実質的 (substantial)」活動部分が法律制 定に影響を及ぼすための宣伝活動若しくはそれを 試みようとすることにある場合には、その程度に 応じて、課税庁の介入処分(規制税の賦課)、ま たは課税除外(免税)適格取消処分を行ったうえ で宗教活動(本来の事業)への課税処分を行うこ とになる。つまり、団体による①選挙運動/集票 活動/ electioneering と、②過度な立法活動/ 政治広報/議員回り/ロビイング/ excessive lobbying or influencing legislation (以下① と②を一緒にして「政治活動」という。) は、そ の団体の宗教活動に対する課税の引き金になる。

(1)政治活動を理由とする課税除外(免税) 適格取消処分事件

アメリカにおいて、法典501条c項3号の下 で課税除外(免税)適格を得た教会その他宗教団 体が、政治活動「過度な立法活動または選挙運動」 を行ったことを理由に、課税除外(免税)適格取 消処分を受け、宗教活動にも課税を受けたケース は少なくない。ただ、連邦課税庁(内国歳入庁/ IRS) の課税除外(免税) 適格取消処分に対し司 法判断を求めたケースの数も限られている。

課税庁の課税除外(免税)適格取消処分が裁 判で争われ、よく知られているケースとしては、 1970 年代初頭に起きたクリチャン・エコーズ教 団事件と1990年代末に起きたブランチ伝道団事 件があげられる。

①クリスチャン・エコーズ教団事件

クリスチャン・エコーズ教団 対 合衆国事件 (Christian Echoes National Ministry, Inc. v. US. 以下「クリスチャン・エコーズ教団事件」/ 470 F 2d 849 (1972)) は、アメリカにおける 政教分離原則と宗教活動課税除外(免税)との接 点上の課題を検討するうえでも伝説的かつ重要な ケースである。

本件を提起したクリスチャン・エコーズ教団と は、レベレント・B・J・ハーゲス (Reverent B.J. Hargis) とその反共キリスト教運動グループによ り創設された右翼的な宗教団体である。オクラホ マ州法に準拠して宗教法人として設立されたクリ

スチャン・エコーズ教団は、その教憲のなかで、 聖書の強い信念に基づき世界の宗教の撲滅や転覆 をたくらんでいるあらゆる「無神論勢力」を戦う ことをうたっている。この目的を達成するため に、伝道、日曜礼拝その他の活動、さらには各種 の活動者年次総会の開幕、2種類の雑誌の発行お よび宗教放送を行っていた。これらの活動や年約 1.000 回を超える礼拝を通じて、ハーゲス氏は共 産主義、社会主義および政治的なリベラリズムに 挑戦的な説教を行っていた。また、この教団およ びハーゲス氏は、しばしば政治的主張を行ったり、 正式な推薦の形ではなかったが、公職選挙の候補 者への支持を表明したりもした。もっとも、特定 の法律の制定を呼びかけるまたはそれに反対する キャンペーンを行ったのは、非常にまれなことで あった。

(a) IRS の課税除外(免税) 適格取消処分

1962年に、IRS は、税務調査を実施し、クリ スチャン・エコーズ教団が、①もっぱら宗教目的 で活動していないこと、②実質的に法律制定を促 進する活動を行っていたこと、および③選挙運動 に参加又は介入していたことを理由として、同教 団の課税除外(免税)適格を取消し、宗教活動に も課税処分を行った。

クリスチャン・エコーズ教団は、この処分に同 意せず、実質的に法律制定促進活動を行ったとみ なされた年度にさかのぼって税金を払い、課税除 外(免税)適格取消処分の取消および追加納付額 の還付を求めて司法救済を求めた。

(b) 連邦地方裁判所判決

連邦地方裁判所の判決では、問題とされた教団 の活動は、「原告の宗教上の信念からくるもので あり、それはたんに原告の信ずる宗教および教義 概念の解釈の表明及び布教に付随するものであっ た。〔中略〕さらに、このような原告の活動は、 原告の全体的な活動の関係から見ればささいなも のである」と判示した。また、裁判所は、「原告 の行った『その日の時事問題』についての見解表 明は、禁止されている政治運動や立法活動への参 加にあたる行為ではない。したがって、内国歳入 法 (IRC) の条項に違反するものではない。〔中 略〕教会その他宗教団体は、その日の目だったで きごとから隔絶して存在し得ない。」という理由 を示した上で、IRS は、悪意をもって当該教団の 課税資格の変更を行ったと判示した。さらに、裁

16 © 2022 **PIJ** 判所は、政府や司法府が教会その他宗教団体の活 動が宗教にあたるのか政治にあたるのかを判断す ることは、連邦憲法修正第1条の禁止するところ であり、IRS が確たる証拠や憲法上の正当な理由 もなしに修正第1条に違反して課税除外(免税) 適格の取消を行ったことは明らかであると判示し た (No. 67-C-114, N. D. Ok. 7a. (1971))。

(c) 連邦控訴裁判所判決

連邦政府は、連邦地裁が連邦制定法を違憲と判 断したという理由で、連邦最高裁判所へ飛躍上告 を行った。しかし、最高裁は、連邦地裁が制定法 を違憲としてはおらず、運用違憲を示唆したにと どまるとし、飛躍上告を認めなかった(404 U.S. 561 (1972))。このため、本件は、連邦控訴裁 判所で審理された。

連邦控訴裁判所は、連邦地裁の「法律制定活動」 についての解釈に誤りがあるとし、地裁判決を破 棄した。そして、クリスチャン・エコーズ教団が 行った「ワシントンの政策決定に影響を与えるた めに議員に手紙を書こう」とか、「主要テレビ局 の偏向報道に対し議会の調査を要求しよう」、「共 産圏諸国との外交関係を断絶しよう」ないし「連 邦所得税を廃止しよう」というようなアピールに 注目した。さらに、同教団の行った、公民権立法、 1976年公正選挙法、核兵器実験禁止条約、パナ マ運河条約および銃器所持取締立法などに関し、 世論を特定の主張に賛成するように誘導する説教 をも問題にした。裁判所は、このような活動のす べてが、世論を集約、定型化するための間接的な 運動を通じて立法に影響を与えるものであったと 判断した。さらに、裁判所は、連邦税法上の政治 活動の禁止を前提条件として課税除外(免税)適 格を認める条項の合憲性に触れ、連邦憲法修正第 1条にいう信教の自由は、課税除外(免税)取扱 いをする範囲内でのみ制限されるわけであり、こ の課税取扱いはむしろ、政教分離の壁を高くかつ 強固なものにしているとし、合憲の判断を下した。

控訴審判決は、法典 (IRC) 501 条 c 項 3 号 のもとで課税除外 (免税) 適格を得た宗教団体に 禁止される「立法に影響を及ぼす活動」には、議 会への直接的なロビイングのみならず、ある政治 問題について世論や投票人の注意を喚起するため の広報宣伝活動、すなわち草の根ロビイング(ま たは間接的ロビイング)も含まれるとする、きわ めて拡大した解釈をとる判断を示した。

宗教各界は、この判決に異論を唱えた。被控訴

人であるクリスチャン・エコーズ教団側は、移 送命令請求により、連邦最高裁の判断を求めよ うとしたが、受理されなかった (414 U.S. 864 (1973))。このため、本件控訴審判決は確定した。

②ブランチ伝道団事件

ブランチ伝道団 (Branch Ministries, Inc.) は、 ニューヨーク州ビングハムトンに、ピアス・ク リーク教会 (Church at Pierce Creek) を開設 し、1983年に連邦課税庁 (IRS) から課税除外 (免税) 適格承認を得た。ピアス・クリーク教会 は、1992年の大統領選挙投票日の4日前の10 月30日に、統一教会系のワシントン・タイムズ 紙 (Washington Times) と URS ツディ (USA Today) 紙に、ビル・クリントン候補の道徳面 での問題や人工妊娠中絶容認などの政策を攻撃す る意見広告を掲載した。それから3年後の1995 年に、IRS は、ピアス・クリーク教会の課税除外(免 税) 適格取消処分を行った。この意見広告が、教 会をはじめとした法典 (IRC) 501 条 c 項 3 号の もとで課税除外(免税)適格を得た公益団体に禁 止される「法律制定に影響を及ぼす活動」や「公 職への候補者のための選挙運動若しくは介入」に あたるというのが、処分の理由であった。

ピアス・クリーク教会(ブランチ伝道団の単位 団体)は、この IRS の処分を不服として、1995 年4月に連邦地裁に提訴した。教団側は、IRS には課税除外(免税)適格を取り消す権限がな い。したがって、IRSの処分は、連邦憲法修正 第1条及び1993年信教の自由復活法(1993 Religious Freedom Restoration Act)に違反 するというのが提訴の理由であった。この訴訟 は、多くの教会その他宗教団体にも支持された。 しかし、一方では、政教分離を求めるアメリカ 市民連合(Americans United for Separation of Church and State) のような市民団体は、 1993 年信教の自由復活法が宗教団体による政党 政治の関係する選挙キャンペーン活動までをも保



(public use)

護するものではな いとして、IRSの 処分を支持する動 きをみせた。

連邦地裁は、同 年4月30日に、 IRS の主張を支持 する略式判決を 下した (Branch

Ministries, Inc. et al v. Rossotti, 40 F. Supp. 2d 15 (D.D.C. 1999))。地裁判決を不服として、 教団側は連邦控訴裁判所に控訴した。教団側は、 地裁での主張に加えてクリントン候補は、選挙 キャンペーンの一環として、*教会行脚、を行って おり、IRS の処分は、反クリントン陣営に対する 報復の色彩が強く、偏頗的なものである主張した。 また、教会側は、意見広告は、選挙運動への介入 をしようという意図よりも、むしろ、キリスト教 信仰者に警鐘を鳴らしただけであると主張した。

しかし、裁判所は、IRS の処分は、信教の自由 を侵すものではなく、妥当であると判断した。ま た、IRSの処分が偏頗的、差別的と主張するので あれば、同じような主張をしたのにもかかわらず 処分を受けていない教団がいることを立証すべき であり、それができない以上、その主張には根 拠がないと判示した (Branch Ministries,Inc. et al v.Rossotti,211 F.3d 137 (D.C.Cir. 2000))

(2) 教会その他宗教団体による政治活動の法 的限界

クリスチャン・エコーズ教団事件にみられたよ うに、教会その他宗教団体に許容される政治活動 の限界が明確ではなかった。連邦税法は、「実質 的な法律制定活動」ないし「実質的な選挙運動へ の参加若しくは介入」を行った場合には、課税除 外(免税)適格の取消処分につながるといった不 確定な基準を示すのみであった。この点は、宗教 団体のみならず、法典 (IRC) 501条c項3号 のもとで課税除外(免税)適格を得た団体に共通 する問題でもあった。

連邦税法 (IRC) は、営利の事業を営む個人 や法人は、支出した直接のロビイング費につい ては、控除または損金算入が認める(IRC sec 162(e))。また、事業者団体や労働組合も同様の 費用を経費として処理ができる(Treasury Reg. § 1.162-2 (c) (3))。さらに、在郷軍人会のよ うに、非営利団体の種類によっては、ロビイング 活動を行ったとしても、献金者側の寄附金控除・ 損金算入が認める (IRC sec.170(c)(3)&(4))。

このような、理論整然としない形での課税取 扱いに対しては、かねてから批判が多かった。 1969 年に、アメリカ法曹協会(ABA=American Bar Association) は、非営利団体が、その課税 除外(免税)適格および寄附者側の寄附金控除・ 損金算入が否認されることなしに、立法府との直 接折衝(ロビイング)が認められるように法律改 正を行うように決議を採択した。

①不成立に終わった形式基準の導入

ABA の決議を契機に、マスキー上院議員(当時) とスミングトン下院議員(当時)との協同提案に よる、政治活動規制緩和のためのマスキー・スミ ングトン法案が作成された。同法案は、その後修 正が加えられ、ウルマン下院議員(当時)が提案 者となり、下院 1370 号(ウルマン法案)として 議会に提出された。

この法案は、課税除外(免税)団体が、選択に より、免税目的のために年間支出総額の20%ま でを「法律制定に影響を及ぼす」活動に支出し、 かつ、当該20%のうち5%までを、その団体の 免税目的とは無関係の間接ロビイング費および直 接口ビイング費に支出することを認めることを骨 子としたものであった。この法案に対し、ほとん どの非営利団体が賛意を表明した。これに対し、 主要な教会その他宗教団体は、教会その他宗教団 体による法律制定活動に対してはいかなる制限も 課されるべきではないという信念から、法案に反 対する旨を表明した。1972年5月の連邦議会の 本会議における本法案に関する公聴会において、 全国教会協議会その他主要な宗教団体は、議会は 合衆国憲法修正第1条における教会と国家との特 別の取扱いを認識すべきこと、また、ウルマン法 案にいう20%および5%という形式基準を法定 することは、究極において、その測定および調査 をめぐり、政府、すなわち税務当局の宗教への介 入を容認することになるとし、法案に反対の意を 表明した。結局、1972年ウルマン法案は成立に いたらなかった。その後、73年、74年、75年 のも同様の法案が提案されながらも、議会での賛 成が得られずに終わった。

②新たな支出基準の導入

1975年6月に、新たにコーナビル議員(当時) から法案が提出され、1976年の議会での審議に 付された。コーナビル法案は、法典501条c項 3号にいう「実質的」立法活動か否かを、直接ロ ビイングおよび間接ロビイングに支出される金額 に基づいて判定できるように形式基準を明確にし たものである。この法案の骨子は、課税除外(免 税)団体の免税目的に対する本来的支出に比例し て、100万ドルを上限に、次のような額まで累進 的に立法活動に対する支出許容額の増加を認めて

18

いく、いわゆる「支出基準 (expenditure test)」 の導入の、提案である。

【図表 11】コーナビル法案に盛られた免税目的への支出 許容基準

免税目的への支出額	ロビイングに認められる非 課税限度額
50万ドル未満	免税目的に対する支出の 20%まで
50 万ドル以上~ 100 万ドル未満	10万ドル+免税目的に対 する支出のうち 50万ドル 以上の額の 15%
100 万ドル以上~ 150 万ドル未満	17万5千ドル+免税目的 に対する支出のうち 100 万ドル以上の額の 10%
250 万ドル以上	免税目的に対する支出の うち 25 万ドル以上の額の 5%。ただし、総額で 100 万ドルまで

また、間接的なロビイングについては、一般 的な立法活動に対する法定許容非課税限度額の 25%まで認められる。さらに、これら双方の限 度額を超える部分に対しては25%の税率で規制 税が課される。当該課税年度から遡って4年間に わたりこれらの限度額のいずれかを引き続き超過 しているときには、免税適格承認の取消を受ける。

以上のような内容を骨子とする「支出基準」 を導入する提案は、1976年税制改革法に盛ら れ、審議の末に成立した。この改正は、やさし く言えば、免税団体が行う政治活動(political activity) のうち、公職の候補者の当選に向けた 支援などの選挙運動(electioneering)について は従来どおり全面的に禁止する一方で、立法活動 (lobbying or influencing legislation) につい ては、これを法認し、その許容限度額を法的に明 確にしたものである。もっとも、教会その他宗教 団体については、これらの改正点について、適用 除外とされている。したがって、選挙運動および 立法活動の双方が、従来どおり全面禁止とされる。

こうした背景には、教会その他宗教団体および その関係議員らの、教会その他宗教団体による法 律制定促進活動には何らの制限も課されるべきで はないという強い信念があったと見てとることも できる。ある意味では、支出基準の教会その他宗 教団体への適用除外という形で、政教分離の視角 から、国家の課税権行使による教会その他宗教団 体への過度な介入を阻止できたともいえる。

③支出基準の限界

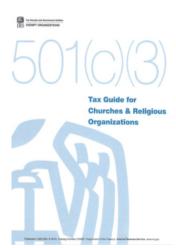
さきにふれたブランチ伝道団事件は、支出基準 の導入を目指したコーナビル提案が成立した後に 起きた。この事件は、支出基準が教会その他宗教 団体へは適用除外とされたことも一因で起きたと もいえる。また、この事件は、教会その他宗教団 体に対しては、いかなる活動が「実質的な法律制 定活動」ないし「実質的な選挙運動への参加・介 入」にあたるのか、コーナビル提案は何の回答も 用意しえなかったことを証明したともいえる。言 い換えると、相変わらず、教会その他宗教団体が 関連する法律制定活動については、課税庁や裁判 所に、ケース・バイ・ケースでの判断することを 許す土壌を提供している。法的安定性や予測可能 性を確保する環境の整備は急務となっている。

内国歳入庁(IRS)教会税金ガイド

1992年にピアス・クリーク教会(ブランチ伝 道団) に対する政治活動を理由とする課税除外(免 税)適格取消処分・宗教活動への課税処分が問題 になった頃から、政治活動の限界についての不明 瞭さが強く指摘されるようになった。宗教界では、 内国歳入庁 (IRS) に対し、教会その他宗教団体 に許される政治活動 [過度な立法活動または選挙 運動]の限界についてセーフハーバー(安全基準) を定めたガイドラインを用意するように求める声 があがっていた。

こうした声に応える形で、IRS は、1994 年7月に、『教会その他宗教団体向け税金ガイ F (Tax Guide for Churches and Religious Organizations)』(以下「IRS 教会税金ガイド」 または「IRSガイド」)を公表した。その後の経 過を踏まえ、2002年7月に、IRS 教会税金ガイ ドの改定版を出した。最新版は2015年版である。

この IRS 教会税 金ガイドでは、課 税除外(免税)適 格承認手続を中心 に、教会その他宗 教団体に許容され る政治活動の限界 についても詳しく 解説している。こ の IRS 教会税金ガ イドは、IRSの説 明によると、教会



その他宗教団体の自発的な納税協力(taxpavers' voluntary compliance) に奉仕することがねら いであるとされる。しかし、現実には、 教会そ の他宗教団体の政治活動の許容限度についての公 定解釈として一人歩きする可能性もある。宗教界 に与える影響は、決して小さくない。以下、IRS ガイドを抜粋・仮約しながら、その内容を分析し てみる。

(1) 実質的なロビイング活動とは何か

教会を含む法典 (IRC) 501条c項3号のも とで免税資格を得た団体(免税団体)は、「実質 的に法律制定 (legislation) に影響を与える活動」 ~一般に、実質的ロビイング活動 (substantial lobbying activity) と呼ばれるもの~を行うと、 課税除外 (免税) 適格に影響がある。その程度に よっては、課税除外(免税)適格の承認取消につ ながるおそれもある。IRS ガイドでは、まず、実 質的なロビイングとは何かについてふれている。

①「法律の制定(ロビイング)」の意味

IRS 教会税金ガイドでは、「法律の制定(ロビ イング)」の意味について、次のような解釈を示 している。

「法律の制定 (legislation)」とは、連邦議会、 州議会、地方議会もしくはその他の類似する統治 団体による、法律、法案、決議もしくはそれに類 する問題(例えば任命官職についての立法府への 確認)にかかわる行為、または州民投票、州民発 案投票、憲法修正もしくはこれらに類する手続に おける一般市民による行為などを指す。ただし、 執行機関、司法機関または行政機関による行為は 含まない。

教会その他宗教団体は、次の場合には、法律制 定に影響を与える行為とされる。例えば、法律制 定を提案、支持もしくは反対する目的で、立法府 の構成員もしくは職員と接触する、または接触す るように市民に働きかけをすること。また、法律 の制定に賛成または反対する主張をすること。

教会その他宗教団体は、その活動がロビイング にあたらない限り、公共政策問題に自らがかかわ ることができる。例えば、教会は、免税資格の取 消を心配することなしに、教育目的での集会を持 ち、教育的な資料を準備し頒布することができ、 または教育的な観点から公共政策問題を検討する ことができる。」

②ロビイング活動の測定

教会その他宗教団体の法律制定(ロビイング) 活動制限については、何らの公的な基準もなかっ た。この点、IRS 教会税金ガイドは、禁止・制限 されるロビイング活動の判定や処分についての一 定の基準を示している。

(a) 実質的部分基準 (substantial part test)

教会その他宗教団体の法律制定に影響を及ぼす 活動が、その団体の総体的な活動の実質的な部分 を占めるにいたっているかどうかについては、各 ケースにおけるあらゆる関連する事実や状況を考 慮して判断するものとする。IRS は、ロビイング 活動が実質的な程度にいたっているのかどうかを 判定する場合には、その活動に費消した時間(有 償の職員による労働はもちろんのことボランティ アによる労働も含む。) や当該団体が支出した費 用を含む、多様な要素を検討する。教会その他宗 教団体は、この実質的部分基準を利用しなければ ならない。なぜならば、教会その他宗教団体は、 支出基準の利用が認められていないからである。

(b) 過多なロビイング活動に対する処分

実質的部分基準によると、教会その他宗教団体 は、いかなる課税年においても、過多なロビイン グ活動をした場合には、課税除外(免税)適格を 失い、その結果としてあらゆる所得が法人所得課 税の対象となる。また、課税除外(免税)適格を 喪失した課税年度のロビイング支出に対しては、 5%の規制税が課される。さらに、団体の管理者 が課税除外(免税)適格の喪失につながるおそれ があることを知りながら当該ロビイング支出に、 単独または共同で、同意している場合には、それ ら管理者に対しても当該支出に課された5%の規 制税に相当する額が賦課される。

(c) 支出基準

教会には適用はないものの、一定の宗教団体(い わゆる宗教系団体)には、ロビイング活動を測定 する方法として、選択的に、法典501条h項に 定める支出基準の適用を認められる。支出基準に よると、団体のロビイング活動に対する支出額が 原則として法典 4911 条に定められた金額を超え ない限り、その団体の課税除外(免税)適格を危 うくするおそれがない。原則として、制限額は団 体の活動規模によるが、100万ドルを超えてはな らない。

20

宗教系団体は、支出基準の選択適用を受ける 場合には、IRS 書式 5768 [適格法典 501 条 c項3号団体による法律制定に影響を及ぼす支 出をするための選択・選択の撤回 (Election / revocation of Election by an Eligible IRC Section 501(c)(3)Organization To Make Expenditures To Influence Legislation)) を 課税年度中に提出しなければならない。この選択 は、団体が撤回しない限り、後続年度も効力を有 する。この選択を撤回したときには、撤回申請を した翌年度から効力を有する。(以下、邦訳略)

(d) 過多なロビイング活動に対する処分

実質的部分基準によると、宗教系団体は、過去 4年間にわたり過多なロビイング活動をした場合 には、課税除外(免税)適格を失い、その結果と してあらゆる所得が課税対象となる。また、その 団体は、いずれの年度に関しも、ロビイング支出 限度額を超えた場合には、当該超額の25%に相 当する額の規制税を賦課される。

(2) 公職選挙キャンペーン活動とは何か

すでにふれたように、ピアス・クリーク教会(ブ ランチ伝道団)事件では、公職選挙の候補者を攻 撃するネガティブ選挙キャンペーン活動を理由 に、課税除外(免税)適格取消処分が行われた。 このケースからも分かるように、教会その他宗教 団体を含む免税団体は、公職選挙キャンペーン活 動(公職選挙運動)にかかわることは絶対に禁止 されている。ただちに課税除外(免税)適格の取 消につながることが分かる。

①「公職選挙キャンペーン活動」の意義

IRS ガイドは、教会その他宗教団体が絶対的に 行ってはならない公職選挙キャンペーン活動(公 職選挙運動) について、次のような解釈を示して

内国歳入法典 (IRC) によると、教会その他宗 教団体を含む、すべての法典501条c項3号団 体は、直接もしくは間接を問わず、公職への候補 者のための(または反対するための)選挙運動へ の参加または介入することは絶対に禁止されてい る。公職への候補者のためにまたは反対するため に、当該団体に代ってもしくは当該団体が選挙 キャンペーン基金に支出を行うことまたは公式な 立場表明(口頭であるか文書であるかは問わな い。)を行うことは、明らかに選挙キャンペーン 活動の禁止にふれる。この禁止に違反することは、 課税除外(免税)適格の不承認または取消、さら には一定の規制税の賦課処分につながる。

事実や状況によっては、一定の活動または支出 が禁止されないこともある。例えば、一定の投票 者教育活動(公開討論会への出席や投票者教育ガ イドを含む)は、政党色のない形で実施される場 合には、禁止される選挙キャンペーンにはあたら ない。また、投票人登録や反対投票活動のような、 投票に行くように呼びかける活動は、政党色のな い形で実施される限りにおいて、禁止される選挙 キャンペーンにはあたらない。一方、(a) 他の候 補者に対するのと比べ、ある特定の候補者をひい きする、(b) 特定の候補者に反対する形をとる、 または(c)特定の候補者もしくは候補者グループ をひいきする効果があるような偏見の証拠が伴う 投票者教育、または選挙人登録を呼びかける活動 は、禁止される選挙運動への参加または介入にあ たる。

②宗教指導者による個人の活動

教団の教祖など指導的立場にある人物が、教会 その他宗教団体としてではなく、個人として選挙 運動にかかわる場合が問題になる。個人としての 政治的な意見を表明する自由や参政する権利が尊 重されるべきは当然である。他方、こうした人物 の教団や信者などに対する影響力などを考慮する 必要もある。こうした相対立する保護法益の比較 考量について、IRS ガイドは、ケース設定を含め、 次のような解釈・基準を示している。

選挙キャンペーン活動の禁止は、教会その他宗 教団体の指導者が、個人として、政治的な問題に ついて自らの意見を自由に表現することに制限を 加えることをねらいとしていない。

また、これら指導者は、重要な公共政策上の問 題について意見表明することを禁止されていな い。しかし、指導者は、所属する団体が法典(IRC) 501条 c 項 3 号のもとでの課税除外(免税)適 格を継続するためには、その団体の公式な出版物 ないしは教会の公式行事において党派性のある意 見を表明することはできない。

宗教指導者は、教会の行事や出版物以外で行っ た意見表明が団体に帰属する潜在的な危険性を避 けるために、個人の資格で話したり、書いたりし た場合には、自己の意見表明が個人的なものであ り、しかも所属する団体の見解の表明を意図した ものでないことを明示するように勧めたい。

宗教指導者による候補者推薦に関しては、次の ようなケースを設定できる。

A 牧師は、J 教会の聖職にあり、その地域では 良く知られている。J教会の許しを得て、選挙候 補者Tは、候補者Tを個人的に推薦するA牧師 を含む著名な5人の聖職者の名前を、地方新聞の 全面広告に掲載した。その広告において、AはJ 教会の牧師と確認できる。その広告では、「各個 人の肩書および所属は、たんに本人確認のために 掲載している」と記されている。その広告の費用 ● は、候補者Tの選挙運動委員会が負担している。 広告費用はJ教会が負担していないこと、広告は J教会の公式出版物に掲載されていないこと、お よび推薦はAの個人的な資格で行われていること から、その広告は、J教会による選挙キャンペー ン (選挙運動) への参加にはあたらない。

B牧師はK教会の聖職の地位にある。K教会は、 月刊の教会ニューズを発行し、すべての信者に配 布している。各号において、B牧師は、「私の意見」 と題されたコラムを執筆している。選挙の前の月、 B牧師は、「私の意見」で、「私の個人的な意見で あるが、候補者Uは再選されるべきである」と 書いた。その号について、B牧師は、ニューズの 「私の意見」欄の部分にかかる費用を個人的な資 金から支払った。こうした自己負担をしたとして も、そのニューズ自体は教会に公的な出版物であ る。特定候補者の推薦は、K教会の公式な出版物 に表明されていることから、K教会に帰属し、選 挙キャンペーン(選挙運動)に参加したことになる。

C牧師はL教会の聖職の地位にあり、その地域 で良く知られている。選挙の3週間前に、C牧師 は、候補者Vの選挙運動本部での記者会見の席に 臨み、候補者 V は再選されるべきである旨を表明 した。C牧師は、L教会に代って表明をしたもの ではない。C牧師の推薦は、地方新聞の1面で報 ス 道され、その記事のなかで、C は L 教会の司祭と して紹介されている。C牧師は、候補者推薦を、 3 教会の公式行事のなかで行っていないこと、教会 の公式出版物の中で行っていないこと、および L教会を代表して意見表明を行っていないことか ら、C牧師の行動は、L教会に帰属せず、選挙キャ ンペーン(選挙運動)への参加にあたらない。

D牧師はM教会の聖職の地位にある。選挙直 前の M 教会での定例礼拝の際に、D 牧師は、来 る選挙での投票の重要性を含む、数多くの論点に ついて説教をし、「投票することはあなた方の義 務であり、候補者Wに投票しなさい」という言 ス 葉で締め切った。D牧師の言葉は、候補者Wの 支持を教会の公式礼拝の際に指示したものであ り、M 教会に帰属し、選挙キャンペーン(選挙運 動)への参加にあたる。

③1選挙候補者の演説依頼

教会や宗教団体が、さまざまな行事に政治家に

依頼して演説をしてもらうことがある。こうした 演説を選挙候補者に求める場合、とくに教会など のケースでは、特定候補の支援にも結びつきやす いことから問題が多い。

こうした点について、IRS ガイドは、ケース設 定を含め、次のような解釈・基準を示している。 事実や状況により、教会その他宗教団体は、課税 場外(免税)適格を危険にさらすことなしに、行 事で演説してもらうために複数の選挙候補者に招 くことができる。複数の選挙候補者は、複数候補 者の資格で若しくは個人の資格で(1候補者とし てではなく)、依頼を受けることができる。

(a) 1候補者としての演説

教会その他宗教団体は、他のあらゆる法典 501 条 c 項 3 号団体と同様に、候補者をその行事の 1 候補者として演説をしてもらうために招待する場 合には、次のような手順を踏まなければならない。

- ・その行事は、同じ職を求めている選挙候補者に対 し平等な機会を与えるものであること。
- ・その行事は、その候補者に支持または反対の意思 を示すものでないこと(この点については、その 候補者が紹介され候補者の出席に関する周知の際 に、明確に表明されるものとする)。および、
- ・政治献金の募金が行われないこと。

(b) 平等な参加の機会の保障

教会その他宗教団体は、他のあらゆる法典501 条 c 項 3 号団体と同様に、複数の候補者に平等な 参加の機会を保障しているかどうかの決定にあた り、各候補者の意見表明の方法に加え、招待した 行事の性質を考慮しなければならない。

例えば、教会ないし宗教団体が、1候補者に出 席率のよい年次の晩餐会で演説するように依頼を する一方で、対立候補者に閑散とした通常総会で 演説するように依頼する場合には、たとえ双方の 演説者の意見表明方法においては平等であるとし ても、禁止される選挙キャンペーン参加にあたる 可能性がある。

(c) 公開討論会

しばしば、教会その他宗教団体は、公開討論会 で話してもらうために数人の候補者を招待する。 公開討論会に公職を求めている候補者が関係して いるとしても、免税目的である教育活動にあたる ものとして、課税処分(免税)適格を保持するこ

ス

とができる。ただし、その討論会が候補者により 取扱いに格差がある形で運営されている場合に は、選挙運動への参加または介入にあたるとみな

団体は討論会で話をしてもらうために数人の候 補者を招待する場合には、次のような要素を考慮 すべきである。

- ・候補者に対する質問が独立した無党派の討論者 により準備され、かつ発言されているかどうか。
- ・候補者が討論する議題が、求めている職に選出 され、かつ公益性を有する広範な論点におよび、 候補者がそれらに見解表明ができるかどうか。
- ・各候補者が討議される論点について自分の意見 をいう機会が平等に与えられているかどうか。
- ・候補者が、その団体の立場、議題、政策綱領も しくは表明に同意または反対が求められるかど
- ・司会者は、質問に対し意見を出し、または特定 の候補者が同意もしくは反対である旨を言える のかどうか。

次の二つのケース例は、教会その他宗教団体が、 信徒会で候補者に話してもらうために招待する場 合に関するものである。

E 牧師は N 教会の聖職の地位にある。選挙の 1 か月前にE牧師は、N 教会が所在する連邦下院議 員選挙区で立候補している 3 人を、定例の礼拝の 一部として、信徒に演説してもらうために、3 週 間にわたり各日曜日1人ずつの形で招待した。各 候補者には、平等に演説の機会が与えられ、信徒 からのさまざまな話題について質問がなされた。 E牧師は、各候補者の紹介の際に、経歴に説明を 加えること、ないしどの候補者をも推奨すること もなかった。N 教会は、こうした活動をしたとし ても、選挙キャンペーン (選挙運動) への介入に はあたらない。

F牧師は〇教会の聖職の地位にある。F牧師は、 上院議員候補 X を、11 月の選挙前の日曜礼拝の 際に、信徒の前で説教をしてもらうために招待し た。演説の中で、X候補は、「あなた方の票のみ ならず、火曜に大量の票が得られるように、あな た方の情熱、献身、そして喜んで少し多く歩き回 るようにお願いします」と述べた。F牧師は、そ の選挙機関中に、他の候補者には信徒の前で演説 ス するように招待しなかった。こうした運動は、公 式な礼拝のときに実施されていることから、〇教 会に帰属する活動である。X候補の選挙運動を支 援するねらいから、O教会の施設を演説場所とし て選択的に提供することにあったと見られること から、〇 教会の行為は、選挙キャンペーン (選挙 運動)への介入にあたる。

(d) 候補者としてではない演説

教会その他宗教団体は、他の法典(IRC) 501 条 c 項 3 号団体と同様に、候補者ではない資格 (信徒の資格を含む。) で演説してもらうために選 挙候補者を招待することができる。例えば、選挙 候補者が、(i) 現在公職にあるもしくは以前に公職 にあった、(ii) 政治以外の分野の専門家といえる、 または(iii) 著名人もしくは顕著な軍歴、法曹歴ま たは公務歴を有している場合には、公人といえる。 1人の候補者が候補者ではない資格で、行事で演説 するために招待された場合には、教会その他宗教団 体は、他のすべての候補者に対し平等な機会を与え ることが必要である。その場合、教会その他宗教 団体は、次のことを確認しなければならない。

- ・個人は候補者でない資格でのみ演説すること。
- ・個人ないし教会のいかなる代表者も、立候補や 選挙について触れてはならないこと。
- ・その候補者の出席に際していかなるキャンペー ン(選挙運動)活動もしてはならないこと。

さらに、教会その他宗教団体は、行事において候 補者の出席を知らせる際に、その候補者が出席してい る資格を明確にし、かつその個人が選挙候補者であ ることまたは次の選挙について言及してはならない。

次のケースは、公職にある者が教会その他宗教 団体に、候補者としてではなく、公的な資格で顔 を出した場合にあたる。

P 教会は州都にある。G 牧師は、日常的に、礼 拝の際に公職者が出席していることを知ってい る。州知事選の最中、候補者であるY副知事が 水曜の夕方の祈祷会に出席していた。G牧師は、 副知事の出席は本人の日常の行動であることを ス 知っており、「私どもは今夜の礼拝に Y 副知事の 参加をいただき大変光栄です。」と述べた。G 牧 師は、お礼の言葉の中で副知事が候補者であるこ とないし選挙についてはふれていない。P教会は、 G 牧師の行為により選挙キャンペーン (選挙運動)

に介入したことにはならない。

コミュニティ・センターを建設中である。H 牧師 は、Q教会を含むその地域の代表としてZ下院議 員を、コミュニティ・センターの起工式に招待し た。Z下院議員は、再選に出馬の予定である。H 牧師は、Z下院議員の紹介の際に、本人の出馬な いし選挙については言及しなかった。Z下院議員 本人も、出馬や選挙については言及しなかったし、 Q 教会ではいかなる献金活動もしなかった。Q 教 会は、選挙キャンペーン(選挙運動)には介入し ていない。

H 牧師は、Q 教会の司祭の職にある。Q 教会は

2022.9.28

ス

4 投票人用ガイド

教会その他宗教団体は、公職選挙での投票人を 教育する活動の一環として、しばしば信者向けの 「投票人用ガイド (Voter Guide)」を発行する。 こうしたガイドは、投票人が、さまざまな論点に ついて候補者の考えを知りたい場合に役立つこと も多い。その一方で、特定候補を推薦あるいは妨 害する内容であったり、党派色の濃いガイドで あったりした場合には、実質的に特定候補の選挙 活動のへの支援または妨害に結びつくことも考え られる。また、信者などに対する影響力などを考 える必要もある。市民団体も、この種の投票人用 ガイドを問題視し、ガイドを用意ないし配布した 教会その他宗教団体の課税除外(免税)適格承認 を取り消すように法廷闘争を展開してきている。 内国歳入庁 (IRS) が、投票人用ガイドを使って、 教会その他宗教団体が選挙運動への支援または妨 害を行ったと判断すると、課税除外(免税)適格 承認の取消処分を受ける可能性がある。IRS ガイ ドは、投票人用ガイドの発行・配布について、ケー ス設定を含め、次のような解釈・基準を示している。

教会やその他宗教団体によっては、他の法典 501条 c 項 3 号団体と同様に、投票人用ガイド を配布して、投票人に対する教育活動を行ってい る。通例、投票人用ガイドは、選挙運動期間に配 布されかつすべての候補者がさまざまな争点につ いてどのような見解を持っているのかについての 情報提供をすることにある。これらのガイドは、 投票人を教育する目的で配布することができる。 しかし、選挙される公職の候補者に賛成または反 対する目的で利用されてはならない。

教会その他宗教団体が発行または配布する投票人 用ガイドが、禁止される選挙キャンペーン活動にあ たるのかどうかを判断する場合には、次のような事 実や状況を注意深く点検することが手助けになる。

- ・候補者の立場と団体の立場とが比較されるのか どうか
- ・ガイドには、その候補者がその職に選出される にあたり見解を表明することが求められる広範 な争点が含まれているかどうか
- ・争点についての記述が中立的かどうか
- ・職を求めているすべての候補者が含まれている かどうか、および、
- ・各候補者の立場が、質問への回答に形でそれぞ れの候補者自身の言葉で記述されているかどう か、または、すべての候補者の立場を中立、不偏、 かつ完全に編集しているかどうか。

教会が投票人用ガイドを配布する際には、次の ような状況のケースがある。

R教会は、選挙前に投票人用ガイドを配布する

ことにする。投票人用ガイドは、州の知事選のす べての候補者に送付された質問書に答えて出され た各点についてそれぞれの候補者からの簡潔な見 解表明を集めて作成されている。質問書での争点 は、幅広い問題にわたっており、もっぱら有権者 一般に重要かつ興味があるかどうかを根拠に R 教 会が選定した。質問書も投票人用ガイドも、内容 もしくは構成において、不偏であり、特定の候補 者若しくは候補者グループを率いたりするもので

はない。R 教会は、選挙キャンペーン(選挙運動)

に参加または介入はしていない。

S教会は、選挙運動期間中に投票人用ガイドを 配布することにする。投票人用ガイドは、主要な 公職を求める候補者に送られた質問書に対する回 答を使って作成された。質問書は幅広い問題にわ たってはいるが、特定の争点についての質問の仕 方が偏向しているとの証拠がある。こうした形で つくられた質問書を使うことは、S教会が選挙キャ ンペーン(選挙運動)への参加または介入するこ とになる。

近年の政教分離課税原則をめぐる税務執 行の動向

連邦の政教分離税の原則を支える仕組みは、教 会その他宗教団体に、公職選挙キャンペーン活 動(公職選挙運動)や過度な立法活動(lobbying or influencing legislation) を行うことを禁止 することがねらいである。この仕組みは、表現の 自由や信教の自由を保障して合衆国憲法に抵触す るのかどうかについて、立法府を中心に久しく 議論が展開されてきた。しかし、この仕組みは、 1954年に作られて以来、その骨格は不変のまま 今日まで維持されてきている。

(1) IRS 政治活動コンプライアンス機動班 (PACI) の立上げ

この仕組みを現場で担当するのは内国歳入庁 (IRS) である。2004年に、IRS は、教会その 他の宗教団体を含む各種法典(IRC) 501 条 c 項3号団体の禁止活動を監視するために、政治 活動コンプライアンス機動班 (PACI=Political Activities Compliance Initiative)を立ち上げた。

PACI は、2006年の連邦中間選挙を対象に、 法典(IRC) 501条 c 項 3 号団体の公職選挙キャ ンペーン活動(公職選挙運動)の監視を実施した。

24__ © 2022 **PIJ**

この結果、44の教会によるコンプライアンス違 反を摘発し、うち13の事例では「教会の聖書者 が日常の礼拝行為において特定候補を推薦する発 言をしていた」と指摘した。

その後、PACI は、2008 年 11 月までに、47 件の教会その他の宗教団体を含むトータルで 110 の問題事例を発見し、そのうち 107 件の調査を 終えた。しかし、免税適格承認の取消処分をした のは5件に過ぎなかった。しかし、教会その他の 宗教団体の取消処分は 0 件であった。

(2) 教会の政治活動にかかる IRS の質問検査 権行使事例

すでにふれたように、アメリカにおいて、連邦 課税庁 (IRS) は、教会その他宗教団体に対する 税務調査にあたっては、法典7611条に定める 特別の手続に従うように求められる。すなわち、 IRS は、被調査者である教会その他宗教団体に厳 正な手続を踏んだうえで「質問 (inquiries)」を したうえで、その結果を精査する。そのうえで、 さらに「検査 (investigations)」が必要である と判断するに至ったときには、厳正な手続を踏ん だうえで検査を実施することができる。

なお、ここでいう質問とは、「通常の照会/お 尋ね (routine request/contact letter) とは異 なる(財務省規則 301.7611-1 Q&A 4)。通常 の照会/お尋ねについては、原則としてこの特別 の手続の適用はない。

IRSは、政治的な紛争になることを危惧して、 政治活動を利用に法典7611条に定める「質問」、 さらには「調査」の対象となった教会その他宗教 団体の名称を公表していない。しかし、文献など によると、次のような IRS の質問権限の行使事例 が報告されている。

①オールセインツ教会事例

オールセインツ教会(All Saints Church)は、 カリフォルニア州パサデナに所在する教会であ る。2005年6月に、IRS の免税団体・統治団 体局 (TE / GE Division) は、教会に対して、 2004年10月31日にゲスト牧師が行った説教 について質問をしたい旨の通知書を送付してき た。IRS は、その牧師が行った、当時の大統領候 補であったケリー上院議員(当時)と再選を目指

すジョージ・ブッシュ大統領(当時)について「イ エス・キリストがケリー上院議員とブッシュ大統 領の討論に参加したならばどうなるか」の説教を 問題にしていた。IRS の質問は、いくつかの教会 の政治活動に関する新聞記事をもとにしていた²。 教会は、説教は、イラク戦争に反対する意見を説 いただけであり問題はないとし、IRS の質問には 回答をしなかった。質問が許容されるための必 要となる「合理的確信要件(reasonable belief requirement)」を充足していないことや他の法 典(IRC) 501条c項3号団体が同様の活動を しているがこれらの活動を IRS はどう考えている のかを問うた。2006年9月、教会は、同教会の 代理人が IRS の調査官との面談をするように求め た召喚状に応じない決定を下した。

IRS は、2007年9月、オールセインツ教会は 禁止される公職選挙キャンペーン活動(公職選挙 運動)を行っていると解されるが、免税適格承認 取消処分の対象とはしない旨の決定を教会に対し て通知した。IRS は、同教会に対して、今後説教 壇でゲスト・スピーカーに政治的な意見を表明さ せないこと、同教会のホームページ上でも特定の 公職候補者について関心を集めないようにするこ とを指導・勧告した。

これに応えて、オールセインツ教会は、IRS と IRS 業務の監視機関である財務省税務行政監察 官(TIGTA=Treasury Inspector General for Tax Administration) 宛に、今回の IRS の税 務執行の問題点を指摘した書簡を送付した。この 書簡では、教会に対する調査手続を定めた法典 (IRC) 7611 条 a 項に抵触する適正を欠いた質 問手続、IRS が教会の納税申告書情報を連邦司法 省(DOJ)と違法に共有していたこと、連邦司法 省(DOJ)の職員の政治的な任用がこうした質問 における不適切な運用の原因となっているのでは ないか、さらには、質問の終了を通知する IRS の 通知書の不十分な記載内容などを指摘した。

②キリスト連合教会事例

2008 年 2 月 20 日、IRS の免税団体・統治団 体局 (TE / GE Division) は、キリスト連合教 会 (UCC=United Church of Christ) に対して、 教会が、免税適格を危殆に陥れる連邦税法 (IRC) で禁止される公職選挙キャンペーン活動(公職選

² See, John Getlin, The Race for the White House: Pulpits Rung with Election Message, L.A. Times (Nov. 1 2004).

挙運動)を 行っている かどうかに ついて質問 を開始した い旨通知し た。IRS は、



(public use)

通知書のなかで、次の点を指摘し、UCC は連邦 税法(IRC)で禁止される公職選挙キャンペーン 活動(公職選挙運動)を行っていると合理的に確 信できるとし、法典7611条 a 項に基づいて求め られる IRS の質問に応じるように求めた。

【表 12】IRS の指摘事項

UCC のウエブサイトに、合衆国大統領候補バラ ク・オバマ上院議員(当時)が、2007年6月3 日にハートフォード市民センターでキリスト連合 教会(UCC)の2年毎の教会総会議に集まった 約1万人の信徒の前で演説をした旨を含むいくつ かの記事をアップしたこと。加えて、同センター の外でオバマ候補の選挙キャンペーンを推進する ために、40人のボランティアスタッフを配置し たこと。

UCC 関係者は、UCC の 1 信徒であるオバマ 上院議員(当時)が自らの信仰について教会の総 会議で語ることは、政治とは無関係であり、IRS は、教会の政治活動に対する委縮効果を期待した ものと思われるが、実質は単なる嫌がらせに過ぎ ないと批判した。とりわけ、UCC の総会議への 招待はオバマ上院議員が UCC の 1 信徒であるこ と、同議員を大統領候補になる前の2006年5 月に招待を決定していたこと、オバマ候補の演説 を聴いたのは総会議出席の信徒であり公衆ではな いことなどをあげて反論した。

2008 年 5 月 13 日、IRS は、UCC の主張を 理解し、UCC は連邦税法 (IRC) で禁止される 公職選挙キャンペーン活動(公職選挙運動)を 行っているとはいえないと裁断した。これに伴い、 IRS は、UCC は継続して免税適格を維持できる 旨を通知し、決着をはかった。

(3) 説教壇自由日曜日 (Pulpit Freedom Sunday)運動

IRS は、この 2004 年の政治活動コンプライア ンス機動班 (PACI) の監視活動と前後する形で、 法典 (IRC) 501条c項3号団体への教育・指 導活動を格段に強化し始めた。また、2007年6 月 18 日には、レベニュー・ルーリング(Revenue Ruling) 2007-41 を発出し、法典 (IRC) 501 条c項3号団体が、禁止される政治活動にあたる のかどうかを判定する際に参考にできる21の事例 をあげ、自発的な法令遵守を強化するように訴えた。

こうした IRS の公職選挙運動監視活動に対す る宗教界の反発は強い。2008年に、33のキリ スト教の宗教教師からなるグループが、アライ アンス・ディフェンス基金 (Alliance Defense Fund) の支援を受けて、「説教壇自由日曜日 (Pulpit Freedom Sunday)」運動を開始した。 この運動には2000人を超える宗教教師が参加し ている。この運動では、「IRSは、牧師に説教す べきことや、すべきでないことを指図している。 こうした指図を認める法律は、IRSが「政治的」 とレッテルを張ることにより説教の検閲をしてい るに等しく、合衆国憲法修正 1 条が保障する言論 の自由や信教の自由からしてゆるされないことで ある。」旨主張している。

この運動に参加する宗教教師は、政治的な発言 を含んだ説教を録音し、IRS にその録音を送付する 運動を行っている。これにより、IRS が免税適格 承認取消処分を行った場合には、訴訟に訴える戦 術を展開した。今後の動向が気になるところである。

カトリック教会は政教分離課税原則適用 で特別扱いか?

~納税者からの政教分離課税原則の適用を求め

既成か新興かを問わず、人工妊娠中絶推進派 (pro-choice) や同性婚 (same sex marriage)、 LGDP 賛成派に対して投票しないように呼び掛け る教会その他宗教団体が多い。

アメリカカトリック教会の総本山、合衆国カト リック司教協議会(USCCB)(以下「カトリッ ク教会」または「教団」ともいう。)は、人工妊 娠中絶(以下、たんに「中絶」ともいう。) 推進 派への聖体拝領(Eucharis / ユーカレスト)禁 止を公言する。2008年の大統領選挙では、当時 の副大統領候補であったカトリック教徒である ジョー・バイデン候補(現大統領)に対して、中 絶推進派 (pro-choice) であることを理由に聖 体拝領禁止をにおわせた。協議会(USCCB)は、 中絶禁止や同性婚の法認などを主張するのは、聖 書の教えに基づくものであり、政治的な主張では ない、というスタンスである。

すでにふれたように、協議会(USCCB/その

前身団体を含む。)は、1946年から連邦課税 庁(IRS)から501条c項3号条に基づいて、グ ループ免税適格承認 (group exemption letter, group ruling) を受けている。協議会(USCCB) が繰返し中絶禁止や同性婚の法認などの政治広報 活動や議員への働きかけを続けている。にもかか わらず、連邦課税庁 (IRS) は、グループ免税適 格承認を継続している。つい最近の2021年にも、 IRS は、申請に基づいて協議会(USCCB)にグルー プ免税適格承認決定書を発出している[前記【表 7】(12頁)参照]。

IRS は、新興教団や宗教カルトが政治活動や集 票活動を行うと、IRS はすぐに税務調査を実施す る。そして、免税適格承認を取り消すと脅す、あ るいは問題行為の是正を求め強い行政指導を行 う。一方、IRS は、カトリック教会のような既成 化した教団が大っぴらに政治活動や集票活動をし ていても、見て見ぬ振りをする。IRS は、こうし た教団を、あたかも「国家公認の正統派(state orthodoxy)」のように扱っているのではないか、 との不満が高まりを見せていた。

確かに、とりわけカトリック教会のような大規 模な連合体に対しては、免税適格の取消は社会的・ 政治的影響が大きいことを考慮してか、IRSは、 政教分離課税原則の適用には極めて消極的であ る。「大きすぎて適格承認取消しはできない」と なると、連邦課税庁 (IRS) による法の適用にお けるイコール・フッティング (条件の対等化) ルー ル、租税正義(tax justice)とぶつかる。また、 IRS の大教団への忖度が問われ、「ダブル・スタ ンダードではないか?」との批判の声があがる。

それでも、 IRS は動こうと もしない。つい に、中絶は女性 の権利と主張す る中絶権擁護派 が、政教分離課 税の原則を公平



(public use)

な適用を求めて、裁判闘争を開始した。

(1) 中絶権擁護派がカトリック教団の免税適 格はく奪を求め提訴

ローマカトリック教会 (Roman Catholic Church)(「カトリック教会」または「教団」)は、 聖書、その教えに基づき、久しく中絶に反対して きている。アメリカ国内でも同様の教えに基づく

活動を続けてきている。宗教活動で得られた巨額 の宗教マネーを投下して、中絶禁止に向けて久し く布教そのた広報活動、議員などへの政治工作(ロ ビーイング) 積極的に行ってきている。中絶禁止 がアメリカのスタンダードなルールとなるように との趣旨ともとれる。

一例をあげると、1990年に、カトリック司教 全国協議会 (NCCB=National Conference of Catholic Bishops) (当時) は、大々的な中絶 禁止キャンペーンを開始した。その一環として、 NCCB は、おおよそ 500 万ドル (当時/50 億 円)の巨費を投じて、PR専門の企業と契約を結び、 キャンペーンを展開した。

こうしたカトリック教会による長年にわたる反 中絶活動は、アメリカ国内の多くの女性権利擁護 団体や市民団体との軋轢を生む主な原因ともなっ

カトリック教会は、グローバルな組織である。 しかし、アメリカ合衆国が、国内憲法で信教の自 由、政教分離をうたい、連邦税法では政教分離課 税の原則を規定する。にもかかわらず、アメリカ 国内で、政教分離課税の原則はまるで他人事のよ うにふるまい、中絶反対のような政治的主張を繰 り返す。カネや票で、中絶反対 (pro-choice) の 議員やその候補を支援する。まさに、違憲・違法 状態にあるといっても過言ではない。にもかかわ らず、連邦政府、連邦課税庁(IRS)は黙認・放 置しており、中絶擁護団体や女性権利擁護団体、 個人(以下「中絶権擁護派」ともいう。)は、怒 りを露わにしていた。中絶権擁護派は、1982 年に、連邦政府、IRS、カトリック教会の参加に ある主要な協議会などを相手に、政教分離課税の 原則を適用し、免税適格承認を再考するように求 めて民事訴訟起こし、違憲・違法状態の解消を求 めた。

中絶権擁護派による訴訟は、複数ある。しかし、 ここでは、中核的な訴訟に絞って紹介する(次頁 【表 13】)。

中絶権擁護派(ARM)は、司法に訴えて、カ トリック教会への政教分離課税原則の厳格な適 用、免税適格はく奪を求めた。一連の裁判は長期 にわたった。しかし最終的に、連邦司法は、訴え を起こした中絶権擁護派は「原告適格を有しない」 と門前払いの判断で終審、結論を先送りした。

また、一連の訴訟のなかで、カトリック教会側 は、中絶反対は教義に基づくものであるとした以 外、事実関係については争わなかった。むしろ、

【表 13】中絶権擁護派 (ARM) による訴訟と裁判所の裁判例

①中絶権行動団体(ARM)他 対 ドナルド・リー ガン財務長官他事件

[Abortion Rights Mobilization, Inc., et al. v. Donald Regan et al,]。原審は、1982年2 月27日出訴し、1982年12月1日判決(552 F.Supp.364 (1982))。その後、控訴、1988年の 最高裁決定 [United States Catholic Conference v. ARM (487 U.S. 72 (1988)] で実質的に結審。

②合衆国カトリック協議会事件

[In re United States Catholic Conference v. ARM (885 F.2d 1020 (1989))]。1989年に、 ARM が、自己の原告適格の有無に関し、第2巡 回区連邦控訴裁判所へ提訴。1990年の最高裁決 定(495 U.S. 918 (1990)) で実質的に結審。

本件訴訟に参加する「被告適格なし」との判断を するように裁判所に求めた。裁判所はカトリック 教会側の主張を認めた。

中絶権擁護派 (ARM) によるカトリック教団 への政教分離課税原則の厳格な適用、免税適格は く奪を求めた法廷闘争の経緯は、おおまかに紹介 にすると、次のとおりである。

【表 14】中絶権擁護派(ARM)によるカトリック教団の 免税適格はく奪提訴の経緯

≪原告となった中絶権擁護派 (ARM) の顔ぶれ≫

- ・この訴訟で原告側の核となったのは中絶権行動団 体 (ARM = Abortion Rights Mobilization,Inc.) である。AMR は、1976年にニューヨーク州 非営利団体法に基づき設立されニューヨークに 本拠を置き、「女性には人工妊娠中絶を選ぶ権 利がある。」と主張する市民団体である[その後、 2007年に解散]。
- ・ARM は、1982年に、他の女性権利擁護団 体や宗教者、中絶クリニック、医師など7つ の団体と20人の個人とスクラムを組み(以 下、原告グループを単に「ARM」ともい う。)、原告となり、ドナルド・リーガン連邦 財務長官、内国歳入庁長官、合衆国カトリッ ク協議会 (USCC=United States Catholic Conference Inc.)、カトリック司教全国 協議会(NCCB=National Conference of Catholic Bishops) (以下、USCC と NCCB を一括して「カトリック教会」または「教団」 ともいう。)を被告として、ニューヨーク南部 地区連邦地方裁判所に民事訴訟を提起した。そ の後、本件は、連邦控訴裁判所、連邦最高裁判 所の間を行き来することになった。

≪原告中絶権擁護派(ARM)の主張の骨子≫

・本件訴訟の原告である中絶権擁護派 (ARM) は、

- カトリック教会による連邦税法 (IRC) 501条 c項3号の免税適格の濫用を問うた。すなわち、 連邦政府が教団に免税適格と寄附金控除の利用 を承認することは、教団の政治的活動を支援し、 政治プロセスにおける ARM の役割にチャレン ジし、教団の本来の活動である信仰活動を軽視 することにつながっている、と主張した。
- ・そのうえで、原告中絶権擁護派 (ARM) は、 次のような事実をあげた。
- ・被告カトリック教会/教団は、中絶禁止の政治 的広報活動や政治工作を繰り返している。この ことは、連邦税法 (内国歳入法典/IRC) が禁 止する政治的な働きかけ(政治活動)にあたる。 にもかかわらず、政府や連邦課税庁 (IRS) が カトリック教会/教団に免税適格を承認し続け ているのは違憲・違法である。
- ・カトリック教会/教団は、カトリックの信仰を 動員して、合衆国における中絶を非合法化する ための教育的かつ精神的なプランのみならず、 免税要件として禁止されている政治的なプラン にまで従事している。
- ・カトリック教会/教団は、聖職者や職員を動員 して、生命尊重 (pro-life) の公職候補を支持・ 支援する一方で、中絶容認派 (pro-choice) の 政治家を攻撃している。また、そのためのさま ざまな種類の出版物を発行し、公然と配布して
- ・カトリック教会/教団は、中絶禁止立法を支持 する公職候補者を、直接、間接に支持する団体 (PAC=Political Action Committee / 政治行 動委員会) などに巨額の宗教マネーを投下して いる。

≪カトリック教会/教団側の反論・申立て≫

- ・カトリック教会/教団は、原告(ARM)の訴 えの内容を否定しなかった。教団側は、中絶権 擁護派が指摘した事実を争わずに、中絶容認は ひとの生きる権利を奪うことから、非合法にす べきだとの教団の活動は、聖書、信仰、倫理な どに由来するものである旨を述べた。
- ・カトリック教会/教団は、原告 (ARM) には 直接的に被害を与えていないことを理由に、本 件訴訟の訴訟当事者から自らを除外するように 申し立てた。

≪政府・IRS 側に反論・申立て≫

・政府・IRS は、原告とされる中絶権擁護派(ARM) は、本件では「原告適格」を有しないので、裁 判所は本案(免税適格の是非)を審理する管轄 権を有しないと主張・申立てた。

≪裁判所の判断≫

- ・本件は、連邦地裁、連邦控訴裁、そして連邦最 高裁で争われた。その結果、裁判所は、次のよ うな判断を下した。
- ・カトリック教会/教団の申立てを認め、当事者 (被告) 適格を有しない。

28

・政府・IRS 側に主張を認め、中絶擁護派(ARM) は、原告適格を有しない。

≪判例評釈≫

・司法、とりわけ連邦最高裁は、訴訟手続段階で の「原告適格、「被告適格」の問題の審理に終 始し、カトリック教会のような既成教団の宗教 活動の内容にメスを入れることにはきわめて消 極的な姿勢を貫いた。このため、中絶擁護派 (ARM) の告発に積極的に応えないまま、訴え を門前払いし、実質的な審理を回避し、結審し たのではないか、と評価されている³。

³ See, Gayle L. Gough, ⁸United States Catholic Conference v. Abortion Rights Mobilization Inc., 23 U.S.F. L. Rev. 499 (1989).

こうした連邦司法(裁判所)のあいまいな判断、 行政 (IRS) の優柔不断な対応に、立法 (議会) に新たな解決策を求める声もあがった。しかし、 立法府も、政教分離課税原則の新法による強化に は及び腰である。集票マシーンの宗教界を抵抗勢 力にしかねないからである。

(2) バイデン信徒の大統領就任で急変するカ トリック教団

アメリカのカトリック教会の総本山である合衆 国カトリック司教協議会(USCCB)の聖職者の 間では、かねてからカトリック教徒で中絶を擁護 するカトリック教徒である公職者への聖体拝領を 制限する議論が高まっていた。

すでにふれたように、協議会(USCCB)は、 2008年の大統領選挙では、当時の副大統領候補 であったカトリック教徒であるジョー・バイデ ン候補(現大統領)に対して、中絶推進派 (prochoice)であることを理由に聖体拝領(Eucharis) 禁止をにおわせた。

ところが、2021年11月に、中絶推進派の ジョー・バイデン信徒が大統領に就任した。これ を受けて、協議会(USCCB)は、態度を急変さ せた。そして、中絶推進派政治家の聖体拝領禁止

をあからさ まに要求し ない旨をア ナウンスす ることを承 認した。

協議会 (USCCB)



(public use)

の聖職者の臨機応変な熊度は、元々中絶禁止など の主張は聖書や教義などに基づくというよりは、 自らの政治的主張に基づくものではないか、と批 判されている。

(3)「政教分離課税原則」の適用漏れはカト リック教会だけなのか

すでにふれたように、教会その他宗教団体は、 宗教活動が免税になるには、連邦税法(IRC)上、 政治活動をしないことなどが条件になる。この条 件に違反すれば、連邦課税庁(IRS)は、政教分離 課税の原則を適用し、免税適格を取り消せる。取 り消されれば、宗教活動会計に入った寄附や喜捨 金、利子や配当などには法人税がかかる。また、 信徒が公益寄附金控除を受けてした寄附や喜捨金、 評価性資産などについては寄附金控除が否認され、 信徒は追加の所得税や加算税の納付が求められる。

カトリック教会は、積極的な政治活動をしてい る。にもかかわらず、IRSは、政教分離課税の原 則を適用しないできている。すでにふれたように、 この不正義をただそうということで、納税者・市民 団体がスクラムを組み、法廷闘争をした。ところが、 司法は、門前払いとした。IRS は、消極司法の恵み を得て、何とか責任を回避し逃げ切った。

だが、IRSによる政教分離課税原則の適用漏れ は、カトリック教会だけなのであろうか?

現代アメリカの宗教界は、税法上の政治活動禁

止ルールにも かかわらず、政 治活動に極め て積極的な実 情にある。政 治課題も、福 祉や社会保障、 税制改革のみ ならず、移民



(public use)

を含む国際人道問題、公民権問題、性差別禁止、 同性婚、中絶問題など多岐にわたる。また、こう した社会問題や政治課題と取り組むためには「政 治の力がいる」ということで、宗教界における特 定候補者の集票支援、宗教者が公職に就くための 選挙活動、政治広報なども活発である。

こうした政治課題、社会問題に取り組んでいる アメリカの宗教界の主要な勢力を、①宗教右派、 ②アフリカ系アメリカ人教会、③カトリック教会、 ④宗教カルトの4つに分けて、点検してアバウト に一覧にすると、次のとおりである。

【図 15】宗教界が取り組んでいる政治課題・社会問題とは

①宗教右派(Religious Right)

1950年代に興隆したジェリー・ファルエル師 (reverend Jerry Falwell) のような、教会では なく聖書を原点とするファンダメンタリスト(原 理主義)、ダーウィンの進化論を否定する南部バ プテスト教会 (Baptist Church) 系の保守的な プロテスタント福音派 (Evangelical) は、教会 を介して布教活動に名を借りた大がかりな政治 キャンペーンを頻繁に行っている。また、ゲスト・ スピーカーとして元大統領を高額な講師料で招へ いし広告塔として利用している。保守的なプロテ スタント福音派キリスト教徒は、政教一致の視点 にたち、中絶禁止や同性婚反対などの政治活動、 集票活動にも積極的である。

②アフリカ系アメリカ人教会(いわゆる「黒人教 会 (Black Churches)」)

有色人への不当な差別の解消に向けた公民権法 (Civil Rights Act) や投票権法 (Voting Rights Act) などの制定に向けて運動を展開したアフリカ系 アメリカ人教会 (African-American Churches) は、きわめて政治活動に積極的である。マーチー・ルー サー・キング師 (Reverend Martin Luther King) などの活動が有名である。また、1984年の大統 領候補選において、民主党候補としてジェシー・ ジャクソン師 (Reverend Jesse Jackson) が登 場してきたときには、多くのアフリカ系アメリカ 人教会が選挙登録支援を行っている。黒人射殺事 件や人種偏見犯罪への抗議の取組み (Black lives matter) などでも、コミュニティのアフリカ系ア メリカ人教会が重要な役割を演じている。

③カトリック教会(USCCB)

カトリック教会の活動は、聖書、信仰、倫理 などに由来するものが多いのも真実である。中絶 容認はひとの生きる権利を奪うのを非合法にし ようというものである。カトリック教会は、聖 書や信仰に基づき、中絶 (abortion) の他にも、 避妊法 (contraception)、同性婚 (same-sex marriage)、肝細胞研究 (embryonic stem cell research) などでも保守的・消極的政治姿勢を表 明している。その一方で、教育、社会保障、福祉、 貧困対策などでは、リベラル・積極的な姿勢を取っ ている。これらの問題では、カトリック教会の聖 職者や信徒は、連邦・州・地方団体の議会に働き かけ、具体的な立法案を提示している。これらの なかには、教団のカトリック教育局(Catholic Education Office) が企画した教育バウチャー制 度の導入によるカトリック系かどうかを問わず宗 教系私立学校への政府の財政支援のようなプラン もある。カトリック教会は、移民受入にも積極的 である。国際関係問題、環境保護問題、SDGs に も積極的に政治的発言をしている。死刑の廃止ま たは制限にも積極的な政治的発言をしている。

④宗教カルト (Religious cults)

アメリカには、極めて多くの宗教カルト (Religious cults) が存在する。宗教カルトと呼 ばれる教会その他宗教団体のなかには、旧統一教 会(Unification Church)(家庭連合(Family Federation) のように、①宗教右派よりも保守・ 反動的な政治的主張を説き、反共主義的な政治行 動や集票活動に熱心なところも散見される。また、 サイエントロジー教会のように、信徒を自己啓発 セミナーなどに参加させ、収益ファーストで「営 利企業化」しているところも多い。加えて、教団 創始者や役員による教団財産の私物化(private inurement) 問題を起こすところも少なくない。

1993年、アメリカ・テキサス州ウェイコで、 ATF(連邦アルコール・タバコ・火器局)や FBI が強行突入し、武装立て籠もりで多数の犠 牲者を出したブランチ ダビディアン (Brunch Davidian) 教団のような公安事件を起こす宗教 カルトもある [【表 1】(5 頁)参照]。

旧統一教会から分派し故文鮮明の子息が立 ち上げた「サンクチュアリ教会 (Sanctuary Church) のように、反共の政治思想を前面に打 ち出し、トランプ前大統領を支持し、武装化・信 徒の軍事訓練のための土地購入をした〝銃の教会〟 と呼ばれる危ない武装宗教カルトもある。

カトリック教会は、積極的な政治活動をしてい る。にもかかわらず、IRS は、政教分離課税の原 則を厳しく適用しないできた。このことは不正義 であると、納税者・市民団体に糾弾され、司法の 場で問われた。司法は、こうした納税者・市民団 体からの租税正義を求める声に対応することを避

こうした司法の対応を点検するには、アメリカ 宗教界での教会その他宗教団体の政治活動の実情 をよくつかみ取ることも大事である。

政教分離課税の原則の執行に携わり指揮するの は、オハイオ州シンシナティにある連邦課税庁 (IRS) の免税団体・統治団体局(TE / GE=Tax Exempt & Government Entities Division) である。教会その他宗教団体の社会活動と、禁止 される政治活動との間に明確な線引きをするのは それほど簡単ではない。とはいっても、免税団体・

統治団体局は、 さまざまな免税 団体を担当する プロ集団の IRS 部局である。一 番の重荷は、政 教一致でスクラ



(public use)

ムを組む凄腕の宗教界を相手に、いかに適正かつ 公平に政教分離課税の原則を適用するかにあるこ とは熟知しているのではないか。

教会その他宗教団体の「私物化」や「営 利企業化」、「世俗法令違反等」を理由と する課税処分事例の分析

これまで、教会その他宗教団体の「政治活動」 を理由とする連邦課税庁(IRS)による免税適格 承認取消・本来の事業への課税処分事例を点検し てきた。

次に、前記【表 10】(15 頁) 課税庁 (IRS) に よる処分事例の分析に掲げた2課税除外(免税) 団体の「私物化」や③「営利企業化」を理由とす る処分事例を点検してみたい。本稿の主題から少 しそれることになることを断っておきたい。

(1) IRS による教団財産の私物化/私的流用 規制の仕組み

連邦税法 (IRC) 501条c項3号は、課税除外 (免税)の要件として、団体の「純益のいかなる部 分」も「個人持分主または個人の利益」に供され ないように求める。したがって、教会その他宗教 団体を含む課税除外(免税)団体が私益(private inurement) に供されている(私物化/私的流用 の) 事実があるとすれば、何らかの処分の対象と なる。

次のような具体的な課税除外(免税)団体の私 物化/私的流用例が想定される。

【図 16】課税除外(免税)団体の私物化/私的流用例

- ・団体とその役員間での不当な自己取引 (selfdealing transactions)
- ・役員の不当に高額な報酬、源泉所得税徴収なし でのヤミ報酬
- ・交際費などの会計項目で処理された不当な経済 的利益供与(報酬外外給付)
- ・その他

もっとも、本来の事業課税除外(免税)制をベー スにした私物化/私的流用要件の適用は、その対 象を、教会その他宗教団体に限ったことではない。 私立大学(大学法人)や、一般に NPO / NGO と呼ばれる非営利公益団体全般にも及ぶ。事実、 アメリカの私大その他 NPO / NGO にかかる私 物化/私的流用がしばしばマスメディアをにぎわ

している。最近わが国で発覚した巨大私大の事例 などを見れば、教育機関などでも、法人トップや その取り巻きのコンプライアンス(法令遵守意識) はいまいち、であることがわかる。ある意味では、 営利企業以上に、コンプライアンス(遵法)の欠 けたマネジメントが横行しているともいえる。

(2) 教団「私物化」のための宗教活動課税除 外(免税)措置の危ない使われ方と課税 庁(IRS)の所在

連邦税法 (IRC) 上の本来事業課税除外 (免税) 措置は、むしろさまざまなコンプライアンス違反 を生む温床になっている、との指摘もある。

教会その他宗教団体に限っていえば、本来事業 (宗教活動) 課税除外(免税) 制により、檀信徒 などから献金・喜捨金(マネー)を受けた教団は、 それを宗教活動会計に入れて処理すると、法人所 得税はかからない。また、税務実務上、宗教法人 会計に入ったマネーは、教団の創始者や役員など が交際費などにかなり自由に使える。他にも宗教 活動課税除外(免税)措置に裏打ちされたカラク リはたくさんある。

わかりやすくまとめてみると、宗教活動課税除 外(免税)制については、次のような危ない使わ れ方が想定される。

【図 17】宗教活動課税除外(免税)制の危ない使われ方

- 宗教法人をいわば「タックスへイブン(無税天 国)」として使う。
- ・宗教法人をつくって、教団の創始者や役員など が布教活動を通じて信徒などから集めたマネー (献金/喜捨金)を「私的流用/私物化」する「財 布代わり」に使う。
- ・宗教法人を多数国につくって、A国で集めたマ ネーを、世俗法の規制を逃れて、B国、C国へ 移転する際の、「資金洗浄(マネーロンダリン グ)、濾過」するマシーン(装置)としてとし て使う。

(3) IRS による教団の「営利企業化」規制の 仕組み

連邦税法 (IRC) は、教会その他宗教団体をは じめとした課税除外(免税)団体に対し、一定の 収益事業(関連事業および非関連事業)活動を行 うことを認める(詳しくは、前記【コラム I】(7頁) 参照)。とはいっても、物品販売や有償サービス など収益活動が教団の本来の活動に転化すること

を放任してはおかない。すなわち、教会その他宗 教団体の「実質的」活動部分が営利企業の活動と 同様になってしまっている場合には、連邦課税庁 (IRS) が行政規制(最終的には免税適格のはく奪) できる仕組みになっている。

手順としては、まず、連邦課税庁 (IRS) が問 題のある団体に対して税務調査を実施する。その うえで、合理的な理由が見出し得ない限り、問題 行為を免税適格の濫用と認定する。次に、税務調 査結果を基に、問題行為の是正を求め中間制裁とし て規制税 (excise tax) の賦課をする。それでも、 問題行為が是正されないときには、免税適格承認を 取り消し、宗教活動への課税処分を行って対応する。

近年、とりわけ問題になったのは、信徒に対し て定額の寄進(寄附)を行うことを条件に教団の 礼拝、自己啓発セミナーなどに参加を認めるビジ ネスモデルを採用する教団のケースである。

(4) サイエントロジー教団事例とは

サイエントロジー (Scientology) は、1950 年代にアメリカで提唱され、国際的に広がりを見 せた宗教(運動)である。この教団の創始者(ロン・ ハバード/L. Ron Hubbard / 1911 年~ 1986 年)は、1952年に営利社団であるサイエントロ ジスト協会 (HAS=Hubbard Association of Scientologists) を創設 [その後 HAS は「国 際サイエントロジスト協会 (HASI= Hubbard Association of Scientologists International) に改組」し、運動を開始した。

この教団は、免税適格を濫用し教団財産の私物 化や営利企業化問題で、連邦課税庁(IRS)と司 法の場で派手なバトルを繰り返したことで、アメ リカ税界ではよく知られた存在である。計算詐欺 (calculated scam) も絡んだ自己啓発やスピリ チュアル系の宗教カルト (religious cult) であ る見方が有力である。

知的所有権と信教の自由を護るためには、司法 の場の活用が不可欠というのが、この教団の方針 である。1990年代前半から、全米はおろか世界 主要国で教団関連訴訟が多発した。訴えの相手は、 連邦課税庁 (IRS) のみならず、敵対するマスメ ディア、批評家、教団内部の抵抗勢力にまで及ん だ。1991年のタイム誌の記事では、当時教団は 平均で年間約2,000万ドルの訴訟費用を使って いたと報道されている。

ここでは、この教団の税金問題に絞って点検する。 この教団の創始者は、はじめから効率的な税

金戦略家ではなかったといわれる。宗教法人を、 「タックスヘイブン」とみることや、教団マネー を移転する際の「資金洗浄(マネーロンダリング)、 濾過」マシーンとして使うことには疎かったとい われる。

しかし、グローバルに広がる宗教運動で巨額な マネーを手にして、大きく変身した。教団マネー を教団にいれて、教団(宗教法人)を財布代わり にして「私物化/私的流用」を繰り返す、さらに は多数国に拡大した教団マネーの移転マシーンと して教団(宗教法人)を多用する方向へ舵を切った。

また、この教団は、信徒に対して定額の寄進(寄 附)を行うことを条件に教団の礼拝、自己啓発セ ミナーなどに参加を認めるビジネスモデルを開 発、布教活動に取り入れることで、「営利化」へ 舵を切り、集金能力をつけた。

①連邦課税庁(IRS)とのバトルのはじまり

サイエントロジーは、今日、アメリカ国内だけ でも、150を超える教会その他宗教団体を擁する 教団グループに拡大している。連邦課税庁(IRS) との間での裁判沙汰は、創設者が亡くなるまで、 全米各地で頻発していた。教団創設者やその配偶 者、教団役員に関する脱税、共謀罪などの刑事訴 訟もある。しかし、ここでは、連邦課税庁(IRS) が、教団クループ内にある教団(宗教法人)に承 認した免税適格承認を、「私物化」、「営利化」、「世 俗法令違反」を理由に、取り消した事例に傾斜す るかたちで点検する。

【図 18】カリフォルニア・サイエントロジー教会訴訟の 経緯

連邦租税裁判所の判決

≪本件の経緯≫

1953年に、ニュージャージー州に、最初 のサイエントロジー教会 (The Church of Scientology)を設立した。その後、1954年に、 カリフォルニア州に、カリフォルニア・サイエン トロジー教会 (The Church of Scientology of California /以下「加州教会」という。) を創設 した。加州教会は、1957年に連邦課税庁 (IRS) から IRC501 条 c 項 3 号に基づき免税適格承認 を得た宗教法人である。

IRS は、その後、加州教会に対して定期的な税 務調査を実施していた。1966年秋には、連邦司 法省 (U.S. Department of Justice) からの求め もあり、1969年~1975年に、特別調査チーム を組んで同教団グループ教会への税務調査を強化 していた。

加州教会に対する一連の調査の結果、IRSは、 教団の教えや礼拝がもっぱら宗教活動または教育 活動に資するものとはいえないとの結論を得た。 IRS は、とりわけ、信徒【教団用語では「サイエン トロジスト (scientologist)」 に対して定額の寄 進(寄附)を行うことを条件に教団の礼拝、自己啓 発セミナーなどに参加させるビジネスモデルを問題 にし、「営利企業化」しているとみた。また、教団 創始者や役員による教団を「財布」代わりにした教 団財産の私物化(private inurement)も問題にし た。さらには「世俗法令違反」を問題にした。

1967年に、IRS は、加州教会への税務調査を 実施後、免税適格承認を取り消す旨の通知を行っ た。この IRS の処分を不服として、加州教会は、 IRS を相手に処分の取消を求めて、連邦租税裁判 所 (U.S. Tax Court) に提訴した。

≪法廷で明らかにされた事実≫

- ・教団の内部文書(Governing Policy of Finance) によると、教団の目的は「現金の獲得」であ る、と記されている。原告の主な収入源は、① 礼拝式 (religious services) 【教団用語では、 「オーディテングとトレーニング (auditing and training)」】、②書籍等、③聖遺物 (artifacts)、 ④経営サービスである。
- ・これらのうち、教団の最大の収入源は、①礼拝式、 つまり、「オーディテングとトレーニング」であ る。オーディテングの料金は、「定額寄附(fixed donation)」の形となっている。教団では、あ えて「価格 (prices)」と呼んでいる。また、礼 拝式は、教団内では、役務 (service) を売買 (sell & buy) すると呼んでいる。
- ・信徒(サイエントロジスト)は、購入した礼拝サー ビスの領収書をもとに、各年の確定申告で、公 益寄附金控除を受けようとして、各地で IRS と 衝突を繰り返していた。
- ・原告である加州教会は、教団グループを通じて、 礼拝式、書籍等、聖遺物を定価で販売し、1970 年に150万ドル、1971年に88万ドル、そし て 1972 年に 170 万ドルの利益を得ていた。ま た、原告は、教団創始者や役員が支配するダミー 会社や信託などに巨額の現金を留保していた。

連邦租税裁判所は、原告が争点とした事項に ついて、次のように判示し、訴えを認めなかっ た (Church of Scientology of California v. Commissioner of Internal Revenue, 83 T.C. 381 (1984))。【原告敗訴、IRS 勝訴】

≪連邦租税裁判所判決の骨子≫

- ●原告は、IRS による恣意的な税務調査の犠牲者 ではない。
- 2原告が主張した信教の自由など憲法上の権利を IRS は侵害していない。
- **3**原告は、連邦税法 (IRC) 501 条 c 項 3 号のも とでのもっぱら免税目的で活動していない。 その理由は、次のとおりである。

- ②原告がいう礼拝式への定額「寄附」は、実質 的には有償サービスへの「対価 (quid pro quo / consideration)」である。宗教活動に対する 寄進(寄附)にはあたらない。したがって、原 告は、実質的に営利目的で活動している。また、 その収益は、主要な教団幹部の懐に入っていた。
- **⑥**教団の活動は、最高位の者からの指示により、 共謀して IRS の税金徴収を妨害するという違 法目的を有していた。明らかに公序に違反する。 (ちなみに、1977年に FBI が一般共謀罪(合 衆国法典 18 編 371 条) などの嫌疑で、教団 本部などを裁判所の令状を得て捜索している。) 原告(加州教会)は、租税裁判所の判断を不服と して、第9巡回区連邦控訴裁判所 (United States Court of Appeals, Ninth Circuit) に控訴した。

第7巡回区連邦控訴裁判所判決

≪連邦控訴判所判決の骨子≫

判決:控訴棄却。

- ●教会の巨額のマネーが教団の創設者やその家族 などの利益に供されており、団体財産の私的流 用は明らかである。したがって、加州教会は、 免税適格を維持することはできない。
- 2 IRS からの不足額(更正処分)通知は違憲では ない。IRS に宗教に対する敵意がないとはいえ ないが、徹底した責任ある調査により収集さ れた圧倒的な証拠により、IRS は免税適格要件 を充足していないことを証明している。
- 3 IRS が送付した 1967 年の免税適格承認取消 処分通知書は、取消できない。
- ●期限後申告への制裁は有効である。

カリフォルニア・サイエントロジー教会(加州 教会)事例で、司法は、「私物化」、「営利化」、「世 俗法令違反」を理由に、IRSの加州教会免税適格 承認取消通知処分を支持した。このケースで、裁 判所は、教団がいう礼拝式への定額「寄附」は、 実質的には有償サービスへの「対価 (quid pro quo / consideration)」であり、宗教活動に対 する寄進(寄附)にはあたらない、と判示した。

しかし、信徒(サイエントロジスト)は、購入 した礼拝サービスの領収書をもとに、各年の確定 申告で、公益寄附金控除を受けようとして、各地 で IRS と衝突を繰り返していた。そして、信徒(サ イエントロジスト) は、IRS が礼拝式(religious services) 【教団用語でいう「オーディテングと トレーニング (auditing and training)」 の購 入費用を連邦税法 (IRC) 170条で認められる 公益寄附金控除の対象としないことは、信教の自 由などを侵し、違憲であるとして司法に救済を申 し立てていた。

33

サイエントロジー教会の教義に定める「オーディテング」とは個人の存在感と能力を回復することとされる。教団は、「いかなるときも、人は、何かを受け取るには、何か見返りを支払わないといけない」という教えのもと、信徒(サイエントロジスト)に対して「オーディター」になるための有償の「トレーニング」コースの利用を促す。この定額のコース利用料金は財団の主な財源となっている。

【表 19】礼拝サービス購入費を寄附金控除対象外とする 処分の是非

≪本件の経緯≫

本件(Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue)では、免税団体であるサイエントロジー教会の有償のオーディテングまたはトレーニングコースを受け、信徒(サイエントロジスト)である納税者が支払った金額は、連邦税法(IRC)170条が公益寄附金控除について規定する控除対象の「寄附(contributions)」または「寄進(gifts)」の要件にはあてはまるのかどうかが争われた。IRS は、そうした金額は、有償サービスを受けた納税者が支払った「対価(quid pro quo/consideration)にあたることから、控除要件にはあたらない、と解するとした。

≪下級裁判所の判断≫

連邦租税裁判所は、IRS の主張を認め、納税者 (サイエントロジスト)を退けた (Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue (83 T.C. 575 (1984))。そこで、納税者は、第1巡回区 連邦控訴裁判所に控訴した。しかし、控訴裁も納 税者訴えを退けた (819 F.2d 1212(1987))。 そこで納税者は、連邦最高裁判所に上告をした。

≪連邦最高裁判所の判断≫

連邦最高裁も、納税者(サイエントロジスト)の主張を退けた(Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue (490 U.S. 680 (1989))。 連邦最高裁のマーシャル判事(Justice Marshall) は多数意見を書いた。

まず、1954年に定められた連邦税法(IRC) 170条の公益寄附金控除の立法史にふれた。その当時、連邦議会は、法案のなかで物品やサービスに対する見返りとしての支払と、見返りのない支払(unrequited payments)とを区別し、見返りを期待しない場合の支払のみを寄附ないし寄進とみなすことにした。最高裁の先例において、公益寄附金にあたるかどうかについては、この見返りの有無を基準に判断することなっている、とした。本件では、この基準に照らすと、信徒(サイエ

ントロジスト)である納税者の支払には教会の オーディテングまたはトレーニングコースでの サービスという見返りが与えられており、仮に オーディテングまたはトレーニングが純粋に宗教 目的なものであるとしても、教団に支払った料金 は公益寄附金控除の対象とはならないものと解さ れる、とした。

教区学校の授業料や教会が運営する病院への支払が公益寄附金控除の対象となるような傾向もみられる。しかし、立法府とは異なり、IRSや裁判所を含む政府機関は、宗教団体が提供するサービスの性質について精査することは憲法で禁じられており、宗教的便益が得られるような支払に対して控除枠を広げる解釈をすることには消極的にならざるを得ない、とした。

連邦最高裁は、「宗教」、または「宗教活動」とは何かについて、行政(課税庁)や司法が定義づけするのは、連邦憲法が保障する政教分離原則にぶつかる、と正鵠を射た指摘をした。この前提において、信徒が礼拝サービスに参加する際に求める「定額寄附(fixed donation)」は、それが教義に基づくものであるとしても、連邦税法(IRC)170条が想定している公益(慈善)目的での寄附金にはあたらない、と判断した。寄附、寄進、喜捨金であるためには、寄附者の任意性(voluntary)が必須要件であることを改めて確認した先例であるといえる。

②創設者のよる反税闘争

敗訴後、創設者ハバードは、各種会報を発行し、 合衆国の税制は資本主義を否定し、マルクスの資本論を起源とするものである、といったようなラジカルな主張を展開している。創設者ハバードは、 反共主義者であり、反税の信念は、宗教的信念からよりも、政治的イデオロギーからくるものではないか、との見方もある。一方、サイエントロジー教団がグローバルな展開を見せるなか、世界各国の政府が、布教に問題な技法が使われているなどを理由に規制に乗り出した。フランスはカルトとして規制を強化した。オーストラリアのビクトリア州のように、サイエントロジー規制法を制定したところもある。

教団の拡大とともに、その後もアメリカ各地に

設立されたサイ エントロジー教 会と連邦課税庁 (IRS) との争 いが続いた。サ イエントロジー 教団側は、た



(public use)

ゆまず IRS に対して挑戦的な態度を取り続けた。 1985年に、教団は、「IRS 内部告発者全国連合 (National Coalition of IRS Whistle-Blowers) を立ち上げた。加えて、教団は、創設者ハバー ドの提案にそって、「代替的税制をつくる市民の 会 (CATS=Citizens for an Alternative Tax System)」を立ち上げた。CATS は、ラスベガス 憲章を発布し、「議会に対して、IRSを廃止する とともに、所得税、法人税、遺産税や贈与税など すべての租税を廃止し、代わりに、連邦レベルの 単一税率の小売売上税を導入する」ように求めた。

教団は、連邦議会にサイエントロジー教団信徒 を派遣し、連邦議会の議員事務所回りをし、議員 に対する反 IRS キャンペーンを展開した。CATS は一時、かなりの議会共和党の議員の支持を得た が、2005年に消滅している。

③司法から見放された教団

一方、連邦課税庁 (IRS) は、特別の税務調査チー ムを組織し、サイエントロジー教団への対応にあ たった。1980年代に、IRS は、教団資産が2億ド ル程度であるのにもかかわらず、約10億ドルもの 課税処分を行った。このころ、教団幹部が次々と逮 捕され、創設者ハバードも身を隠した。しかし、教 団が集めた巨額のカネは、相変わらずハバードのポ ケットに入る流れを止めることはできないでいた。

すでにふれたように、1984年に、連邦租税裁 判所は、サイエントロジー教会は、営利団体化し ており、しかも創設者ハバード個人の財布のよう な存在になっているとして、IRS による免税適格 承認取消処分を支持した。その後、連邦控訴裁判 所、連邦最高裁判所も、連邦租税裁判所の判断を 支持した。サイエントロジー教団は、司法からも 見放され、追い詰められていた。

④手打ち、教団 IRS の軍門に下る

創設者ハバードの後押しを受けて、1980年 代前半に、デビッド・ミスキャベッジ(David Miscavige / 1960 年~) がサイエントロジー 教団の新たなリーダーとなった。ミスキャベッジ は、IRSとの課税紛争の「すべてを解決する(A 11 Clear) プロジャクト」を立ち上げ、教団の 刷新に動きだした。1986年に創設者ハバードは 亡くなった。

30年近くにもわたる長い間のサイエントロ ジー教団と IRS との間の税金戦争に終止符を打つ べくワシントン D.C. にある IRS 本庁で停戦交渉

が開始された。1993年10月に、双方は和解し、 最終合意にこぎつけた。

1993年10月1日に最終合意した内容骨子は、 おおむね次のとおりである。

【表 20】 IRS とサイエントロジー教団との間での最終合 意の骨子

・教団は、1993課税年までの期間について請求 されている給与税、所得税および遺産税などと して1億2,500万ドルを連邦に納付すること。

教団は、1993年10月1日の合意前にIRS 相手に起こしているすべての訴訟を取り下げる こと、および、信徒やそのグループが IRS 相手 に起こしている訴訟支援を停止すること。

- ・IRS は、教団および、ミスキャベッジ氏を含む 教団役員に対して賦課した雇用税や加算税、設 定した先取特権などを取り消すこと。
- ・IRS は、13 のサイエントロジー団体に対して 行っている調査を取り下げること、およびいか なる教団グループの教会にも 1993 課税年以前 の分については調査をせず、かつ教会に対する 訴訟を終了させることに同意すること。
- ・教団は、ミスキャベッジ氏が主宰する「教会税 金コンプライアンス委員会 (CTCC = Church Tax-Compliance Committee)」の設置に同意 すること。
- ・CTCCは、7年間の暫定期間にわたり、この 合意を監視し、かつ、IRS に対して、最初の3 年間にわたり教団が負担する税金の徴収を保証 し、かつ合意の履行状況を IRS に毎年報告する こと。CTCC の個々の委員は、合意した報告を 怠る場合には、それぞれ 75,000 ドルの制裁金 を支払うこと。IRS が、委員が教団の資金を非 公益目的に費消していることを発見した場合、 教団は 5,000 万ドルの制裁金を負担する責任 を負うこと。この制裁金の適用は、1999年ま で継続すること。

以上のような合意を遵守することを条件に、連 邦課税庁 (IRS) は、「サイエントロジー母の教 会(mother church)」と呼ばれる宗教テクノ ロジーセンター (Religious Technology Center) や国際サイエントロジー教会(CSI=Church of

Scientology International) を 含 む、153 のサイエントロ ジー関連団体に 対して免税適格 を承認した。



(public use)

9 宗教カルト巨大化のビジネスモデル

アメリカ税法では、教会その他宗教団体(教団)が、過度な非関連事業(収益事業)をすると、免税適格承認が取り消され、宗教活動に課税される可能性がある。このため、教団が大規模な収益事業を計画する場合には、事前の巧みな租税プランニングが必要になる。通例、別途、営利企業(株式会社やLLCなど)を設立して大規模事業を営むビジネスモデルが選択される。

アメリカの「巨大教団 (megachurch)」は、 ●信徒数が多いことで巨大な教団と、②信徒数は 少ないが、莫大な資金力(マネー)や保有資産を 有することで巨大な教団とがある。

(1) 市場原理と宗教カルト巨大化のカラクリ

後者2のタイプで、信徒数は7~8万人程度と いわれるが、資金力(マネー)や保有資産が巨大 な教団の1つといえるのが、統一教会(Unification Church) [Unification Church=The Family Federation for World Peace and Unification / Old Holy Spirit Association for Holy Spirit Association for Unification for World Christianity わが国でも、統一教会は「世界平和 統一家庭連合」と名称変更されたことから「家庭 連合 (Family Federation)」、「旧統一教会」と いう呼称が使われている。この報告では、アメ リカで現在も一般的に使われている「統一教会 (Unification Church)」という呼称を使う。】で ある。韓国発祥の統一教会は、1964年に、アメ リカに進出し、活動を始めた。進出後、1971~ 2年頃にローソク工場を建設しローソクの製造・ 販売を手始めに、活動資金源確保(ファンドマネ ジメント)を次第に強化して行った。1976年に ニューヨークの有名な老舗ホテル (New Yorker Hotel) を買収した。その後、アラバマ州内に造船・ 漁業会社 (Master Marine)、アラスカ州に海産 食品会社 (International Seafood)、すしネタ 供給会社 (True World Foods) を設立し、教団 グループ事業を拡大していった。

一方、メディア事業について、統一教会は、1972年にはニューズ・ワールド・コミュニケーションズ社(News World Communications)を設立し、「ニューズワールド(News World /世界日報)」紙、そして1982年には「ワシントン・タイムズ」などを発刊した。その後、ニューズ・ワールド・コミュニケーションズ社は、大手 UPI



Megachurch worship (public use)

浮き彫りになる。

連邦税法(IRC)は、教会その他宗教団体が受け取る各種の「投資収益」を、原則として課税除外としている(512条 b 項)。借入金で投資する場合などを除き、教会その他宗教団体が、傘下の営利会社の株式を保有しそこからあがる配当(dividends)や、保有する金融商品からあがる利子(interest)などには課税されない。キャプタルゲイン(資産譲渡益)なども原則として課税されない。

教団が、連邦税法(IRC)501条 c 項 3 号条上も免税適格承認を得ていれば、こうした投資収益には、原則として課税されない。ビジネスセンスがあればタックス・プランニングの技法を駆使し、巨大化するのはそれほど難しくない。これは、同じ連邦税法(IRC)501条 c 項 3 号条上も免税適格承認を得ている有名私立大学が、タックス・プランニングの技法を駆使して巨大化するのと同じである。

(2) 巨額マネーを政治活動に再投資

こうしたビジネス戦略で巨額マネーとメディアを手に入れた統一教会は、これらを元手に、教団が唱える反共、保守的な宗教観を実現するための政治活動を積極化させた。信徒が、連邦議会の共和党議員事務所を回り、ときには選挙を手伝い、議員スタッフにもなった。教団グループのメディアや信徒を総動員してニクソン、ブッシュ親子、トランプと時の政権の政策をサポートした。世界各地で開催される教団主宰の大規模なイベントには、一回100万ドルもの講演料を払って歴代大統領にスピーチをさせ、広告塔として使いこなしている。

(3) 巨額マネーのばら撒きで政治を懐柔

連邦議会は、1977年から1978年にかけて、議会下院の国際機関小委員会 (House Subcommittee on International Organizations) で、統一教会の行動を調査するための公聴会を開催した。また、州議会レベルでも、オハイオ州 (1977年)、アラバマ州 (1979年)、コネティカット州 (1979年)、ニューヨーク州 (1979年)

などで統一教会について調査を実施した。しかし、 この教団と深く癒着した議員も少なくない連邦議 会での追及は鋭さを欠く結果に終わった。

(4)「宗教弾圧亡き訴追」に苦渋する捜査機関 こうした一連の政治の動きとは別に、1970年 代後半から多くの連邦の捜査機関やいくつかの州 の捜査機関が、統一教会の問題活動の調査に着手 した。統一教会は、さまざまな世俗法のもとで、 捜査機関から「本物の宗教なのか、詐欺まがいの 宗教 (bona fide religion or a religious fraud / scam) なのか」を問われた。

宗教カルト (religious cult) は、巧みな詐欺 的な勧誘手法や洗練された強制的マインドコント ロールの手法の組み合わせ、個人の自律や自由な 意思を抑圧する。その結果、個人は、従順な信徒 として、教団や教祖の言いなりになってしまう。 一切の批判的精神や疑問を感じる思考力を停止し てしまうこともある。アメリカには、宗教カルト は大小数百団体もあるとされる。

連邦機関による捜査は、仮にターゲットが宗教 カルトであるとしても、グループのコンプライア ンスに問題のない合法ビジネスに介入しようとす るものではない。真正な宗教活動と宗教を隠れ蓑 にした詐欺師 (Reverend Dodger) のような 営利活動との間に明確な線引きをして取り締まろう というものである。言いかえると、宗教の名のもと に企画された不正なカネもうけのための詐欺スキー ムや洗脳やプログラミングなどの手法にメスをい れ、かつ人身拘束された個人の人権を保護すること で、自由な宗教活動を保障することが狙いである。

連邦の捜査機関による統一教会への一連の介入 では、詐欺罪、誘拐罪、共謀罪、公民権法(Civil Rights Act) 違反などさまざまな犯罪の嫌疑で、 教団幹部や責任者、信徒が訴追された。いまだ各 地の裁判所での刑事裁判、民事裁判が続いている。 宗教カルトに入教することは、個人の一つの宗教 的選択である。したがって、カルトへの入教は、 憲法に保障される信教の自由として尊重されないと いけないという考えも成り立つ。どのような不快な 宗教にも成人には入教する宗教的自己決定権があ る。したがって、宗教カルトを世俗法で規制するこ とは思想信条の自由や信教の自由の侵害とつなが るとみることもできる。現在の既成宗教も、もとも とは宗教カルトからはじまったという見方もある。

アメリカでは、反社会的な活動をする新宗教や 計算詐欺(calculated scam)も絡んだ自己啓 発やスピリチュアル系カルト的教団から脱洗脳 (ディプログラミング) 技法を駆使して強制改宗 や棄教を迫る活動が活発化している。家族や脱会 者、カウンセラー、宗教者などがスクラムを組み、 組織的に行われるようになっている。こうした活 動は称賛される一方で、逆に、宗教カルト側から、 世俗法で禁止されている誘拐や公民権法違反にな るのではないか、と刑事責任のみならず民事責任 を問われ、司法の場で争われている。

民主国家における捜査機関による教会その他宗 教団体への介入行為は、少なくとも合憲・合法で ないといけない。言葉を代えると、個人の信教の 自由が保障された形で行使されないといけない。 まさに捜査機関には、いかに「宗教弾圧亡き訴追 (prosecution without religious persecution) の技法に磨きをかけるかが問われる。

10 NY市、統一教会と政教分離課税原則 で対峙

アメリカの連邦憲法や諸州の憲法は、政教分離 を徹底することで信教の自由を護ろうというスタ ンスにある。アメリカ税法における政教分離課税 の原則は、こうした憲法秩序を護ることがねらい である。したがって、この原則は、「宗教を集団 的なノイローゼ視」するようなフロイト流の思考 に基づくものではない。

すでにふれたように、アメリカでは、宗教活動に 対しては課税しない(免税)とするのが基本的な課 税ルールである。このルールは、所得課税のみなら ず、消費課税や資産の保有課税でも貫かれている。

アメリカでは、資産、とりわけ固定資産の保有 に対しては、各州内にある地方団体が課税する仕 組みにある。合衆国内にあるほぼすべての地方団 体は、教会その他宗教団体が保有する固定資産で、 もっぱら宗教の用に供するものについては、課税除 外(免税)とするルールを貫いている。「免税」で あることから、教会その他宗教団体は、地方団体 の税務を所管する官庁に申請して審査を受けなけ ればならない。審査基準は、地方団体により異な る。すでにふれたように、多くの場合、地方団体の 審査機関は、申請者(申請教団)に対して、連邦課 税庁(IRS)から免税適格承認決定書を得ている のかどうか、もし決定書を得ているのであればそ の副本 (コピー) を申請者に添付するように求める。

ただ、免税審査においては、政教分離課税の原 則を厳格に適用しようとする地方団体がある一方

で、申請人である教会その他宗教団体の教義や教 えには深く関わらないようにしようとする地方団 体もある。免税審査結果に不満な申請者は、司法 判断を求めることができる。

アメリカの場合、各州は独自の司法(裁判所) 制度を持っている。地方団体の免税審査結果(行 政による拒否処分)に不満な申請者は、連邦裁判 所ではなく、州裁判所に訴えることになる。

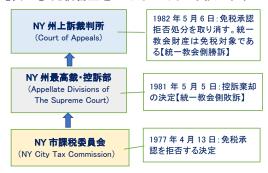
州裁判所の裁判官は有期で、多くの州では、上 訴裁判所の判事は州知事が指名し州議会上院の承 認を得て任命する。また、下級裁判所判事は弁護 士資格を持つ法曹のなかから住民投票で選ばれ る。このことから、裁判官が、州議会、州住民の 意識を忖度して判断を下す傾向が強くなるのも、 ある意味では仕方がない。その反面、裁判官は、 保身のために行政追従型の判決を下す必要はな い。司法権の独立を前面に打ち出した判決で、住 民を驚かせることもしばしば起きる。宗教用資産 に対する免税適格申請に対するニューヨーク市課 税委員会の拒否処分に対するニューヨーク州裁判 所の判断が適例である。

統一教会(Unification Church)をめぐり、 政治の宗教とのかかわり方がわが国でも大きな火 種となっている。統一教会は、公序とぶつかる活 動もいとわない勢いのある新興の宗教集団であ る。アメリカでも、特異な布教活動で全米各地に その規模を広げ巨大教団に成長している。統一教 会は、他の多くの新興の教団と同様に、政治との 結びつきを求める志向が強い。教団グループ内で 積極的なビジネス活動をし、蓄えた巨額なマネー を惜しみなく政治家にばら撒くなどして、政治的 影響力を強めている。とりわけ、統一教会は、信 徒の集団結婚式(mass wedding)や過度な献金 の求めなどが公序 (public policy) とぶつかる として厳しい批判の矢面にたたされてきた。

統一教会は、1970~80年代にかけて、ニュー ヨーク市内に所有する宗教用資産に対する免税申 請をめぐり、市当局と争いを展開した。この申請 を審査した市課税委員会は、政教分離課税原則を 厳格に適用し、拒否処分をしたことが争いの原因 であった。統一教会は、市課税委員会による拒否 処分の審査結果に納得がいかなかった。そこで司 法の場に救済を求めた。この争いは、政教分離課 税の原則の固定資産課税への適用を点検するうえ でも重要な裁判例とされている。

以下に、ニューヨーク州法による NY 州の固定 資産課税の宗教用資産に対する NY 市による免税

【表 21】免税審査をめぐる NY 州の争訟の仕組み



審査における政教分離課税の原則適用の展開につ いて紹介する。

(1)NY 州の固定資産税法上の宗教用資産免 税制

NY 州固定資産税法の 421 条の a 第 1 項 a 号 [2021年1月1日現在]にいう「宗教用」資産 を免税とすることについて、次のように規定する。

[42] 条のa第]項a号]

もっぱら宗教、慈善、病院、教育[中略]目的 で組織され、かつ活動する法人または社団が所有 する不動産は、本条の規定する租税を免除される ものとする。

(2) 統一教会申請事案の NY 市課税委員会で の審査のゆくえ

ニューヨーク州固定資産税法(Real Property Tax Law) は、教会その他宗教団体がもっぱら宗 教活動の用に供している固定資産に対する固定資 産性を免除している。免税を求める場合、教会そ の他宗教団体(申請人)は、宗教用資産の所在す る地方団体の所轄する官署へ個別に申請をする必 要がある。ニューヨーク市の場合は、市課税委員 会(NY City Tax Commission)が所管している。

統一教会は、ニューヨーク市内に宗教活動に 使用するための資産を有している。統一教会は、 421条のa第1項a号にいう「宗教用(religious)」 資産に対する免税を求めるために、前記【表 8】(13 頁)「非営利団体所有資産への固定資産税免除申 請書(Exemption from Real Estate Taxation for Property Owned by Non-Profit Organizations) を提出した。

NY 市課税委員会は、1977 年 4 月 13 日に 4 対 3の表決で、申請を認めない決定(determination) を行った。拒否処分を行った理由は、おおまかに まとめてみると、次のとおりである。

【表 22】NY 市課税委員会多数意見(免税申請拒否処分) のポイント

- ・申請人(統一教会)所有の資産は、固定資産税 の課税対象となる。
- ・しかし、申請人は、州固定資産税法 421 条 (現 421条のa) 第1項a号に規定する専ら宗教目 的で組織されかつ活動していることの要件を立 証する責任を果たしていない。
- ・申請人は、申請した団体が宗教団体であること を一定程度証明しているともいえる。しかし、 政治的な動機や活動が織り交ざっていることか ら申請を拒否せざるを得ない。[中略]申請人 の政治活動は、付随的な以上のものである。

一方、7 人の委員で構成される NY 市課税委員 会では、3人の委員が、少数意見を述べた。

【表 23】NY 市課税委員会少数意見(免税申請拒否処分) のポイント

- ・委員会は、申請人の宗教的な問題に限って精査 するように求められると解される。
- ・委員会は、申請人の教義に深入りする権限を有 していない。

ちなみに、 NY市課税委 員会の多数意 見および少数 意見双方とも に、免税にす る場合の申請



(public use)

物件が「専ら (exclusively) 申請者の宗教目的 に供されているのかどうか」については、審査を していない。

(3) 統一教会申請事案の NY 州最高裁・控訴 部判決

納税者である統一教会側は、市課税委員会が 行った固定資産税の免税申請を認めない決定を 行ったことを不服として、NY州最高裁(Supreme Court) に司法審査を求めた。最高裁の控訴部 (Appellate Division)が担当した。控訴部は、 事実問題について数多くの審理を重ねたうえ、 1981年5月5日に、統一教会側の控訴を棄却す る決定を行った。判決内容をおおまかにまとめて みると、【表 24】のとおりである。

なお、3人の判事で判事から成る法廷で審理さ れ、本件判決を書いた判事の意見に1人が同意、

【表 24】NY 州最高裁・控訴部判決のポイント

- ・市課税委員会に免税申請をした建物は統一教会 (申立人) の政治的・経済的活動に使用されて おり、仮にそうした活動が統一教会の教義の実 質的な内容からくるものであるとしても、委員 会が政治的・経済的活動を理由に免税を認めな かったとしても、市課税委員会の決定が恣意的 かつ気まぐれなものとはいえない。
- ・統一教会の本来の目的は宗教であり、教会の政 治的かつ経済的な活動はほんの付随的なものに 過ぎないとしても、統一教会は、免税申請した 建物を免税目的には使っていないので、固定資 産税の免除を受ける資格はない。
- ・以上の理由から、市課税委員会の決定を是認する。

残り1人の判事は反対した。

(4)統一教会申請事案 NY 州上訴裁判所判決

統一教会側は、NY州最高裁・控訴部の決定 を不服として、NY州上訴裁判所 (Court of Appeals) に上訴した。NY 州最高裁・控訴部は、 1982年5月6日に、免税承認拒否処分を取り 消す決定をし、統一教会財産は免税対象であると した。統一教会側が勝訴した。その理由は、簡潔 にまとめると、次のとおりである。

- ・宗教団体がもっぱら宗教目的で組織され、かつ 活動しているかどうかについて、裁判所は、そ の教義や教えの内容を精査する、あるいは分析 することができない。団体は信仰や礼拝行為に ついて独自の性格を有しており、その性格が善 意であり、かつ虚偽でない限り、団体が政治的 かつ経済的活動をしているとしても、受け容れ なければならない。
- ・以上の理由から、控訴部判決を破棄し、NY市 課税委員会に差戻しさらなる審理を行うことを 命じる。

なお、7人の判事で判事からなる法廷で審理さ れ、本件判決を書いた判事の意見に残り全員が賛 成した。

NY 州 上訴裁判 所判決 は、政教 分離課税 の原則の

適用を後



NY State Court of Appeals (public use)

退させ、宗教団体の宗教活動の自由を優先させた、

と評されている。

NY 州上訴裁判所判決で、統一教会側が勝利し た。判決で、裁判所は、NY市課税委員会に対し て、免税目的に利用されっている不動産の価額が 2,500 万ドル(当時)かどうかをもう一度精査す るように求めたものの、統一教会は宗教団体であ るとの前提のもとに評価するように求めた。統一 教会は、5年にわたる裁判を継続中に21万7.843 ドルの固定資産税を NY 市に納付している。

統一教会保有資産への NY 市固定資産税の免税 適格承認の是非をめぐる本件 NY 州上訴裁判所判 決は、折しも同教会のトップ文鮮明氏と彼の側近 の連邦所得税脱税、共謀の罪を問う連邦地裁での 刑事裁判の審理が進行する間に下された。

統一教会は、聖書をベースに文鮮明教祖の独自 の宗教観などを織り交ぜた教義に基づき、アメリ カ各地で布教活動をしてきた。すでにふれたよう に、数々の法令違反や洗脳行為、海産食品への進出、 News World(世界日報)やワシントン・タイム ズなどの新聞発行を含む盛んな事業活動などで、 既成宗教の多くは、統一教会には概して批判的で ある。しかし、統一教会への NY 市固定資産税の 免税適格承認をめぐる裁判については、宗教界は 一枚岩になった。カトリック教会、プロテスタン ト、ユダヤ教を含む多くの教団が、「宗教目的から 政治活動は切り離すことはできない。」との理由か ら、裁判支援者(friend of the court / amicus curiae)として統一教会に賛同の意を表明した。

NY 州司法と NY 市行政とは、必ず一枚岩でな いことがわかる。また、司法が示した最終判断か ら垣間見えてくることがある。それは、裁判官の 間には、宗教を悪い宗教、良い宗教という尺度で、 世間一般に受け入れられていない宗教を差別的に 扱うことは、宗教活動の自由という観点から抵抗 感がある者も少なくないということである。

◆むすびにかえて~ぬるま湯の政教分離で 崩壊する民主的憲法秩序

アメリカにおける教会その他宗教団体に対する 政教分離の壁を高くするための税制、政教分離課 税原則の適用の実情について、分析・検討してみ た。

宗教活動に税金のかからない教会その他宗教団 体が、信徒のマンパワー (人手) や信徒から集金 したマネー(資金)を、人工妊娠中絶(中絶)を 禁止せよとか、同性婚の法認反対などの自らの政

治的キャンペーンや、こうした主張に賛同する政 治家や政党・政治団体(PAC)などに投下して、 政治的ステータスを得るモデルを禁止しようとい うのが政教分離課税の原則である。この原則は、 既成宗教か、宗教右派か、アフリカ系アメリカ人 教会か、あるいは宗教カルトかを問わずに適用さ れることになっている。

アメリカは、国(連邦) レベルでの教会その他 宗教団体に対する統一した政教分離課税原則の適 用を、連邦課税庁(IRS/内国歳入庁)に委ねる 政策を選択、久しく実施してきた。この背景には、 連邦国家 (federal state) 体制のもと、教会その 他宗教団体は、州の法人法に基づいて法人格を得 ることになっていることがある。しかし、法人格 を得たとしても、複数の州あるいは全米で宗教活 動をする団体も少なくない。全国規模での統一的 な規制を実施するには、連邦課税庁(IRS)の権 限を活用せざるを得ない事情にある。

こうした法制のもと、アメリカにおいては、政 教分離原則、つまり政府と教会その他宗教団体と の間での相互不介入の原則は、〝課税庁(IRS)と 教会。との間で展開してきたといっても過言では ない。税法上の「政教分離課税の原則」の誕生の 由来である。課税庁(IRS)は、教会その他宗教 団体の申請に基づき、宗教活動を課税除外にする。 この場合に、教会その他宗教団体に対して、政治 活動、さらには私物化(私的流用)、営利企業化(過 度な収益事業を)しない責任を果たすように求め る。この責任を果たせないときには、課税除外を 取消し、教会その他宗教団体の宗教活動に課税す ることで、宗教マネーの使途や政治活動に規制を かけている。この規制にあたり、課税庁 (IRS) は、 教会その他宗教団体の教義や礼拝行為などに権力 は介入はしないように細心の配慮が求められる。

教会その他宗教団体の活動は、多岐にわたる。 純粋な宗教活動や社会活動か、あるいは規制対象と なる政治活動かについて明確な線引きは至難なケー スが少なくない。そこで、IRSは、『教会税金ガイド』 を出して、聖職者や教団職員向けに政教分離課税 の原則の解説・統一的な執行に努めている。

にもかかわらず、IRS は、政教分離課税原則の 適用/執行に苦慮している。IRS の執行には公平 性がない、と叩かれてもいる。IRS による政教分 離課税原則の適用が公平にいかないのにもわけが ある。アメリカの宗教界は、①宗教右派、②アフ リカ系アメリカ人教会、③カトリック教会、④宗教 カルトなどに色分けできるが、いずれも政治課題、

40

社会問題に積極的に取り組んでいるからである。

例えば③カトリック教会は移民受入には賛成の 政治表明をしている。教育、社会保障、福祉、貧 困対策などでもリベラルな主張をしている。②ア フリカ系アメリカ人教会は、黒人その他マイノリ ティの選挙登録支援やコロナ禍で失業した世帯へ の食糧支援、黒人射殺事件や人種偏見犯罪への抗 議の取組み(Black lives matter)などの活動拠 点になっている。IRSにとっては、これら多様な 活動を、社会活動と政治活動とに明瞭な線引きを するのは難しい。

アメリカの宗教界は、憲法で保障された宗教活 動の自由や大きく開かれた市場主義を謳歌し、宗 教活動の名のもとに、世俗法上のさまざまな経済 犯罪、租税犯罪に手を染める教会その他宗教団体 もある。IRS は、これらの活動への適正な課税も しないといけない。

IRS は、政治的な力量のある既成教団には、政 教分離課税の原則を不適用としているとの声もあ る、こうした不正義をただそうということで、納 税者・市民団体がスクラムを組み、カトリック教 会をターゲットに法廷闘争をした。カトリック教 会は積極的な政治活動をしており免税適格のはく 奪に値するのにもかかわらず、IRS はそれをしな いで放置しているというのが理由である。司法(裁 判所)は、IRS に味方し、納税者・市民団体を門 前払いにした。このケースで、IRS は、消極司法 のおぼし召しで、何とか責任を回避し逃げ切った。

一方、宗教界は、IRS が出した『教会税金ガイド』 などを通じた政教分離課税原則の適用・執行に強 い警戒感を示している。宗教への課税権力の介入 が政教分離原則とぶつかるとの理由を盾に、議会 に立法的な対応を求める動きを強めている。宗教 界は、信教の自由復活法や宗教的な土地利用およ び施設収容者法のような、教会その他宗教団体の 自律、信徒個人の自律とぶつかる世俗法上の受忍 義務を、宗教ないし信仰を理由に解除を求めるこ ともできる法律の制定を議会に求め、議会もこう した要請に応えた。また、こうした宗教界の動き に呼応する形で、議会は、IRS の偏頗的な免税審 査手続疑惑に関する調査を実施した。議会は、さ らに、宗教界の要請に応える形で礼拝施設での選 挙演説解禁法案を成立させようとした。宗教界が 割れたため、この法案は未成立に終わったが、そ の裏では、議会の宗教票への期待と不安が交差し ていた。

現実の政教分離状態はともかくとして、アメリ

カ憲法が目指す政教分離は「絶対的な分離」であ るとの解釈は固まっている。ある意味では、現行 の教会その他宗教団体に対する政治活動規制課税、 政教分離課税の原則は、この「絶対的な分離」の 考えに由来するものである。悪い宗教と良い宗教 とに線引きをして、悪い宗教には政治活動を認め ない一方、よい宗教には政治活動を認めるという 趣旨ではない。悪い宗教も良い宗教も、政治活動 をするなら、宗教活動に課税されることを覚悟し なさい、という趣旨である。

ところが、生の政治では、ポピュリストが闊歩 し、票になるのなら、宗教カルトでも既成宗教で も構わないのスタンスで、倫理観なしの実利的な 政治姿勢が当り前のようになっている。その結 果、政治レベルでは政教一致は放任状態にある。 こうした状態にあっても、政教分離課税の原則は、 IRS にとっては、政教一致を解消し、租税正義(tax justice) を実現に近づける強力な武器となっている。

アメリカ市民のマジョリティは、宗教の多様性 よりも、キリスト教への一元的集約化を志向して いるようにも見える。プロテスタント福音派キリ スト教徒 (Evangelicals) の支持を得て保守派 のトランプ前大統領の再登場の可能性もなくはな い。キリスト教の世界観のさらなる普遍化にもつ ながりかねない礼拝施設での選挙演説解禁法案の 再上程もありえないことではない。

こうした風潮のもと、保守化する連邦最高裁は アメリカ憲法に定められた「絶対的な政教分離」 について、どのような舵取りをしようとしている のであろうか。そのかじ取り次第では、アメリカ における政教分離課税原則が大きく変動しかねな い状況にある。

2015年の連邦最高裁判所のオバーゲフェル (Obergefell) 判決は、連邦憲法修正第14条の デュープロセス条項と平等保護条項の双方を根 拠に、同性のカップルは結婚する権利が保障さ れているとし、同性婚を禁止する州法を違憲と した (Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015))。これまで内国歳入庁(IRS)は、教会 その他宗教団体や宗派系教育機関などが、人種差 別など連邦憲法とぶつかる教えを説いたりする場 合、それが教義などに基づいているとしても、人 権侵害を理由に免税適格の喪失につながるという 立場をアナウンスしてきている。このため、同性 婚反対を声高に主張する教会その他宗教団体は、 IRS に免税適格承認を取り消されるのではない か、と戦々恐々としている。宗教右派からは、議

会共和党に教会その他宗教団体に政治活動を解禁 する新立法を求める動きも活発化している。連邦 最高裁判所への保守派裁判官の政治任用が続いた ことで、バランスが崩れ政治色の濃い判決が続出 している。

1973年に連邦最高裁が、ロー 対 ウエイド [Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)] 事件 判決で、それまでアメリカ合衆国で違法とされて いた人工妊娠中絶(中絶)を女性の権利と認め、 中絶を不当に規制する州法を違憲とする判断を下 した。理由は「妊娠を継続するか否かに関する女 性の決定はプライバシー権に含まれる。」とした。 この判決は、中絶合法化の引き金となった。とこ ろが、2022年6月、連邦最高裁は、この先例を 覆したのである。トランプ前大統領が新たに任命 した判事で保守派が多数を占める連邦最高裁は、 ドブス 対 ジャクソン女性健康機構「Dobbs v. Jackson Women's Health Organization, 97 U.S. (2022)] 事件で、「憲法は中絶の権利を保 障していない」との判決を下したのである。この 判決は、宗教右派やプロテスタント福音派キリス ト教徒 (Evangelicals) などからは歓迎されてい る。その一方で、この女性の権利を否定する時代 に逆抗する判決であるとして、全米の女性や人権 団体から厳しい批判を浴びている。

政教分離課税原則適用のゆくえも不透明さを増 している。

宗教界と政界 がスクラムを組 み政教一致を当 然視する渦がま すます大きく なってきている。 IRSによる政教 分離課税原則の 適用がますます



(public use)

困難になることが懸念される。

教会その他宗教団体が、SDGs 関連の立法を求 めて活動するととする。しかし、それが社会問題 か政治活動かの線引きは容易ではない。だから こそ、**①**選挙運動/集票活動/ electioneering と、2過度な政治広報/議員回り/ロビイング/ excessive lobbying or influencing legislation から成る税法上政治活動のうち、2週度なロビ イングに対する規制を緩和すべきであるとの声も ある。その代わりに、❶選挙運動/集票活動/ electioneering に対する執行をもっと厳しくし

見逃さないようにすべきであるという。そのため には、教会その他宗教団体が宗教活動会計に計上 しているマネーを、特定の政党や政治家の集票活 動(electioneering)/選挙活動/政治的キャン ペーンに充当するのを厳禁する、また固定資産税 などが免除されている宗教施設に特定政党の候補 者のポスターを貼ったり、そうした施設で特定の 政党や政治家の演説その他集票活動を行ったケー スでは、宗教活動に課税をする、固定資産税をか ける、といった対応の法制化を急ぐべきであると の意見がある。

このように政 教分離課税原則 の適用ターゲッ トをすみ分けす れば、IRSは、 政教分離課税原 則の適用・執行 を容易にできる ようになるとい



(public use)

う。どうだろうか?

「既成宗教も、もともとは宗教カルトからはじ まった (Mainstream religions, all began as religious cults)」。そうかも知れない。しかし、 ぬるま湯の政教分離で、「宗教カルトでも正統派 でも、票をくれる宗教はご利益のある宗教だ」 というなり節操のない政治姿勢では、民主的な憲 法秩序は音を立てて崩れていく。

現代のアメリカ政治は、宗教マネーと票でマイ ンドコントロールされているといっても過言では ない。政教分離原則や政教分離課税の原則が確立 されているのに、このルールを骨抜きにしようと いうことでは、宗教界も政界もまさに政教一致の 状態にある。

大衆を扇動する、コンプライアンス違反や政教 一致は当り前の鎮まらないトランプ現象に、民主 主義の将来を危惧する市民や識者は、危機感をあ らわにしている。連邦司法省(DOJ)の英断に加 え、連邦課税庁 (IRS) に政教分離課税の原則の 徹底に期待する声を強めている。

まさに、政教分離課税の原則は、憲法秩序を護 り、民主主義を深化させることがねらいである。 課税庁(IRS)が政教分離課税の原則の適用をゆ るめれば、アメリカの議会制民主主義が今以上に 危うくなる。政教分離の徹底に立法も司法も優柔 不断であれば、政教分離課税の原則を武器にして 行政 (IRS) が頑張るしかない。

犯罪捜査・刑事裁判の電子化・ICT化とプライバシー保護

清 水 晴 生 (白鷗大学教授) コメンテーター

■務省は法制審議会(法制審)に、刑事 ■手続のICT活用について諮問した。 A これに先立ち、2020(令和 2)年7 月の閣議決定を踏まえ、法曹実務家や研究者 で構成された法務省の検討会(『刑事手続にお ける情報通信技術の活用に関する検討会』座 長: 小木曽綾中央大教授) (以下「検討会」) は、 刑事裁判や犯罪捜査への情報通信技術の導入 について話し合いを重ね、すでに「とりまとめ」 (2020 (令和) 4年3月) を発表している。

そこでは主に、次のような内容が扱われ、賛 否の議論が展開された。❶令状請求・発付の電 子化、❷証拠の開示・交付の電子化、ⅠCT技 術を利用したリモート/オンライン(遠隔)で の検察官による取調べ、❸弁護人によるリモー ト接見、そして4リモートでの証人尋問。

こうした電子化・ICT化は、紙媒体の利 用に頼ってきた捜査の効率性を高め、迅速化 に資する面がある。また弁護側にも証拠への アクセスを容易化・軽量化するとともに、遠 隔地で勾留されている被疑者との接見の利便 性を高める。こうした意味では、弁護活動の 実質的な中身を充実させる意義を持ちうるも のである。

しかし他方、電子化された捜査情報に含ま れる個人情報には、刑事事件の被疑者となっ たという高度のプライバシー情報が含まれる。 これが流出した場合の影響は大きい。その管 理体制がどのように構築されるべきかは、先 に見た利便性を求める反面において、しっか りと議論が尽くされる必要がある。

例えば、税理士事務所が租税犯罪に関与し た疑いで捜査対象になったとする。この場合、 そこで集められる証拠・捜査資料の中には、 顧客の財務状況等を含めた経営情報から、関 係者のプライベートな個人情報までが含まれ ることになる。

犯罪捜査や刑事裁判のICT化は、そこで 集められた証拠が電子ファイル化され、流通 やコピーが容易な状態に置かれることになる。

それは同時に、ひとたびハッキング・クラッ キング等の被害に遭えば、あるいはずさんな 管理による流出があれば、広くインターネッ ト上に知られるところとなる。場合によって は情報を人質とした恐喝の被害に遭うおそれ もある。

お客様である市民のプライバシー情報を扱 う公務員や、その外注先の下請け会社の社員 が、自宅で作業をしようと安易にUSBメモ リにコピーして持ち出し、途中の飲食店で泥 酔後にかばんごと置き忘れるといったことは 日常的に報道されている。

このようなリスクは、刑事事件の情報を扱 う警察官・捜査官、あるいは検察官や弁護士 がこれらを扱う場合にも同じように問題と なってこよう。

情報の持ち出しに対して、厳密な規律を課 すことが徹底されていない限り、そしてまた それが組織的な管理の下に、しかも有効で合 理的な管理システムが構築されていない限り は、電子化のメリットを超えるリスクは容易 に現実化する。流出した情報によって、半永 久的にデジタル・タトゥーを背負わされるこ とにもなりかねないのである。

今回の清水晴生白鷗大学教授の報告では、 検討会で話し合われ、また今後法制審でも話 し合われるであろう、刑事裁判・犯罪捜査の 電子化・ICT化について検討している。と くに電子令状の問題、証拠開示や捜査のIC T化、接見のリモート化、公判への出頭や証 人尋問のリモート化・ICT化などについて、 その中身を確認しながら深掘りしている。

*リモート、デジタル、オンライン、電子化な どさまざまな言葉が使われている。これらの 言葉は、現実空間での「対面(リアル)」と の比較で使われている。おおむねインター ネットを使ったサイバー空間での「遠隔」の 意味に理解していただきたい。

(CNNニューズ編集局)

2022.9.28 43

◆令状請求・発付などの電子化

現在、令状の請求は電子化されていない。この ことから、検察官、検察事務官または司法警察職 員は、裁判所に出かけて行って令状の発付を請求 する。令状の担当となっている裁判官が、請求の 内容と、請求を認めるに足りる要件や令状発付の 必要性を、疎明資料とともに検討する。そして、 いずれも満たすと判断されれば、裁判官は令状を 発付する。

例えば、 警察が巡回 中に不審な クルマを見 つけ、運転 者に職務質 問をする。

逮捕状発付の要件

- ①特定の犯罪の具体的な嫌疑が あること
- ②証拠を隠滅し、または逃亡を 疑うに足りる相当な理由があ ること

車内に大麻吸引器らしきものがあったため、任意 の尿検査に応じるように求める。しかし応じない。 そこで、警察官は裁判所に令状をもらいに行く。 担当の裁判官は、大麻取締法違反の疑いが濃い。 証拠隠滅を疑う高度の理由がある。それから住居 不定で行方をくらます可能性も相当に高い。こう したことが明らかであり、捜査を進めるためには 強制採尿、逮捕が必要だと判断すれば、裁判官は 令状を発付する。

逮捕状の有効期間は原則7日間で、執行までに 余裕があれば問題はない。急いで近くの裁判所に 令状発付を求めようとしても、請求のための書面 や資料を整えるのにも時間がかかる。それを裁判 所に届け、その審査を待ち、発付された令状を受 け取って現場に戻って執行しようとすれば、トー タルで数時間はかかる。薬物検査のようなケース では、「時間との勝負」である。

インターネットを使ってオンライン/リモート (遠隔)で資料のデータを添えて審査を求めるこ とができれば、即時に裁判官が審査を開始できる。 令状が発付されれば、即時に現場の警察官の手元 に届く。令状の執行は迅速に進むことになる。

これまで令状が届くまでの間、容疑者を現場に 留め置く行為は、令状審査に基づく強制手続では ないため、説得に付随した物理力の行使といった グレーな捜査として行われてきた。そのためそれ が数時間にも及ぶような場合には、違法捜査と判 断されて、この留め置きによって得られた証拠が 裁判から排除されるケースもあった。

グレーな捜査が解消されること自体は望まし

い。ただし一方で、容疑者 への電子令状の提示につい ては、紙による場合と同じ ように、相手に内容をしっ かりと把握させることがで きるかという問題も残る。 表示や提示が明確な形でな



されなければ、画面や表示の状態によっては見に くく、内容を確認しづらいことも予想される。

また先にも述べたとおり、違法捜査が行われ た場合にはその証拠の排除も問題となる。その 際、令状審査に供された令状請求内容のデータ 等が間違いなく管理され、のちの裁判時に被告 人・弁護人側がその開示を求め、防禦活動に利用 可能なようにデータ管理体制が法律上整えられ ていることも重要である(金岡繁裕「刑事手続 I T化の件 https://www.kanaoka-law.com/ archives/1244 参照)。

◆証拠の開示・提供の電子化

刑事裁判は、両サイドの訴訟当事者がそれぞれ 証拠を出し合い、相手の証拠の信用性を争う過程 を経て、裁判所が証拠を評価して結論を導くもの である。つまり犯罪捜査とは、公判で提出するた めの証拠を集める活動だということだ。

しかし裁判の公平といっても、裁判を決すると ころの証拠を集める能力には、捜査機関と被告人・ 弁護人との間で大きな差がある。しかも捜査機関 が強制捜査を行う場合など、弁護人が関与もでき ないまま、重要な証拠が根こそぎ捜査機関側の手 中に納まるということもある。

検察官が被告人にとって有利な証拠を隠したま ま、有罪にし罪を重くする方向の証拠ばかりを公 判に提出するようなことがあれば、捜査能力の差 がそのまま裁判の結果に影響してしまう。

これを是正するのが証拠開示の手続である。従 来検察は自らが不利になることから、隠している 証拠を開示せよと裁判所から命じられることに長 く批判的であった。検察が渋々、隠し隠し証拠を 小出しにするばかりだったことこそが、刑事裁判 の長期化を招く大きな原因だった。

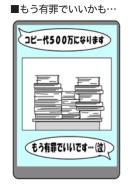
しかし裁判員裁判が始まったことで、裁判の長 期化を招くこうした検察の態度は改善を余儀なく される。刑訴法が改正され、検察は隠し持ってい る証拠を開示しなければならなくなった。

その結果、検察は証拠を出すようになったが、

証拠書類の量は膨大である。弁護人がいちいちコ ピーをとっている時間はないから、これを委託す ることになるが、その代金が一枚当たり50円 前後ともいわれる。複雑な事件ともなれば、コ

ピー代金だけで数百万円と なり、被告人は泣く泣くあ きらめざるをえないことも あったと聞く。

しかし証拠開示が電子化 されれば状況は一変する。 証拠書類がPDFファイル 等で送られてくれば、パソ コンやスマホで中身を確認 し、必要な部分をプリント



アウトするということが可能となる。経済的理由 から証拠開示を受けられないといった、公平な裁 判を受ける権利(憲法37条1項)にもおとる状 態は改善されよう。

ただし、こうした電子ファイルや電子機器の弁 護活動における利用については、あらゆる場面で いまださまざまな制限を受けている。接見時のパ ソコンやデジカメの持ち込みについても自由に行 うことができない。このため、被疑者が実質的に 有効な弁護を受ける権利が阻害されている。

以前、法廷にパソコンを持ち込んだ弁護人に、 コンセントを使わせない裁判長が現れて、世間を あっとさせた。裁判所自身も導入している電子機 器を訴訟当事者に使わせないという感覚には呆れ るしかない。すでにあらゆる場面において情報を 扱うのに電子機器が不可欠な状況にある。生活イ ンフラともいえる電子機器の利用を、応訴を強制 されている被疑者に使わせないというのはあまり にも非常識だ。あたりまえの防禦・弁護を邪魔す ることにほかならない。

問題がある場合には制限すればよいのであっ て、ICTのC (Communication) は接見交通 においても拡充される必要がある。

◆ICT技術を利用したリモートでの検察官 による取調べ

警察の留置場に勾留されている被疑者は、実は 取調べのために勾留されているわけではない。刑 事訴訟法は勾留の目的を証拠隠滅防止と逃亡防止 に限っていて、取調べはあくまで「任意」捜査で しかない。しかし、裁判で闘うはずの相手の監視 下に置かれ、なお且つ取調べを半ば強制されてい

る実態自体がおかしいというほかない。

検討会では、この過程で、検察官も起訴の判断 のために容疑者を取り調べる。検察庁と警察の留 置場が離れている場合もあるから、これをリモー トで可能にしてよいかも話し合われた。

警察が調べるのも検察が調べるのも同じではな いかと思うかもしれない。しかし、実は大きく違 う。刑事訴訟法は検察官の取調べ調書は、検察官 が公明正大であるがゆえに、警察の取調べ調書よ りも信用性が高いと定める。信用性が高いとは、 その調書を裁判の証拠として使いやすくしてい る、ということだ。

書面の証拠というのはそもそも、それがどんな ふうに作られたものかがわからない。強制された のかもしれない。だから刑訴法上は原則、書面は 証拠にできないとまで定められている。必要なら 供述者を法廷に呼んで、直接質問すべきというわ けだ。それなら反対尋問ができるので、あいまい な証言を質すことも可能になる。

取調べ調書を証拠にできるのは、だから例外だ。 書面自体を反対尋問することは不可能だからだ。 その信憑性を確認することができない。

それなのに検察の取調べ調書はもともと信用性 が高いと刑訴法が定めてしまっている。これは大 きな問題だ。戦後の刑訴法の立法過程で混入され てしまった悪しき規定である。反対尋問権を保障 した憲法37条2項に違反していると考えるべき

裁判では判決を争う一方の当事者でしかない検 察官を、司法官だから信用できるなどというのは、 当事者対等主義の発想からはおよそ出てこないも のだ。その意味で刑訴法全体とも矛盾した規定だ。 逆に警察官の取調べ調書は、司法官ではないので 信用性が低いとされる。したがって警察官の取調 べ調書は、実は裁判で利用するのが難しい。公判 廷に証拠として提出されているのは、実は検察官 の調書だ。

だから警察の留置場にいる容疑者を検察官がリ モートで取り調べるというのは、まさにこうした 問題のある検察官の調書を作りやすくすることに なる。しかも信用性が低いはずの警察の監視下に 置かれたままの状態にあるのにだ。

このような脱法的で憲法違反な取調べは許され るべきではない。仮にこうした不合理なことを認 めようというのであれば、取調べ時の弁護人の立 会いは不可欠の条件とされるべきだ。

それが「任意」の取調べであるというなら、容

2022.9.28

疑者が十分にその取調べ や自分が供述することの 意味を理解できる状態を 確保しなければ、およそ 「当事者対等」「裁判の公 平」は実現されない。

そしてそもそも、リモー トでの取調べを可能とす



るのであれば、もともと調書裁判を支えた悪名高 き「代用監獄」だった留置場での勾留を廃止すべ きだ。捜査段階からの当事者対等を実現し、また 自白の任意性を確保するためにこそ、電子化・I CT化が率先して導入されるべきである。

◆弁護人によるリモート接見

わが国の司法は「人質司法」とやゆされる。容 疑者は証拠隠滅や逃亡防止を理由に、いともたや すく勾留される。結果、容疑者は自分に有利な証 拠を自分の手で集めることさえできないまま裁判 に臨むことになる。その間、証拠を集められない ばかりか、相手の証拠作りに強制的に協力させら れるのが実情だ。裁判所の判例は「閉じ込めても 話すかは任意だ」といってはばからない。「話す まで出さない」というのは、どこが任意なのか。

いずれにせよ、容疑者は監禁されて出られない のであるから、代わりに弁護人が証拠を集めなけ ればならない。とはいえ、弁護人が始めから依頼 者である容疑者の交友関係や普段の行動を知って いるわけはないから、これを本人に直接聞くこと から始まる。

また容疑者本人は、勾留中、日々取調べにさら されるが、これにどのように対応すべきかもわか るはずがない。しかも接見禁止といって、検察官 の請求により、弁護人以外との接見(面会)を禁 じられることも少なくない。この孤立状況での取 調べが自白を迫るまたとないチャンスとなる。

そのため弁護人は依頼者の精神状態の維持のた めにも、できる限り多く接見すべきことになる。 孤立状況での、朝から晩までの取調べに堪えかね、 早く楽になろうとして身に覚えのないことまで認 めてしまうことになりかねないからだ。

こうした接見が仕事を増やすチャンスとなると 見て、「代用監獄」といわれる留置場での勾留を 事実上歓迎する弁護人も少なくはなかった。痛し 痒しというわけだ。

しかしリモート接見が可能となれば、このよう

な妥協に屈する必要はもはやない。確かに直接面 会することの重要性は否定できない。しかし、リ モート接見も同時に可能であることが望ましい。 弁護人の本人確認や、必要性のない接見要求を是 正する意味でも、各地の法テラスにアクセスポイ ントを設ける形でのリモート接見はぜひとも実現 されるべきだ。

ただし、取調べへの弁護人立会いが実現されて いる英国で、コロナ禍を理由にリモートでの弁護 人の立会いが行われ、対面に比して介入が消極的 になったとの報告もある(指宿信「遠隔取調べ」 〔刑事弁護 OASIS〕https://www.keiben-oasis. com/15401)。弁護活動の手抜きに利用されな いためにも、容疑者の同意や距離条件を前提とす るなど、実質的弁護に資する場合への限定も、合 わせて検討すべきである。

◆リモートでの証人尋問

先にふれたように、証人に対して尋問して事実 を明らかにし、敵対証人に対して反対尋問をして その信用性を弾劾することは、憲法上、人権とし て保障された権利である。

遠隔(リモート)でのやりとりを多くの人たち がコロナ禍で体験したと思う。しかし、やはり対 面(リアル)での会話とはおよそ異なるものであ り、代替手段でしかない。相手に緊張感を強いる ような反対尋問を効果的に行うことは不可能と いってよい。

書面の証拠が原則禁止されているのと同様、反 対尋問権の有効な行使を妨げるものである以上、 リモート (遠隔) での証人尋問は被告人・弁護人 の同意がない限りは許されるものではない。

その他、被告人のリモート・オンライン(遠隔) での公判出席が認められるべきかということも議 題に上がった。公判出席は確かに被告人にとって 不便なことであるという一面はあるものの、他方 で、公判において自分がどのように罪に問われて いるか、あるいはその重大性を十分に認識・理解

できるかは疑問だ。安易に 有罪を受け入れるという ことにもなりかねず、形式 裁判化しかねない点で問 題がある。

また、裁判の公開も憲 法上保障されている(憲 法82条1項)が、裁判の



■尋問中ですが・・・



傍聴をオンライン (遠隔) でも可能とするかについても議題に上がったようだ。映像が配信されれば、それは裁判の公開を超えて、その動画データがデジタルタトゥー化する懸念が大きい。プライバシー

保護の観点から見て必要性に見合わないデメリットを生むことになる。公判審理の一部が切り取られる形で、エンタメの素材のように利用され、プライバシー侵害が増大するおそれもある。ICT化のメリットを取り入れるだけでなく、そのデメリットもまた十分に考慮に入れなければならない。

◆おわりに

今後、インターネットを使ったリモート(遠隔) 取調べの様子が、供述の任意性を保証するための 可視化の資料として利用されるケースも想定され る。また、それらから作成された証拠が電子化さ れ、弁護人との間で送受信されたり、あるいは警 察・検察や裁判所の内部や相互間で複製され、そ れぞれに共有するような状況になるケースも想定 される。しかし、厳正なデータ管理ができないと、 不十分な管理に起因した情報流出が大いに懸念さ れる。実際に、近年頻繁化している問題事例の多 くは、データ管理の不徹底、規律違反が原因である。

捜査情報や裁判の証拠資料は、人が社会の中で 生活していく上で、決定的ともいえる重大なプラ イバシー情報である。こうした情報のネット上へ の流出が平穏な市民社会での生活を破綻させかね ないことはいうまでもない。

蓄積されていく裁判や捜査での証拠等のデータの管理は膨大な事務量になる。これらのデータを扱うのは、裁判所のみならず、検察や警察、弁護人というように複数箇所にわたり、それだけ厳正なデータ管理は至難である。また、内部の人的リソースだけではまかない切れずに、外注(アウトソース)に出されることが想定される。外注は当然重大な事故につながりかねない要素をはらんでいる。

犯罪捜査や裁判のために提供し、あるいは押収された個人情報や営業上のデータが、海外のハッカー集団によってクラッキングされ、人質化されて身代金を要求されることになったとしても、何ら不思議ではない。サイバー犯罪から国民データを保護し、経済効率のよいデータ保存を目指し、アメリカなどでは、クラウド保存から先祖帰りし、スタンドアローンの磁気データ保存が広く復活しつつある。

マイナポータルなどとも共通するとのことだが、デジタル化/オンライン化は、メリットに見合わないデメリットが大き過ぎれば、どんなに良いことばかり吹聴しても、決して国民の支持を得られない。

犯罪捜査・刑事裁判の電子化・ICT化は、被告人の刑事裁判上保障されるべき防禦権が損なわれることなく、また証人も含めた関係者のプライバシー保護にも万全を期すことのできる制度が構築されて初めて許されるものである。

零細事業者をつぶす消費税インボイス制度への変換

「政治と宗教」だけでなく、「インボイスと零細事業者」の問題にもっと注目を!

(CNNニューズ編集局)

◆ますます悪者化する消費税

高インフレで物やサービスの価格が上がり、消費税負担が急増している。いわゆる「インフレ税」問題だ。解決には、消費税率引下げが必須である。だが、政府は、税の自然増収万歳で、消費税率引下げの声には耳を貸さない。消費税は、一般消費者に実に厄介な税金だ。

ところが、この消費税をめぐっては、物やサー

ビスを売ったり・買ったりする事業者の間、ビジネス界でも、厄介な問題が起きている。2023年10月1日から、消費税の計算・納税申告が、あらたな「インボイス(適格請求書等保存)」制度に大きく変わることである。

◆インボイス変換で零細事業者がつぶされる?

従来から事業者は、一般消費者から預かった消

____47

費税を、税務署に定期的に申告し納税してきた。 その際に、「帳簿・請求書等」を基に、課税売上 げのかかった消費税から課税仕入れにかかった消 費税を差し引いて計算してきた。ところが、あら たなインボイス制度では、消費税計算にあたり、 これまでの帳簿・請求書等に加え「インボイス」 も必要になる。

インボイス制度では、まず、申請に基づいて国 税庁が事業者に登録事業者番号をつける。その番 号や8%と10%の税率ごとに区分した消費税額 を記した請求書やレシートを、発行する事業者だ けでなく、受け取る側の事業者にも、保存を義務 づける。新制度導入後、事業者は、自分が発行し たり、他の事業者から受け取った請求書やレシー トがインボイスの要件を満たしているか確認が必 要になる。また、登録事業者番号が実在のものか も調べないといけない。事業者の税務事務負担は 格段に重くなる。

こうした義務を果たせないと、事業者には、仕 入にかかった消費税額を差し引けなくなるペナル ティが課される。つまり、課税売上高を基準に莫 大な消費税がかかってしまう。

◆零細事業者の生存を守る政治が要る

ギグワーカーなどを含む個人経営の零細事業者 の場合、こうした煩雑な消費税務をこなすのは至 難である。そこで、課税売上高が1,000万円以 下の場合、「免税事業者」として消費税の申告納 付を免除している。これまでは、仕入先である取 引相手が免税事業者でも、事業者は仕入税額控除 ができた。ところが、新制度では免税事業者はイ ンボイスを発行できなくなり、取引相手はインボ

イスがないと仕入税額控除ができなくなる。とい うことは、零細な免税事業者は、取引先から排除 されかねない。確かに免税事業者には課税事業者 に変更できる道が用意されている。排除されたく なければ変更も一案だが、変更すれば逆に煩雑な 税務で、肝心な商売/ビジネスに時間が取れなく なる。財政当局は、消費税の「益税」、つまり一 般消費者の支払った消費税が免税事業者の手元に 残り、国の懐に入ってこないのを解消するには仕 方がない、との姿勢だ。だが、中小零細事業者は、 長引くコロナ禍でも苦境に陥っている。野党や中 小零細事業者、税理士などの税務専門職からは、 インボイス制度変換への再考を求める声が上がっ ている。税務が煩雑になり、肝心な商売/ビジネ スが成り立たなくなくなるのでは、零細事業者の 生存権を侵害し、憲法違反である。

ポイントをエサにして国民監視カードを半ば強 制する。まがい物の国葬ごっこに巨額の血税を垂 れ流しする。そんな余裕があるのなら学生ローン 返済に苦しむ若者の救済に充てるべきだ。円安や インフレ税を放置し、インボイス制度への変換で 零細事業者の生存権を奪う。税制は簡素でないと いけないというのが基本原則だ。どさくさに紛れ て、原発新設まで言い出した。まさに「聞く耳を 持たない」政権だ。こんな政権は要らない。

EUは、インボイスを使った消費税、わが国は 帳簿を使った消費税、アメリカは消費税なし。そ れぞれの道があってよい。消費税のインボイス制 度への変換はコロナ禍で苦しむ中小零細事業者に 過酷すぎる。政界やマスコミは、「政治と宗教」問 題にマインドコントロールされた状態にある。だ が、中小零細事業者の生存にかかわるもっと重大 なインボイス問題に真摯に対処しないといけない。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IB ビル10F 〒 171-0021 Tel/Fax: 03-3985-4590 Eメール: wagatsuma@pij-web.net 編集 · 発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Te1/Fax + 81-3-3985-4590

http://www.pij-web.net 2022.9.28 発行 CNN ニューズ No.111

入会のご案内

季刊・CNN ニューズは、PIJ の会員(年 間費1万円)の方にだけお送りしています。 入会は PIJ の口座にお振込み下さい。

> 郵便振込口座番号 00140 - 4 - 169829ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつぶやき

• 何もしないの岸田政権は、旧統一教会問題 でも同じ。米政界も、ぬるま湯の政教分離、 宗教マネーと票でマインドコントロールさ れ、民主的憲法秩序はボロボロ常態だ。急きょ 【特集:国境をまたざ政教分離を見る目を養 う】で、石村代表に「アメリカの政教分離課 税の原則」について報告いただいた。

編

集

及